

令和6年度

# 《 入札・契約制度について 》

総合評価落札方式等の評価基準

令和6年5月

近畿地方整備局(港湾空港関係)





# 総合評価落札方式に関する用語の定義

## 〔用語の定義〕

国土交通省港湾局 「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

総合評価落札方式	価格と価格以外の要素(品質など)を総合的に評価して落札者を決定する方式
評価値	総合評価落札方式において落札者を決定するための指標であり、原則、この値の最も大きい者を落札者とする。評価値の算定方法には、技術評価点を入札価格で除して評価値を求める「除算方式」と、技術評価点と価格評価点(入札価格を点数化した値)を合計して求める「加算方式」があり、国土交通省直轄工事(港湾工事等)における総合評価落札方式では、除算方式により評価値を求めることとしている。
技術評価点	価格以外の要素を点数化した値であり、標準点、加算点、施工体制評価点の合計値として求められる。 <u>技術評価点＝標準点＋加算点＋施工体制評価点</u> ※施工体制評価点は、施工体制確認型総合評価落札方式を適用する工事において用いる。
標準点	入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与える点数。 要求要件を満足する者に対しては、標準点として一律100点を付与し、それ以外の場合は不合格とする。
加算点	評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数。
施工体制評価点	入札説明書等に記載された要求要件を実現できるかどうかを審査・評価し、その確実性に応じて付与される点数。
総合評価落札方式のタイプ	総合評価落札方式の類型。 公共工事の特性(工事内容、規模、要求要件等)に応じて、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」に大別される。



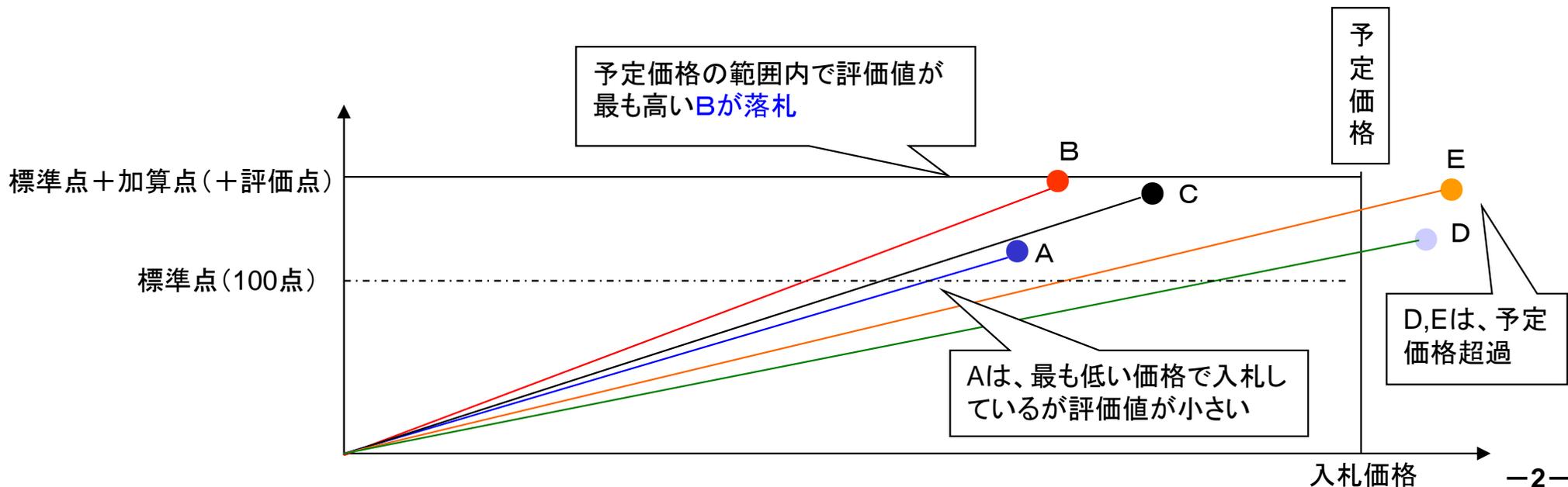
# 総合評価落札方式における落札者の決定方法

1. 総合評価方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、技術評価点を入札価格で除した値(評価値)の最も高いものを落札者とする。
2. 技術評価点は、標準点(100点)に技術提案の加算点を加えたものとする。  
(施工体制確認型の場合は、更に施工体制評価点を加えるものとする。ただし、施工体制の審査の結果、施工体制が十分確保されると認められない場合は、技術提案の評価に係る加算点は、施工体制評価における満点に対する割合を乗じて算出する。)
3. 加算点は技術提案、施工計画、企業の施工能力等を評価して決定する。

[除算方式]

評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点 (+施工体制評価点)}}{\text{入札価格}}$$





# 施工体制確認型の評価項目と評価点

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準	配点	
施工体制 (施工体制評価点)	品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料等により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	Max 15点
			工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
			その他	0	
	施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料等により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	Max 15点
			工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
			その他	0	
施工体制の評価 (施工体制評価点)	30点満点				

※施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事：予定価格が1千万円を超えるもの(=低入札価格調査対象)



## 低入札価格調査基準とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。  
履行可能性が認められない場合には、失格。

## 低入札価格調査基準の運用の見直しについて

- H31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.75~0.92へ引き上げ(R4.4.1時点で変更なし)

H31.4.1~

### 【範囲】

予定価格の

7.5/10~9.2/10

### 【計算式】

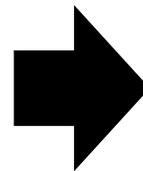
・直接工事費 × 0.97

・共通仮設費 × 0.90

・現場管理費 × 0.90

・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × (1+消費税率)



R4.4.1~

### 【範囲】

予定価格の

7.5/10~9.2/10

### 【計算式】

・直接工事費 × 0.97

機械経費	0.95
労務費	1.00
材料費	0.95

・共通仮設費 × 0.90

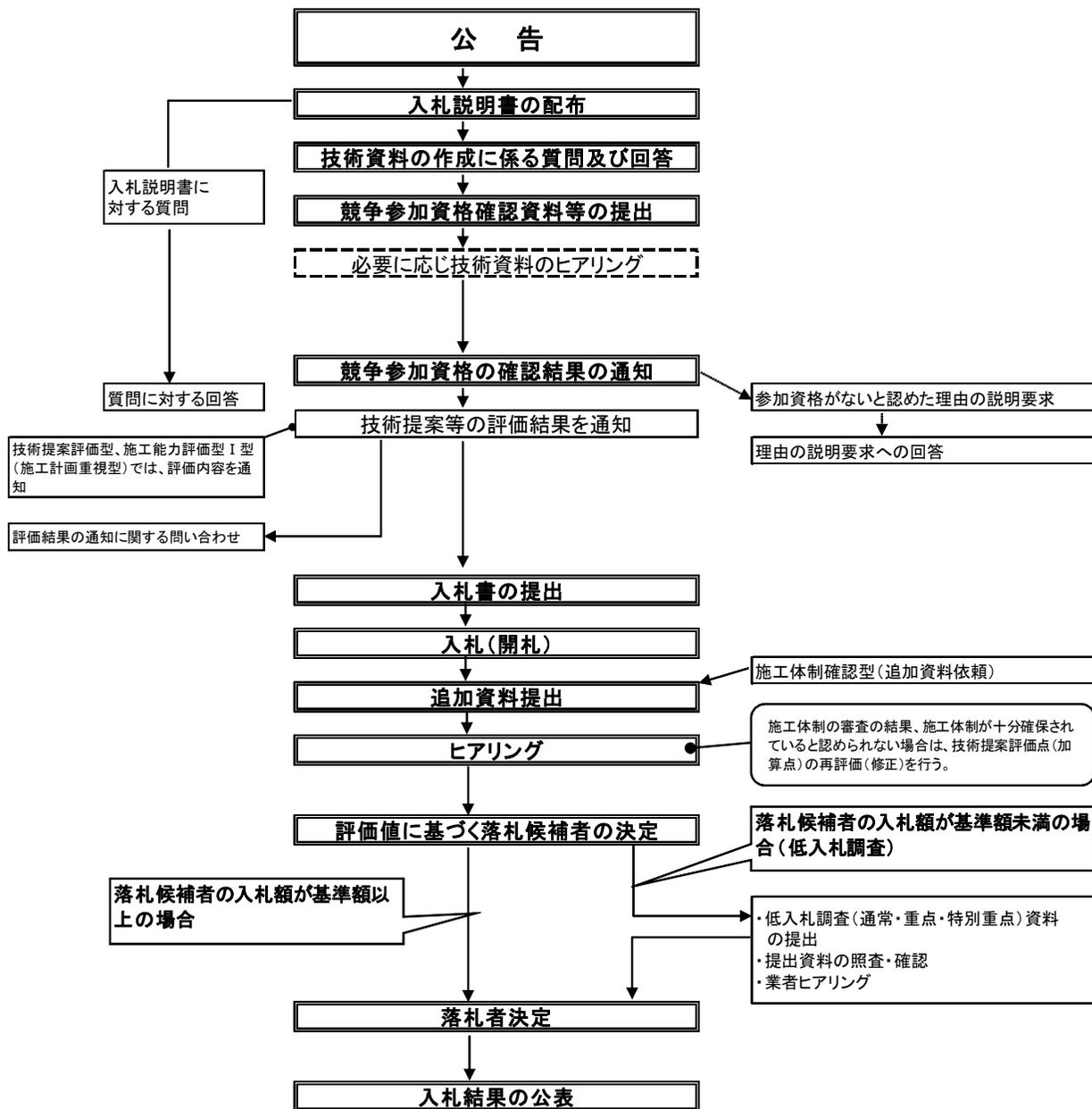
・現場管理費 × 0.90

・一般管理費等 × 0.68

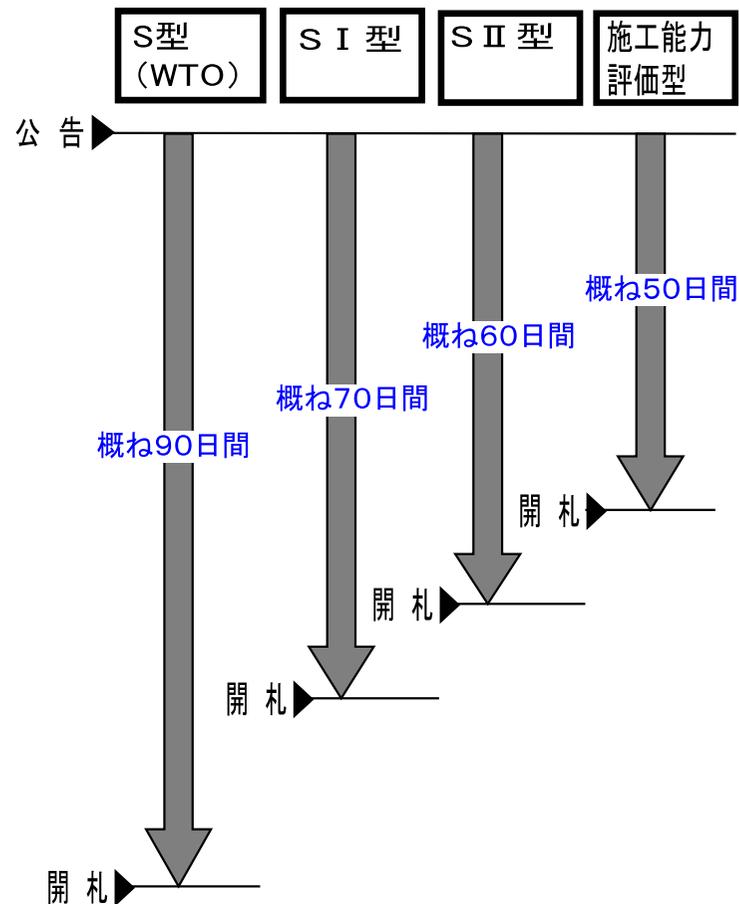
上記の合計額 × (1+消費税率)



# 総合評価落札方式の契約事務手続きの流れ



## ●総合評価タイプ別の手続き期間



※ 実際の個別案件毎の手続き期間に関しては、入札説明書を参照ください。

施工能力評価型[施工計画重視型除く]の一部で入札書と技術提案書の同時提出(二封筒事後審査型)を実施。



# 近畿地方整備局(港湾空港関係) 工事の総合評価落札方式・適用タイプ

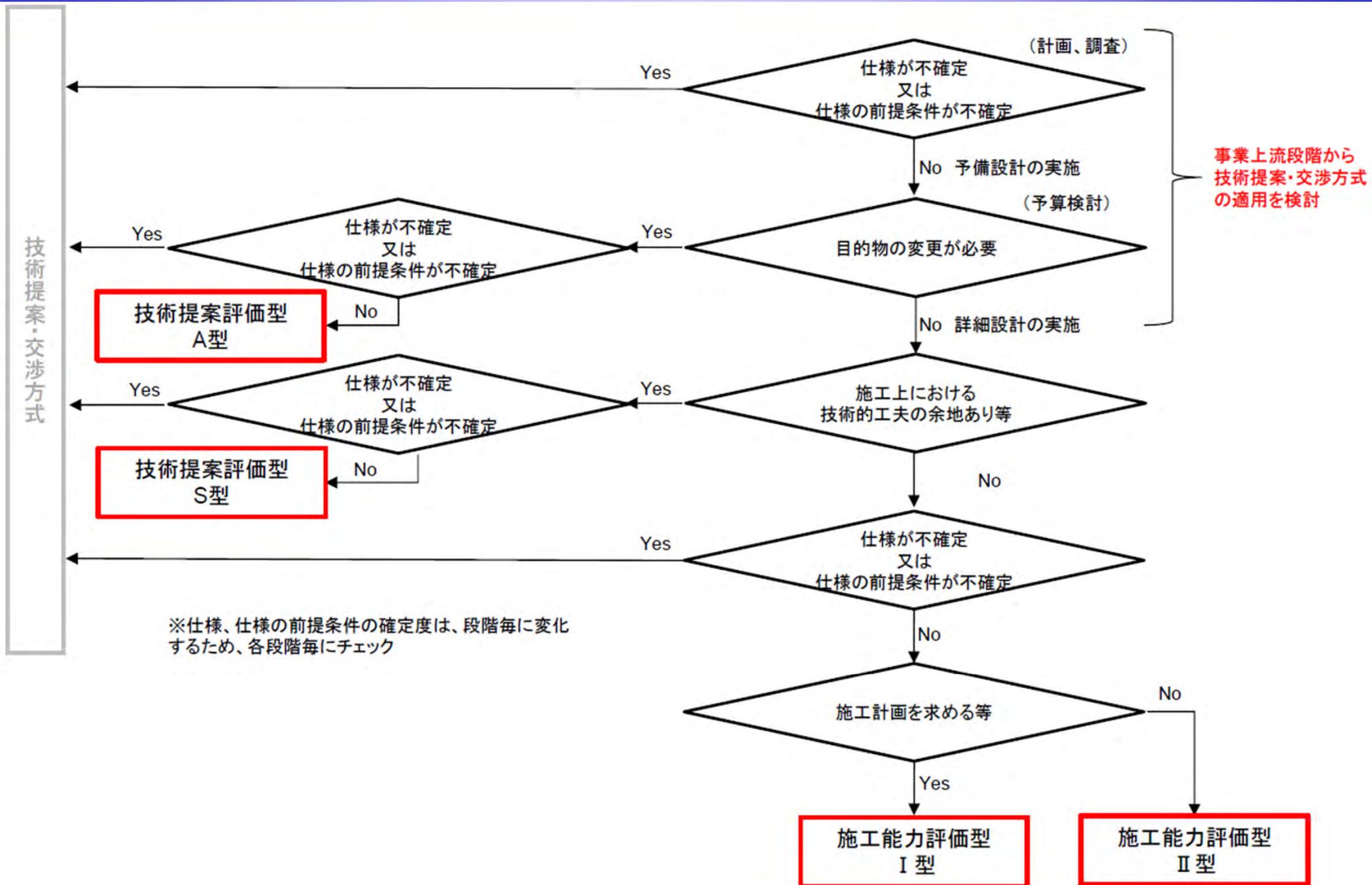
国土交通省港湾局

「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

		施工能力評価型		技術提案評価型		
		Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅠ型、AⅡ型
分類の考え方	工事内容	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	・高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合	AⅠ: 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AⅡ: 有力な構造・工法が複数ある場合
	提案内容	・求めない	・施工計画	・施工上の工夫等に係る提案	・部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	・施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	評価方法	・企業・技術者の能力等のみで評価	・原則可・不可の二段階で評価(必要に応じ点数化も可)	・点数化して評価	・点数化して評価	
	ヒアリング	・実施しない	・必要に応じ(施工計画の代替も可)	・必要に応じ	・必須	
	段階選抜	・実施しない	・必要に応じ	・必要に応じ	・必要に応じ	
	予定価格	・標準案に基づき予定価格を作成		・標準案に基づき予定価格を作成		・技術提案に基づき予定価格を作成
評価イメージ						
			※は必要に応じて実施			※は必要に応じて実施
評価方法	【除算方式*】総合評価値＝ $100 + \frac{\text{「企業・技術者の能力等」}}{\text{入札金額}}$		【除算方式*】総合評価値＝ $100 + \frac{\text{「企業・技術者の能力等」} + \text{「技術提案」}}{\text{入札金額}}$			【除算方式*】総合評価値＝ $100 + \frac{\text{技術評価点(「技術提案」の得点)}}{\text{入札金額}}$
			技術者の能力等と技術提案の得点にはヒアリングの結果等を反映。			「企業・技術者の能力等」は1次選抜時のみ評価。



# 総合評価落札方式のタイプ選定フロー





## ＜企業・技術者の能力等＞

- ・企業の能力等の評価項目は、提案企業の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該企業の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。
- ・技術者の能力等の評価項目は、当該技術者の施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、当該技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。

## ＜地域精通度・貢献度等＞

- ・地域精通度・貢献度等の評価項目は、参加要件で概ね都道府県レベルの範囲以下の地域要件を設定する工事において、災害協定の有無・災害活動の実態、近隣地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目について必要に応じて設定し、企業の能力等、技術者の能力等とは別に評価する。
- ・また、その配点は、バランスよく設定する。
- ・社会資本整備・管理に直接的な関係のない項目は設定しない。



# 近畿地方整備局(港湾空港関係) 企業の能力等及び技術者の能力等の評価項目

【R6.4現在】

(令和6年4月以降公告適用)

「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年3月(令和5年12月一部改定)国土交通省港湾局)を踏まえ、総合評価項目の設定においては、原則として品質確保・向上の観点に特化した内容を設定。

評価項目		ガイドライン	近畿設定	備考	
企業の能力等	実績	○	○	同種性の高い工事实績を評価	
	成績	○	○		
	表彰	○	○		
	関連分野での技術開発、新技術の活用	△	△	作業船を評価しない場合に限り、新技術(NETIS等)の活用を評価	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO等)	△	△	技術提案評価型(S I型)及び施工能力評価型(I型(標準型)、II型)の作業船を評価しない場合に限り、ISOの取得状況を評価	
	技能者の配置状況、技術提案力の評価	△	○	基幹技能者の配置、当該工事に有益な資格者の配置 ※技術提案力の評価は試行適用工事に限る	
技術者の能力等	実績	○	○	同種性の高い工事实績を評価	
	成績	○	○	企業の能力評価と同様な方式により評価	
	表彰	○	○		
	CPD	△	○		
	資格	△	○	当該工事に有益な資格の有無	
	ヒアリング	△	△	必要に応じて実施	
手持ち工事量		×	×	品質確保・向上の観点から評価しない	
地域 精通度 ・貢献度	使用する作業船の保有状況	△	○	作業船の新造、保有状況を評価(環境基準達成船を優位に評価)※作業船を使用する工事が対象	
	災害時に対応出来る作業船の保有	△	○	災害時迅速に対応する必要がある為、作業船を自社保有している企業に限る。※作業船を使用しない工事(港湾土木(ブロック製作等))が対象	
	地理的 条件	本支店営業所の所在地	△	×	
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	技術提案評価型(S II型)、施工能力評価型で評価
		監理技術者の近隣地域での実績	△	×	
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績、企業BCP		△	△	技術提案評価型(S II型)、施工能力評価型で評価
	ボランティア活動等		△	△	災害活動における行政機関からの表彰、海洋環境保全活動についてを評価
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価		△	△	港湾土木工事におけるA等級及びWTO※対象工事	

ガイドライン: 港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年3月(令和5年12月一部改定) 国土交通省港湾局)

【凡例】 ○: 必須 △: 選択 ×: 非設定

※WTOの場合は、賃上げ加点措置と同様に外数で加点評価



# 近畿地方整備局 港湾空港関係工事の配点割合

令和6年4月1日以降 一部改正

◆国土交通省港湾局「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」に基づき、各型の配点割合を以下のとおり設定。

施工能力評価型	II型	総合評価対象 40(30)					賞上実施企業 に対する加点	( )内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合
		企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	3(2)			
	II型 (通信設備チャレンジ型)	総合評価対象 30			賞上実施企業 に対する加点			
		企業の能力等 20	地域・貢献等 10	2				
	I型	総合評価対象 40(30)					賞上実施企業 に対する加点	( )内は施工体制確認型ではない場合 斜体は作業船を使用する工事の場合
		競争参加 資格対象 施工計画 (可・不可)	企業の能力等 16(12) 14(11)	技術者の能力等 16(12) 14(11)	地域・貢献等 8(6) 12(8)	3(2)		
	I型 (通信設備チャレンジ型)	総合評価対象 30			賞上実施企業 に対する加点			
	競争参加 資格対象 施工計画 (可・不可)	企業の能力等 20	地域・貢献等 10	2				
I型 (施工計画重視型)	総合評価対象 40					賞上実施企業 に対する加点	※ 工事難易度評価の小項目にA評価があるなど、厳しい施工条件により、特に施工計画の適切 性を求める必要がある工事への適用を想定。 斜体は作業船を使用する工事の場合	
	施工計画 20 20	企業の 能力等 8 7	技術者の 能力等 8 7	地域・ 貢献等 4 6	3			
I型 (施工計画重視型) (地元企業活用審査型)	総合評価対象 40					賞上実施企業 に対する加点	斜体は作業船を使用する工事の場合	
	施工計画 20 20	地元企業の 活用状況 3 3	企業の 能力等 6 5	技術者の 能力等 6 5	地域・ 貢献等 2 4	3		
I型 (施工計画重視型) (海上工事チャレンジ型) (陸上工事チャレンジ型)	総合評価対象 40					賞上実施企業 に対する加点	※ 海上・陸上工事を保有しているものの管内での施工実績のない地域企業に対して受 注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。	
	施工計画 30	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 4	地域・ 貢献等 4	3			
技術提案評価型	SII型	総合評価対象 50					賞上実施企業 に対する加点	
		技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4	3		
	SII型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					賞上実施企業 に対する加点	
		技術提案 30	地元一次下請企業の 工事実績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 8	地域・ 貢献等 4	4
	SII型 (地元作業船活用審査型)	総合評価対象 50					賞上実施企業 に対する加点	
		技術提案 30	企業の 能力等 8	技術者の 能力等 7	地域・ 貢献等 5	3		
	SII型 (チャレンジ型)	総合評価対象 40					賞上実施企業 に対する加点	※ 全国的に受注実績と優れた技術力があるものの管内での施工実績のない企業に対して受注 機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事への適用を想定。
	技術提案 36	企業の 能力等 2	技術者の 能力等 2	3				
SI型	総合評価対象 60					賞上実施企業 に対する加点	※ 技術提案評価型(SI型)においては、地域 精進度・貢献等の評価は設定しない。	
	技術提案 40	企業の 能力等 10	技術者の 能力等 10	4				
SI型 (地元企業活用審査型)	総合評価対象 60					賞上実施企業 に対する加点		
	技術提案 30	地元一次下請企業の 工事実績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の 能力等 10	技術者の 能力等 10	4		
S型・WTO	総合評価対象 60					賞上実施企業 に対する加点	※ 港湾土木工事が対象	
	技術提案 60	4	W B I					
A型	総合評価対象 70					賞上実施企業 に対する加点	※ 港湾土 木工事が 対象	
	技術提案 70	4	W B I					



# 競争参加資格の一部緩和

(構成員企業も要件として設定している同種工事の施工数量要件の更なる緩和)

対象: 令和6年4月以降公告工事

競争参加者が**甲型特定JVである場合は**、代表者以外の**構成員の企業に対して同種工事の数量要件は課さない**。  
また、代表者以外の構成員の技術者に対して同種工事の施工経験は求めない。  
また、競争参加者が甲型特定JVである場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。  
(契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。)

～平成26年3月迄

平成26年3月～平成27年12月迄

平成27年3月～平成30年3月迄

平成30年4月以降公告～

令和6年4月以降公告～

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同上

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	上記JV代表者に求めた施工数量要件値の約50%値
技術者	施工経験は求めない

甲型特定JVの場合

競争参加資格要件	
特定JVの代表者	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)
特定JVの代表者以外の構成員	
企業	同種工事の施工実績(数量要件は課さない)
技術者	施工経験は求めない

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同上

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

技術提案評価型(SI型、SII型)

競争参加資格要件	
企業	当該工事の施工数量の約70%値
技術者	同種工事の施工経験(数量・規格要件は課さない)

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上

【参考】施工能力評価型(I型、II型)

競争参加資格要件	
企業	同種工事の施工経験(数量要件は設定していない)
技術者	同上



○主任(監理)技術者の柔軟な配置や競争参加資格申請書類の削減、申請手続きの簡素化に対応するため、主任(監理)技術者の申請をこれまでの複数名から1名のみとし、契約後に技術者の変更を認める。

また、競争参加資格が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員に対しては、技術者要件のうち同種実績を求めない。

## 【対象】

原則、全ての工事

## ■競争参加申請書類

### ①監理技術者の申請人数

・主任(監理)技術者の申請書類は、1名分のみとし複数申請は認めない(複数申請は参加を認めない)。

### ②特定建設工事共同企業体(甲型)の競争参加申請書類

・競争参加者が特定建設工事共同企業体(甲型)である場合は、代表者以外の構成員の技術者についての書類を求めない。なお、契約後に当該技術者の資格の保有が要件を満たすことを証明する書類の提出を求め、資格の有無を確認する。



## ■主任(監理)技術者の変更

### ①変更申請の受付期間

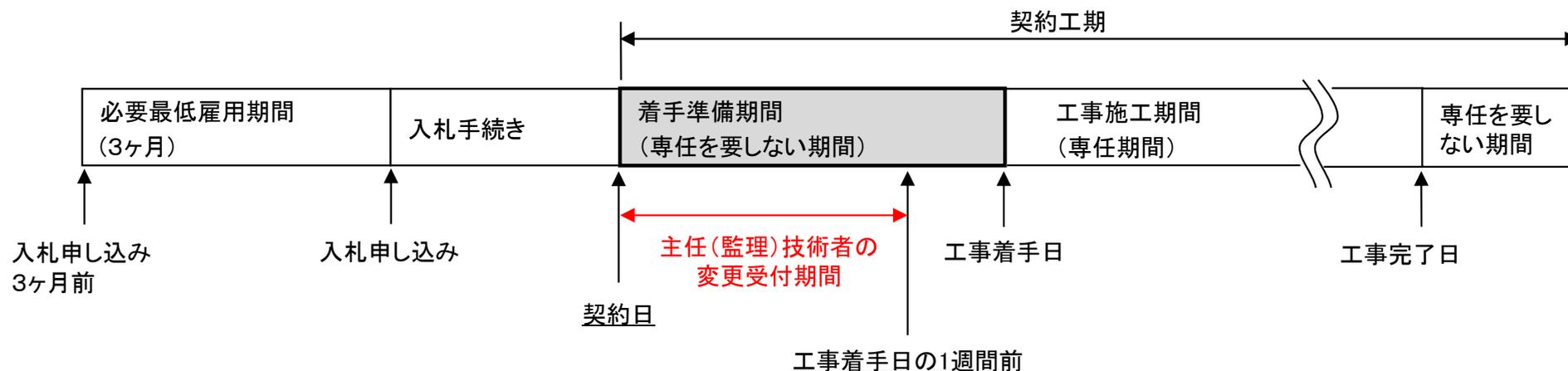
- ・契約日から工事着手日の1週間前まで

### ②変更主任(監理)技術者の条件

- ・入札申込みの3ヶ月以上前から受注者の社員であること。
- ・変更前の技術者と同等以上の技術力(評価合計点が同点以上)が確保されること。

変更前に若手主任(監理)技術者と技術指導者を配置している場合は、主任(監理)技術者は他の若手主任(監理)技術者に、技術指導者は同等以上の技術力が確保される他の技術指導者に変更できる。

また、若手技術者登用型(工事)の採用を取り止める場合には、主任(監理)技術者は技術指導者又は技術指導者と同等以上の技術力が確保される他の主任(監理)技術者に変更できる(この場合、技術指導者の配置は要しない)。





# 下請け施工実績の評価

対象：平成30年4月以降公告工事

○中小企業の受注の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の「同種工事の施工実績」として認める。

ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

## 【対象】

原則、以下の全ての工事

- ・主作業船を使用する港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事で作業船の保有等の評価を実施する工事
- ・工事規模が8.1億円未満(WTO対象外工事)

## ■下請け実績を認める条件

- ・企業の同種実績として、発注する地方整備局の発注工事の一次下請けの企業として施工した実績があること
- ・配置予定技術者の同種実績として、一次下請けの主任技術者として配置された実績があること
- ・一次下請け実績の工事において使用した主作業船と発注工事の主作業船が同じであること
- ・一次下請け実績の工事において自社保有又は共同保有の主作業船を使用したこと

## ■主作業船一覧表

下表に示す主作業船のうち本工事で使用される船舶を対象(規格は問わない)とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	



# 出産等が不利にならない技術者評価

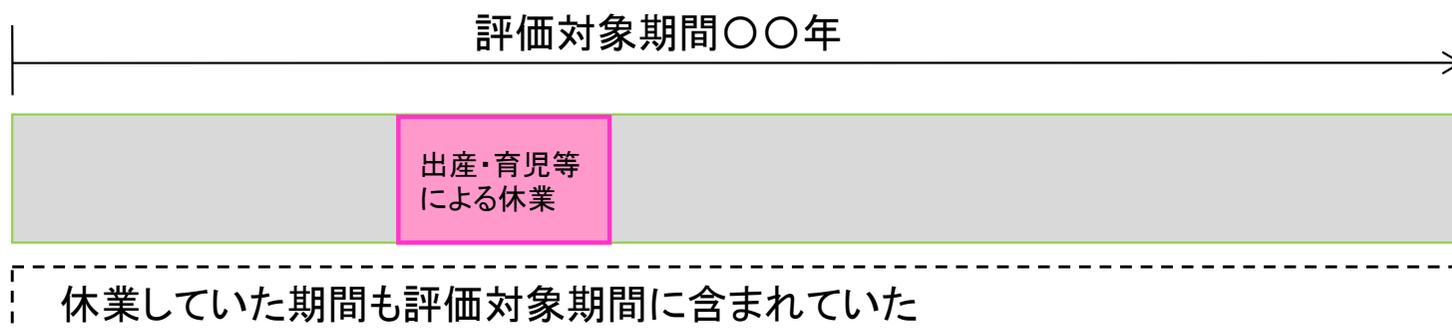
対象：平成29年4月以降公告工事

○建設現場を男女ともに働きやすい環境とするため、入札時の技術者評価において技術者の出産・育児・介護休業（以下、「出産等」という。）が不利にならない技術者評価を導入。

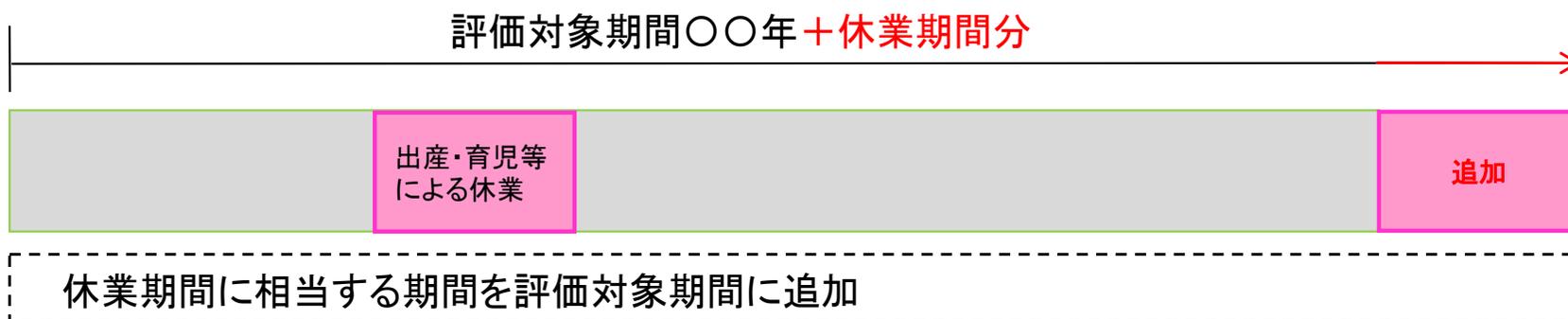
## 【対象】

- ・総合評価落札方式を適用する工事（平成29年4月以降公告工事）。
- ・総合評価における配置予定技術者について、出産等で休業していた期間も考慮して評価。

### ■評価対象期間【改定前】



### ■評価対象期間【改定後】



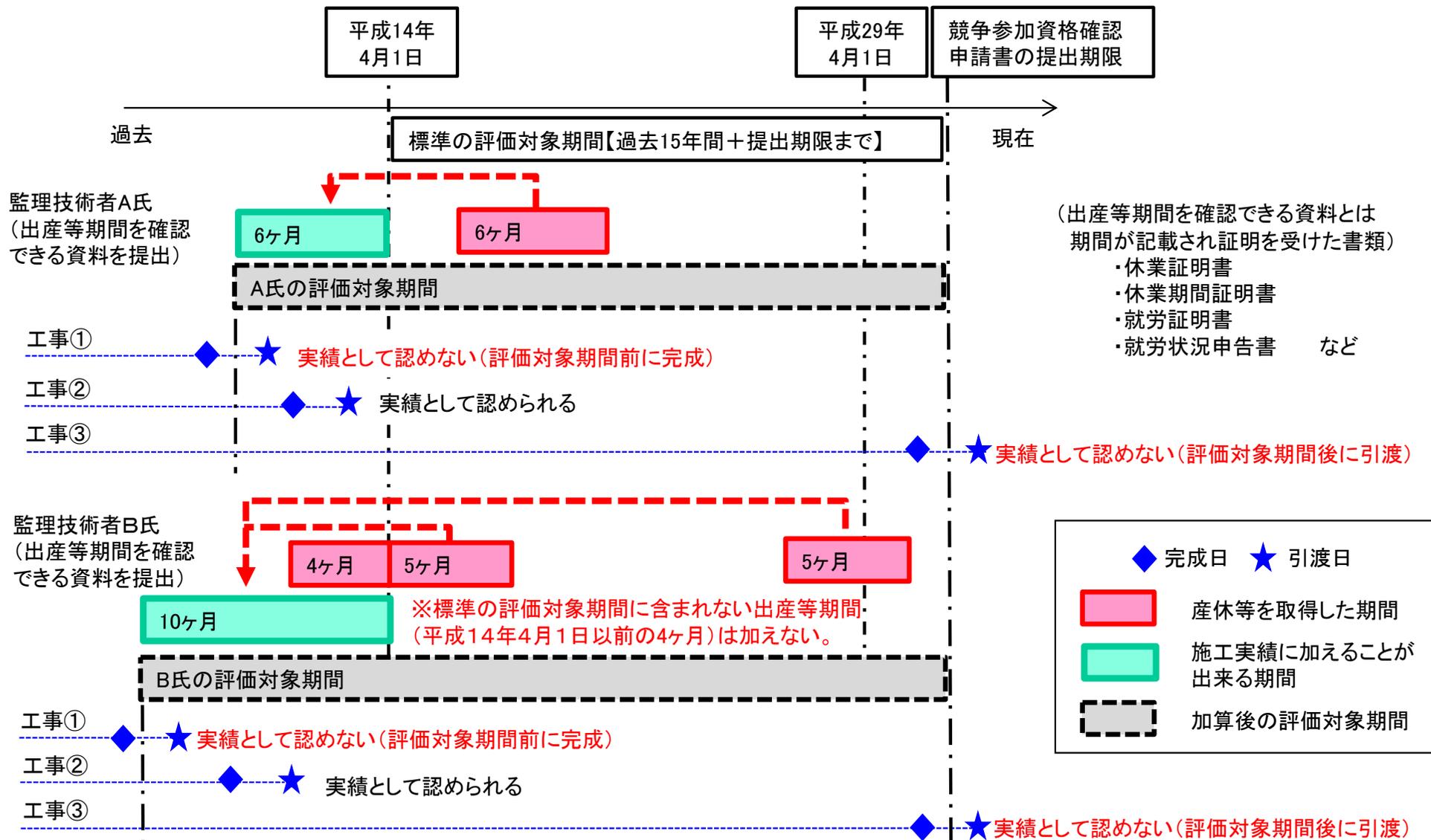
(例)【参加資格要件】過去4年間に〇〇工事の施工実績があること  
育児休業を1年間取得していた場合⇒「過去5年間」として取り扱う



# 出産等が不利にならない技術者評価の評価方法について

## 産休等の取得期間を実績として求める期間の考え方

産前産後休業、育児休業及び介護休業(以下、「出産等」という。)を取得した場合は、出産等期間(日数)に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。





# 同種性の高い工事の施工実績(経験)の評価

- ◆ 同種工事の実績評価については、以下のとおり、**設計数量要件と付加要件による3段階での評価**とする。

## 設計数量と付加要件による評価

	要件1(設計数量)	要件2(付加要件)	評価
より同種性の高い工事	設計数量と同等以上	構造形式、施工条件等が同等 (以下事例参照)以上	◎
同種性の高い工事	設計数量と同等以上		○
同種性が認められる工事 (同種工事)	設計数量に対して70%の 数量以上		—

## 要件2(付加要件)の事例

工 種	工 事 例
浚渫工事	計画水深以上のポンプ浚渫工事 薄層浚渫(設計浚渫土厚1m未満)工事 硬土盤グラブによる岩盤浚渫工事 等
岸壁築造工事	計画水深以上の棧橋式岸壁の築造工事 海上起重機船によるケーソンの据付工事 等
地盤改良工事	SCP船による地盤改良長〇m以上の工事 床掘置換厚〇m以上の床掘工事 等

※1 競争参加資格の資料として提出のあった施工実績に基づいて評価する。

※2 国土交通省又は他省庁発注工事の施工実績を優位に評価し、その他の工事の施工実績は、その評価の概ね1/2程度とする(例:1.5×1/2=0.75点)。但し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項に定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。



# 配置予定技術者の施工実績(経験)の評価

令和6年4月1日以降公告で一部改正

- ◆以下に示す課題への対応として、現場代理人として従事した工事の経験について、監理(主任)技術者経験と同等の加点の対象とするとともに、担当技術者の工事の経験についても、人材育成に配慮し、評価の対象(1/2評価)とする。
  - ・企業の施工能力として、施工実績を有する技術者の配置に対して加点されるため、入札参加者の立場から常に最高評価の監理(主任)技術者の実績を持つ経験豊富なベテラン技術者を配置することになり、工事を受注することで、その経験者はさらに実績が蓄積されることが繰り返され、若手技術者に監理(主任)技術者としての実績が付きにくい状況にある。
  - ・技術者の高齢化が進む中、企業は若手技術者育成のため、監理(主任)技術者と同等の資格を有した者を現場代理人として配置することで、技術者としての経験を積ませているが、現場代理人としての経験が次回の工事の総合評価において低評価となる状況にある。
  - ・これまで監理(主任)技術者あるいは現場代理人に求める施工経験のうち、「同種性の高い工事(数量要件あり)」など3段階の評価としていた。令和6年4月以降公告の工事より、「同種性が認められる工事(数量要件なし)」についても加点対象(1/2評価)とする配点基準の緩和を図る。

## 配点例(直轄実績の場合) ※令和6年4月1日以降の公告案件

	(企業) 同種工事实績	(技術者) 監理技術者経験	(技術者) 現場代理人経験	(技術者) 担当技術者経験
より同種性の高い工事	2 (4)	2 (4)	2 (4)	1 (2)
同種性が認められる 工事(同種工事)	1 (2)	1 (2)	1 (2)	0.5 (1)

※上段:2点満点時、下段( )内:4点満点時

※1 現場代理人及び担当技術者として従事した施工経験の場合は、同種工事の施工経験で競争参加資格として求める資格を有し従事した場合に限る。

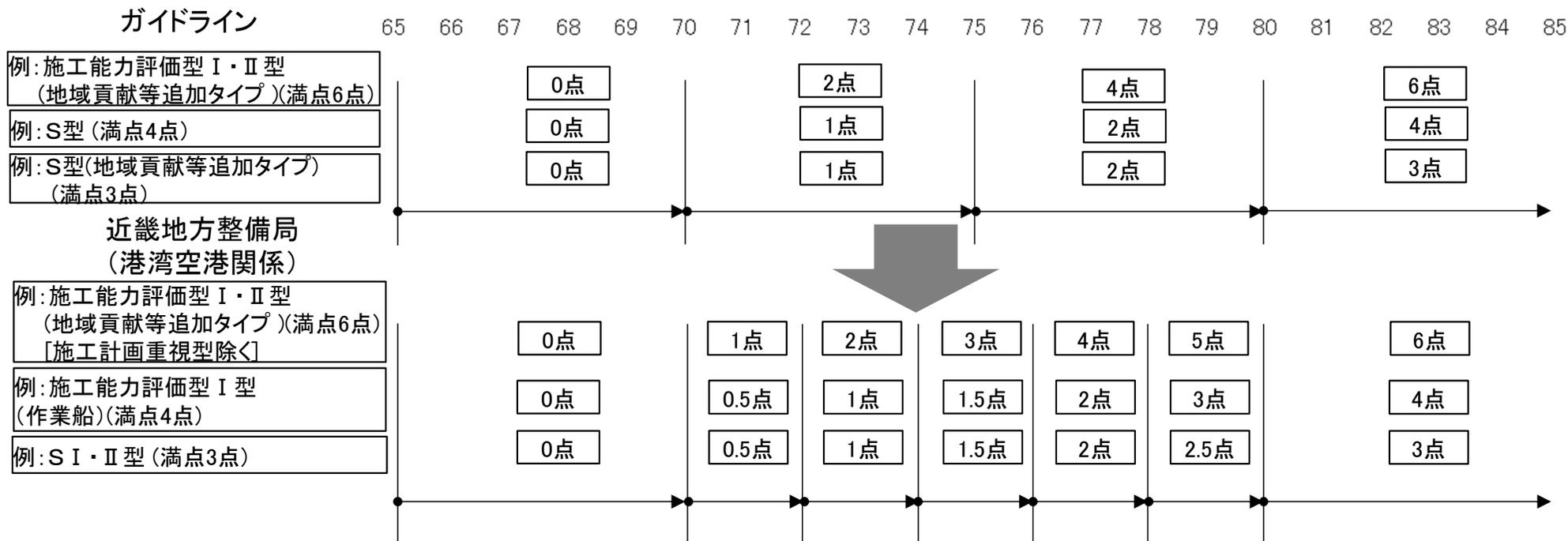
※2 国土交通省又は他省庁発注工事の施工実績を優位に評価し、その他の工事の施工実績は、その評価の概ね1/2程度とする(例:0.5×1/2=0.25点)。但し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)」第2条第1項に定める法人及び中部国際空港株式会社並びに関西国際空港用地造成株式会社については、国土交通省又は他省庁発注工事と同等とする。



# 工事成績評定に対する加算点の評価方法

「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成27年3月 国土交通省港湾局)で示された工事成績評定の加算点の評価方法では、成績点70点と74点を持つ企業、75点と79点を持つ企業が同評価として例示されている。近畿地方整備局(港湾空港関係)では、工事成績評定をより忠実に反映するため、技術提案評価型、施工能力評価型の工事成績評価基準として成績点2点ピッチ評価とする。なお、技術者の成績評価基準も同様とする。

工事成績評定平均点



評価基準(2点ピッチ)	配点		
80点以上	3点	4点	6点
78点以上から80点未満	2.5点	3点	5点
76点以上から78点未満	2点	2点	4点
74点以上から76点未満	1.5点	1.5点	3点
72点以上から74点未満	1点	1点	2点
70点以上から72点未満	0.5点	0.5点	1点
70点未満	0点	0点	0点



# 総合評価におけるインフラDX大賞 (旧名称:i-Construction大賞) 等の評価

対象: 令和2年4月1日以降公告の工事  
【R4.4以降改正】  
【R5.4以降改正】

品確法改正において、情報通信技術の活用等を通じてその生産性の向上を図るよう位置付けられており、i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)を受賞している企業は総合評価において加点対象とする。

ただし、優良工事表彰(局長、事務所長)、安全管理優良表彰等との重複した加点評価は行わない。  
又、建設業の担い手育成の観点より、建設ジュニアマスターの顕彰を受けている現場従事者を配置した場合も加点評価する。

## i-Construction大賞評価対象(R4.4.1以降)

## インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)評価対象(R5.3.1以降)

過去5カ年(平成〇年度から令和〇年度)に完成・引渡しが完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無。



過去5カ年(平成〇年度から令和〇年度)に完成・引渡しが完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における受賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の有無。 ※スタートアップ奨励賞は対象外

技術評価項目		評価基準		注釈	配点	
企業の能力等	表彰	優良工事表彰(局長、事務所長) 安全管理優良請負者表彰 優良工事等施工者(現場環境向上)表彰 (旧名称:イメージアップ優良工事表彰) 技術開発に関する表彰	過去5カ年(平成29年度から令和3年度)に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無	※4	1点 (0.5点)	Max 1点
		インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞) (旧名称:i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞))の表彰	過去5カ年(平成29年度から令和3年度)に完成・引渡しが完了した国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事における表彰の有無		1点	
		コンクリート構造物品質コンテスト (旧名称:公共構造物品質コンテスト)の表彰	近畿地方整備局の過去5カ年(平成29年度から令和3年度)における表彰の有無(コンクリート打設工事に限る)		1点 (0.5点)	
		工事成績評定優秀企業認定	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)の「工事成績評定優秀企業」として認定された企業		1点	
		下請の表彰	過去5カ年(平成29年度から令和3年度)に完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無		1点	
	技能者等の配置	登録基幹技能者	① 鉄筋、型枠、圧送【ケーソン製作に適応】 ② 海上起重【浚渫工、ケーソン・ブロック等据付、海上地盤改良工に適応】	※5	1点	Max 1点
		登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、港湾潜水技士の配置の有無	① とび工、大工、コンクリート工【ケーソン製作に適応】 ② しゅんせつ工、建設機械運転工(作業船に限る)【浚渫工に適応】 ③ 建設機械運転工(作業船に限る)、潜水士(潜水作業がある場合)【ケーソン・ブロック等据付に適応】 ④ 建設機械運転工(作業船に限る)【海上地盤改良工に適応】		1点	
		港湾潜水技士	特別港湾潜水技士		1点	
		港湾潜水技士	一級港湾潜水技士		0.5点	



# 登録基幹技能者に関する評価

施工現場の生産性の向上、建設生産物の品質確保及び技能労働者の活用などを目的として、平成22年度から現場従事技能者の配置に対して、適用工種が含まれる標準 I 型を対象に試行を実施してきた。今後、公共構造物の品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには**若手技術者を含め、施工現場に従事する優れた技能労働者の確保・育成・活用を促進する必要がある。**

このため、非WTOの「施工能力評価型」及び「技術提案評価型」において**適用工種**の含まれる工事へ適用する。

## 登録基幹技能者の意義・役割

- 品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、施工現場に従事する技能労働者の中核をなす職長等の果たす役割が重要。
- 職長等を中心とした技能労働者の中から、①施工方法等の提案・調整、②適切な人員配置、作業方法、手順等の構成、③一般の技能者の施工に係る指示、指導、④前工程・後工程の連絡調整 を行うことのできる者を「基幹技能者」として位置づけ、その確保・育成・活用を促進することにより、施工現場の生産性の向上・建設生産物の品質の確保を図る。

### 港湾工事における適用例

配置を求める工種	明示する対象登録基幹技能者
ケーソン製作	鉄筋、型枠、圧送
浚 渫 工	海上起重
ケーソン・ブロック等据付	海上起重
海上地盤改良工	海上起重

※工種を勘案し、上記適用例以外の対象基幹技能者の設定が必要な場合があることに留意(PC、グラウト、圧接、電気、造園他)。  
 ※対象とした登録基幹技能者については履行確認が必要であるため現地条件(施工方針等)を勘案の上、設定すること。



# 現場従事技能者の評価対象の拡充

対象：令和2年4月以降公告工事  
【R5.4以降一部改正】

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として、登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターに加えて、R5dから「**港湾潜水技士(特別又は一級)**」を現場従事技能者(元請又は下請け)として配置する場合に対しても加算点を付与する取り組みを試行。

## 評価基準

技術評価項目		評価基準		配点	
				施工能力評価型 I型【標準型】、II型	技術提案評価型 SI型・SII型 施工能力評価型 I型【施工計画重視型】
企業の 能力等	技術者等 の配置	登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、 <b>港湾潜水技士</b> の配置の有無	登録基幹技能者	2点	1点
			建設マスター 建設ジュニアマスター		
			<b>特別港湾潜水技士</b>		
			<b>一級港湾潜水技士</b>	1点	0.5点

※①記載する技能者は、元請又は下請企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用関係であること。

※②本工事における該当工種の施工期間すべてに従事できること。**港湾潜水技士は潜水作業がある工種がある場合に評価対象とする。**

※①、②を満足する登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスター、**港湾潜水技士**の配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

## 港湾工事における適用例

配置を求める工種	対象となる登録基幹技能者の種類	対象となる建設マスター及び建設ジュニアマスターの職種※
浚渫工	海上起重	しゅんせつ工、建設機械運転工(海上工事)
ケーソン・ブロック等据付	海上起重	建設機械運転工(海上工事) (潜水作業が有る場合:潜水土)
海上地盤改良工	海上起重	建設機械運転工(海上工事)
ケーソン製作	鉄筋、型枠、圧送	とび工、大工、コンクリート工

※主要工種を対象とし詳細は個別工事の入札説明書参照。



# 工事に適応される各種資格に関する評価

対象：平成31年4月以降公告工事

建設生産物の品質確保・向上及び技術者の育成などを目的として、配置予定技術者の持つ資格について、競争参加資格として求める国家資格等の他に、当該工事に対して有益な資格の有無により加点の対象とする。また、当該工事(当該工事の全ての工種)において有益な資格を持つ技術者の配置に対しても加点の対象とする。

評価項目	評価基準	資格	配点	
			施工能力評価型 I型(標準型)・II型	左記以外
企業の能力	配置予定の現場代理人等の保有する右記に定める資格	下表参照	2資格以上 2点、 1資格 1点	加点なし
配置予定技術者の能力	配置予定技術者が保有する資格のうち、右記に定める資格		1~2点	

## 評価対象資格

資格名	適応工事
土木学会認定土木技術者(1級以上)	港湾5工種の工事に適応
技術士、APECエンジニア	全工事に適応(当該工事に該当する部門に限る)
労働安全コンサルタント	全工事に適応
海上工事施工管理技術者(I~III類)	海上工事において作業船を使用する場合に適応
コンクリート(主任)技士	コンクリート工事に適応
舗装施工管理技術者	舗装工事に適応
造園施工管理技士	造園等土木工事に適応
コンクリート診断士、コンクリート構造診断士	コンクリート構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
海洋・港湾構造物設計士	港湾3工種(港湾土木、港湾等しゅんせつ、港湾等鋼構造物)の工事に適応
海洋・港湾構造物維持管理士	港湾構造物全般の老朽化対策・維持補修工事に適応
土木鋼構造診断士	鋼構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
構造物診断士	土木構造物の老朽化対策・維持補修工事に適応
プレストレストコンクリート技士	プレストレストコンクリート構造物工事に適応
空港工事施工管理技術者	空港工事に適応



# 有用な新技術の活用

(現行)技術提案評価型:「企業の能力等」評価における「有用な新技術の活用」  
 →技術提案の各提案において、**新技術を活用した施工方法が(加点)評価されたものを本項目の評価対象とし、申請された技術のグレードに応じて評価。**

見直し

- 新技術の活用促進**の観点を踏まえ、当該工事において有用となる新技術の活用申請(目的、有用性を記載)があれば、技術提案の加点評価とは独立して「企業の能力等の評価」において「**有用な新技術の活用**」として**評価の対象**とする。
  - 「有用な新技術の活用」申請により加点評価されたにも関わらず活用していない場合、評価項目の未実施として、**工事成績評定を減ずることとする(-5点)**。
- ※新技術を含む技術提案が「**加算点付与の対象としない(実施義務なし)**」と通知された場合においても「**有用な新技術の活用**」を申請し**加点評価された場合は、履行義務が発生する**。
- なお、新技術を含む技術提案が「**加算点付与の対象としない(実施不可)**」及び**当該工事において有用で無いと判断される場合は、「企業の能力等の評価」における「有用な新技術の活用」は評価対象外とする**。

【評価基準表】

【平成27年12月18日以降公告工事から適用】

分類	技術評価項目		評価基準		留意点等	配点	
企業の能力等	企業の能力等	有用な新技術の活用	新技術活用システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術、又は平成12年度以降に港湾関連民間技術の確認審査・評価業務により評価された技術の有無	NETIS登録技術のうち、右記に位置付けられているもの及び港湾関連民間技術の確認審査・評価事業に評価された技術の活用 (審査基準日は「申請書の提出期限日」とする)	※	1点	1点
				「推奨技術」 「準推奨技術」 「評価促進技術」 「活用促進技術」 「設計比較対象技術」 「少実績優良技術」 「活用促進技術」(旧) 「港湾関連民間技術」			

○ 留意点等

項目	留意点等
※	本工事において、新技術活用システム(NETIS)登録技術において、有用な技術とされた新技術、又は平成12年度以降に港湾関連民間技術の確認審査・評価業務により評価された技術の活用を本項目の評価対象とする。但し、1件の技術のみ評価し、複数技術の申請があった場合は1件目のみ評価の対象とする。 NETIS登録技術における評価は、活用効果評価に基づいて有効な新技術の活用促進技術に指定されたものが対象であり、NETISに登録されているのみでは評価の対象としない。(なお、記載にあたっては、自社開発、他社開発は問わないものとする。)(審査基準日は「申請書の提出期限日」とする) 詳細は申請書様式の留意事項を確認すること。



# 作業船新造を促すための入札契約時における作業船評価の取組の強化

新造船の減少と老朽船の増加に伴い、港湾整備事業の円滑な実施への懸念

## 作業船の新造を促すための方策

### 資格審査における作業船評価

国土交通省地方整備局(港湾空港部)が発注する工事を受注するうえで必要となる資格審査において、作業船保有企業を優位に評価し、有資格業者名簿に登録

### 入札契約時における作業船評価

総合評価落札方式を適用する工事において、工事に使用する作業船の保有並びに優れた環境性能を有する作業船を保有する企業を優位に評価

### 税制優遇

買い換え特例(所得税・法人税の圧縮記帳)

### ■ 作業船評価内容と配点ウェイトの拡大

作業船保有と環境性能の高さをこれまで以上に評価し、作業船保有企業へも安定した工事量を確保できる環境を整え、これにより作業船等新たな設備投資を促し老朽化対策を図る。



# 近畿地方整備局(港湾空港関係)「作業船評価」の見直し

対象:原則、令和3年4月1日以降公告の以下の工事

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。

一方、作業船の隻数は、年々、減少しているところであり、港湾工事の品質確保のために、これまで作業船の財産の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきた。作業船の隻数の減少に歯止めをかけるため、「新造」、「環境性能」の評価点の見直しを行う。**(チャレンジ型及び施工能力評価型(地元企業活用審査型)を除く)**

## ■実施概要

作業船を使用する工事を対象に、作業船の「保有形態」、平成22年7月以降<sup>(注1)</sup>に「新造」した作業船、「環境基準」<sup>(注2)</sup>を満たした作業船を総合評価にて評価する。

注1:海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部改正(平成22年7月施行)

注2:上記法律に定められる「窒素酸化物排出量に係る放出基準」

## 【現 行】

評価項目		配点	評価基準
社会・地域貢献等	作業船保有状況	保有形態	2.0(max) 自社保有、共有(持ち分比率に乗じて加点)
		新造	2.0(max) 平成22年7月以降に建造し環境基準を満たした作業船
		環境性能	1.0(max) 環境基準達成の有無
		合計	4.0(max) 『環境性能』と『新造』の重複した評価はしない

## 【見直し】

評価項目1		配点	評価基準
社会・地域貢献等	作業船保有状況	保有形態	2.0(max) 自社保有、共有(保有・保険支払比率に応じて加点)
		新造	3.0(max) 平成22年7月以降に建造し環境基準を満たした作業船(出資持ち分比率に応じて加点)
		環境性能	2.0(max) 環境基準達成の有無(出資持ち分比率に応じて加点)
		合計	5.0(max) 『環境性能』と『新造』の重複した評価はしない



# 総合評価における作業船の評価方法について

【R6.4以降改正】

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。

一方、作業船の隻数は、年々、減少しているところであり、港湾工事の品質確保のために、これまで作業船の財産の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきた。作業船保有企業へも安定した工事量を確保するため、作業船の分類に応じた評価点の見直しを行う。

## ■実施概要

当該工事に使用する作業船<sup>(注1)</sup>に限り評価する。なお、作業船を専ら「付属作業船」<sup>(注2)</sup>として使用する場合は総合評価における加点評価を明確にする(専ら「主作業船」<sup>(注2)</sup>として使用する場合は概ね1/2程度)。

注1: 当該工事に使用する以下の作業船に限り評価する。

- ①ポンプ浚渫船 ②グラブ浚渫船 ③バックホウ浚渫船 ④リクレーマ船 ⑤バージアンローダ船 ⑥空気圧送船 ⑦旋回起重機船
- ⑧固定起重機船 ⑨クレーン付台船 ⑩杭打船 ⑪コンクリートミキサー船 ⑫ケーソン製作用台船 ⑬深層混合処理船 ⑭サンドドレーン船
- ⑮サンドコンパクション船

注2: 作業船の分類は、「(一社)日本作業船協会による作業船の分類」を参照

技術評価項目		評価基準		
社会・地域 貢献	作業船保有状況	保有形態	自社保有又は共有(保有・保険支払比率50%以上)	
			共有(保有・保険支払比率20%以上50%未満)	
			共有(保有・保険支払比率20%未満)	
		新造(平成22年7月以降に建造し、環境基準達成(平成22年改正後)しているもの)	出資持ち分比率50%以上	
			出資持ち分比率20%以上50%未満	
			出資持ち分比率20%未満	
			環境基準達成(平成22年改正後)	出資持ち分比率50%以上
			出資持ち分比率20%以上50%未満	
			出資持ち分比率20%未満	
環境性能	環境基準達成(平成22年改正前)	出資持ち分比率50%以上		
	出資持ち分比率20%以上50%未満			
	出資持ち分比率20%未満			
	環境基準未達成			

※( )は、専ら「付属作業船」として使用する場合は



## (参考)主作業船一覧について

### 作業船の船種

下表に示す主作業船のうち、原動機が設置されている船舶を対象(規格は問わない)とする。

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

港湾請負工事積算基準 2-1-(16)「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」のうち、主作業船を  
抜粋



# 窒素酸化物の放出量基準について

## 窒素酸化物の放出量に係る放出基準について【海防法】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十九条の三 船舶に設置される原動機(窒素酸化物の放出量を低減させるための装置が備え付けられている場合にあつては、当該装置を含む。以下同じ。)から発生する窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、放出海域並びに原動機の種類、能力及び用途に応じて、政令で定める。

## 窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の七 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類、能力及び用途の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分130回転未満</b> のもの(法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機(以下この表において「特定用途原動機」という。)に該当するものを除く。)	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量(単位は、グラムとする。以下同じ。)の値が <b>14.4以下</b> であること。
二 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満</b> のもの(特定用途原動機に該当するものを除く。)	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が <b>44</b> を当該原動機の <b>毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下</b> であること。
三 ディーゼル機関であつて、 <b>定格出力が130kWを超え</b> 、かつ、 <b>定格回転数が毎分2,000回転以上</b> のもの(特定用途原動機に該当するものを除く。)	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が <b>7.7以下</b> であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。



# 国際大気汚染防止原動機証書について

## 国際大気汚染防止原動機証書【海防法】

(国際大気汚染防止原動機証書)

第十九条の六 国土交通大臣は、第十九条の四第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により放出量確認をし、かつ、前条の規定により同条の原動機取扱手引書(以下「原動機取扱手引書」という。)を承認したときは、当該原動機製作者等に対し、国際大気汚染防止原動機証書を交付しなければならない。

### 国際大気汚染防止原動機証書(見本)

証書番号 第 12KB00627EAP号  
Certificate No.

国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP証書)の追補  
SUPPLEMENT TO ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION  
CERTIFICATE (EIAPP Certificate)

#### 国際大気汚染防止原動機証書

ENGINE INTERNATIONAL AIR POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE



日本国  
JAPAN

2008年の決議MEPC.176(58)により改正された1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約(以下「条約」という。)を改正する1997年の議定書に基づき、日本国政府の権限の下に、日本海事協会が発給する。  
Issued under the provisions of the Protocol of 1997, as amended by resolution MEPC.176(58) in 2008, to amend the International Convention for the Prevention of Pollution from Ships, 1973, as modified by the Protocol of 1978 related thereto (hereinafter referred to as "the Convention") under the authority of the Government of Japan by NIPPON KAIJI KYOKAI.

原動機製作者等 Engine manufacturer	型式番号 Model number	製造番号 Serial number	原動機の 使用形態 Test cycle(s)	定格出力(kW)及び 定格回転速度(rpm) Rated power(kW) and speed(rpm)	原動機承認番号 Engine approval number
ヤンマー株式会社 Yanmar Co., Ltd.	6EY26LW	0527FHE	D2	1,840 kW 750 rpm	12KB00627

この証書は、以下の事項を証明する。  
THIS IS TO CERTIFY

- 上記の原動機は、条約附属書VIによって義務づけられた2008年に改正された窒素酸化物技術規則の要求に従って放出量確認等がなされたこと。  
That the above-mentioned marine diesel engine has been surveyed for pre-certification in accordance with the requirements of the Technical Code on Control of Emission of Nitrogen Oxides from Marine Diesel Engines 2008 made mandatory by Annex VI of the Convention; and
- 放出量確認等の結果、原動機、構成部品、調整部分及び原動機取扱手引書が、船舶への設置及び運転に先だつて、すべての点において条約附属書VI第13規則に定める関係要件に適合していること。  
That the pre-certification survey shows that the engine, its components, adjustable features, and technical file, prior to the engine's installation and/or service on board a ship, fully comply with the applicable regulation 13 of Annex VI of the Convention.

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、政府の権限の下に船舶に搭載された原動機の耐用年数の間効力を有する。

This certificate is valid for the life of the engine subject to surveys in accordance with regulation 5 of Annex VI of the Convention, installed in ships under the authority of this Government.

神戸 において発給した。  
Issued at Kobe  
発給の日: 2012年1月20日  
Date of issue: 20 January 2012

日本海事協会  
NIPPON KAIJI KYOKAI  
(Hiroshi YAMAMOTO)  
General Manager of Kobe Branch

#### 構造、原動機取扱手引書及び検査の方法に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION, TECHNICAL FILE AND MEANS OF VERIFICATION

##### 注釈 Notes:

- この記録及びその付録は、国際大気汚染防止原動機証書に常に添付しておく。国際大気汚染防止原動機証書は、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。  
This Record and its attachments shall be permanently attached to the EIAPP Certificate. The EIAPP Certificate shall accompany the engine throughout its life and shall be available on board the ship at all times.
- 記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語であること。発給国の公用語が併記されている場合において記録の不一致がある場合には、発給国の公用語による記録が優先する。  
The Record shall be at least in English, French or Spanish. If an official language of the issuing country is also used, this shall prevail in case of a dispute or discrepancy.
- 別段の定めがない限り、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、「原動機取扱手引書」又は「検査の方法」に対する要件とは、2008年に改正された窒素酸化物技術規則によって義務となった要件をいう。  
Unless otherwise stated, regulation mentioned in this Record refer to regulations of Annex VI of the Convention and the requirements for an engine's Technical File and means of verifications refer to mandatory requirements from the revised NOx Technical Code 2008.

#### 1. 原動機の要目 Particulars of the engine

- 原動機製作者等の名称及び住所 ヤンマー株式会社  
兵庫県尼崎市長瀬東通1-1-1  
Name and address of manufacturer Yanmar Co., Ltd.  
1-1-1, Higashi-dori, Nagasu, Amagasaki, Hyogo, Japan
- 原動機の製造場所 尼崎工場  
兵庫県尼崎市長瀬東通1-1-1  
Place of engine build Amagasaki Plant  
1-1-1, Higashi-dori, Nagasu, Amagasaki, Hyogo, Japan
- 原動機の製造年月日 2011年10月28日  
Date of engine build 28 October 2011
- 放出量確認等の場所 尼崎市、日本  
Place of pre-certification survey Amagasaki, Japan
- 放出量確認等の年月日 2012年1月20日  
Date of pre-certification survey 20 January 2012
- 原動機の型式番号 6EY26LW  
Engine type and model number
- 原動機製造番号 0527FHE  
Engine serial number
- 原動機ファミリー  又は原動機グループ  の代表  又は代表以外  の原動機(適用のある場合)  
If applicable, the engine is a parent engine  or a member engine  of the following engine family  or engine group  6EY26LWC
- 個別の原動機又は原動機ファミリー / 原動機グループの詳細:  
Individual engine or engine family / engine group details:

- 代表原動機の承認番号 11MM00338  
Approval reference
- 定格出力(kW)及び定格回転速度(rpm)の値又は範囲 1,400 kW  
Rated power (kW) and rated speed (rpm) values or ranges 750 rpm
- 原動機の使用形態 D2  
Test cycle(s)

1.9.4 代表原動機試験燃料油の仕様 DM grade(ISO8217)  
Parent engine(s) test fuel oil specification

1.9.5 窒素酸化物放出基準値 (g/kWh)、規則13.4、13.4又は13.5.4 (該当しないものを採消すること)  
Applicable NOx emission limit (g/kWh), regulation 13.4 or 13.5.4 (delete as appropriate)

1.9.6 代表原動機の放出値 (g/kWh) 9.6 g/kWh  
Parent engine(s) emission value (g/kWh) 8.4 g/kWh

#### 2. 原動機取扱手引書の要目 Particulars of the technical file

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第6章で要求される原動機取扱手引書は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、当該原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。  
The technical file, as required by chapter 2 of the NOx Technical Code 2008, is an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine throughout its life and always be available on board a ship.

- 原動機取扱手引書文書番号 / 承認番号 G2-51695-3840 / 12KB00627TF  
Technical file identification/approval number
- 原動機取扱手引書承認年月日 2012年1月20日  
Technical file approval date 20 January 2012

#### 3. 船上における原動機の定期的検査の方法 Specifications for the on-board NOx verification procedures

2008年に改正された窒素酸化物技術規則第6章で要求される船上における検査の方法は、国際大気汚染防止原動機証書の本質的な部分であり、原動機の耐用年数の間、原動機とともにいかなる時も船内に備えておく。  
The specifications for the on-board NOx verification procedures, as required by chapter 6 of the NOx Technical Code 2008, are an essential part of the EIAPP Certificate and must always accompany an engine through its life and always be available on board a ship.

- 機関パラメータチェック法  
Engine parameter check method:  
3.1.1 識別番号 / 承認番号 G2-51695-3860 / 12KB00627TF  
Identification / approval number  
3.1.2 承認年月日 2012年1月20日  
Approval date 20 January 2012
- 直接計測及びモニタリング法  
Direct measurement and monitoring method:  
3.2.1 識別番号 / 承認番号 ---  
Identification / approval number  
3.2.2 承認年月日 ---  
Approval date ---

これらの方法に代えて、2008年に改正された窒素酸化物技術規則6.3に従い、簡易計測法を利用することができる。  
Alternatively the simplified measurement method in accordance with 6.3 of the NOx Technical Code 2008 may be utilized.

神戸 において発給した。  
Issued at Kobe

発給の日: 2012年1月20日  
Date of issue: 20 January 2012

日本海事協会  
NIPPON KAIJI KYOKAI  
(Hiroshi YAMAMOTO)  
General Manager of Kobe Branch



# 災害時に対応出来る作業船の評価

対象：令和2年4月1日以降公告の工事

作業船の保有・維持は、大規模災害時の航路啓開、応急復旧作業のために必要不可欠である為、総合評価において災害時に迅速に対応できる作業船を自社保有している企業に対して加点評価を行う。

## ■実施概要

作業船を使用しない港湾土木工事(ブロック製作、ケーソン製作に限る)で以下の条件を満足する災害時に対応出来る作業船を自社保有することに対して評価する。

条件1. 迅速に対応する必要がある為、以下の作業船を「自社保有」している企業(自社保有には親会社が50%以上の株式を保有している子会社が100%所有又は親会社と共有で100%所有している船舶及び申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶を含む)

条件2. 各種協会を通じて、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結がある企業

確認資料：所有、船舶種別が確認出来る登記簿等の写し

①ポンプ浚渫船	⑨クレーン付台船
②グラブ浚渫船	⑩杭打船
③バックホウ浚渫船	⑪コンクリートミキサー船
④リクレーマ船	⑫ケーソン製作用台船
⑤バージアンローダ船	⑬深層混合処理船
⑥空気圧送船	⑭サンドドレーン船
⑦旋回起重機船	⑮サンドコンパクション船
⑧固定起重機船	

技術評価項目		評価基準	配点
社会・地域貢献	災害時に対応出来る作業船の保有	上表①～⑮に記載する災害時に対応出来る作業船の保有を評価する	1点



# 災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績の評価

対象：平成31年4月以降公告工事

[ I 型、II 型、I 型(施工計画重視型)、I 型(海上工事チャレンジ型)、SII 型]

発災時において、航路啓開などの応急復旧工事や本復旧工事を迅速に推進するために、**災害協定に基づく相互協力体制**の充実強化を図るべく、総合評価において災害対応の活動実績等の評価を行う。

## ■実施概要

災害協定の締結の有無に加え、協定に基づく**活動実績がある場合に優位**に評価を行う。

評価項目		配点	評価基準
社会・地域貢献等	災害協定の締結の有無	1.0	過去2力年(令和〇〇年度から令和〇〇年度)における近畿地方整備局(港湾空港部)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動の活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の実績)がある
	協定に基づく活動実績	0.5	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港部)との災害協定の締結がある

1.0(max)



# 自主的社会活動の評価(1/2)

対象: 令和6年4月1日以降に申請書の提出期限を設定している工事(継続)

企業における社会貢献の更なる向上を目的とし、総合評価において海洋環境保全活動の評価を実施して来たが、今般の新型コロナウイルスによる活動自粛に配慮して評価基準の緩和を拡大(R2dからR5dの4年間の活動を対象)する。

## ■実施概要

海洋環境保全活動の評価基準(対象期間)を見直し緩和する。

### 【過去4カ年の支援活動を評価対象】

評価項目		評価基準	注釈	配点		
社会・地域 貢献	自主的社会活動	過去2ヵ年(令和4年度から令和5年度)に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動(自然災害および大規模な火事や爆発に際し緊急に出動するなどし、被害の拡大防止・軽減・応急対応・復旧等に貢献すること)に対する表彰・感謝状の有無	※16	1点	Max 1点	
		過去4ヵ年(令和2年度から令和5年度)に海洋環境保全活動を行っている団体への行動を伴う支援活動(近畿地方整備局(港湾空港関係)管内での支援活動に限る)の実績の有無	※17	過去4ヵ年の内、複数年の活動に支援		1点
				過去4ヵ年の内、単年の活動に支援		0.5点



## 自主的社会活動の評価(2/2)

### ■各定義

#### ○海洋環境保全活動

- ・藻場等の造成の推進活動や、海底ゴミの回収、海浜・干潟の清掃活動、海洋環境保全に対する理解を深めるための学習会やイベント等の他、当局が海洋環境保全活動として認めたもの。

#### ○恒常的な活動

- ・年1回以上の活動を複数年に渡って計画的に実施しているもの。

#### ○団体

- ・団体(活動拠点、公共・非公共、営利・非営利は問わない)が恒常的に活動を行っていることが条件。

#### ○行動を伴う支援活動

- ・金銭的支援のみではなく、複数社員の人的支援(受付業務等の直接関係のないものは除く)や資機材、場所の提供といった具体性のあるもの(金銭的支援がなく行動のみのものも含む)。

#### ○活動場所および頻度

- ・評価(加点)の対象となる活動は、近畿地方整備局(港湾空港部)管内での活動に限る。対象期間中(※過去4力年)に管内で複数回開催されるものについては、**全ての活動に支援する必要はなく、1箇所／回以上の支援を評価。**

### ■証明資料

- ・団体が恒常的に活動を行っていることが分かる規約や沿革、活動実績等。
- ・支援活動の内容が分かる団体が発行する活動証明、パンフレット、新聞、雑誌等(社内報も可)での紹介記事、または参加者自らが作成した報告書(写真複数枚を含む)。

### ■工事成績評定点の減点

証明資料において、企業自らが作成した**報告書等に虚偽の記載があった場合**や、恒常的に行われていない実態が判明した場合(天候等でやむを得ず中止になった場合を除く)は、工事成績評定点において**減点**するものとする。

### ■その他

**工事のイメージアップとして行った実績は除く。**



## 1. 技術提案の提案数

建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))に基づき、技術提案評価型の指定テーマ数等について、状況に応じ運用を緩和する。

発注方式区分	現状 (H30. 4. 1以降)	備考
技術提案評価型 (S型・WTO)	1～2テーマ × 2～3提案	工事の技術的特性や現場条件等を勘案し、示された範囲の中でテーマおよび提案数を決定する。なお、社会情勢によっては提案数を減ずることができる。
技術提案評価型 (SI型)	1～2テーマ × 2提案	工事の技術的特性や現場条件等を勘案し、示された範囲の中でテーマおよび提案数を決定する。なお、社会情勢によっては提案数を減ずることができる。
技術提案評価型 (SII型)	1テーマ × 2提案	社会情勢によっては提案数を減ずることができる。
施工能力評価型 (I型) (施工計画重視型)	2提案	施工上配慮すべき事項の提案数

※建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年12月24日改訂版))

3. 講じるべき具体的な対策 (3)建設現場 (vi)入札契約に関する対応

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しつつ、一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、国土交通省所管事業の執行について、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」(令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号)により、**総合評価落札方式の技術提案に係る評価について、指定テーマ数等の最小化**やヒアリングの原則省略など、入札契約手続全般における柔軟な対応



# 技術提案の評価方法(平成29年4月より)

## ◆評価方法

技術提案に対して、効果の度合い(提案内容の的確性、効果を発揮する範囲・度合い)および履行の具体性・確実性(提案内容の具体性、履行の確実性)について、それぞれ評価し、その組み合わせに応じて得点を付与する方式とする。

### 配点基準

 加点対象:実施義務あり

		効果の度合い 6段階評価				
		高い				無
三段階評価(a)(c)評価 履行の具体性・確実性 高い 無	高い	秀	優	良	可	やや劣
	無	優	良	可	やや劣	

評価	内容
効果の度合い	現場条件等を踏まえ、以下の観点を総合的に評価し、六段階評価とする。 ①提案内容の的確性 ②効果を発揮する範囲・度合い など
履行の具体性・確実性	現場条件等を踏まえ、以下の観点を総合的に評価し、三段階評価とする。 ①提案内容の仕様(NETIS登録、効果の度合いを裏付ける文献・実績など) ②実施箇所・範囲 ③期間・頻度 など



## ◆評価方法

- ・施工計画として「施工上配慮すべき事項と工程計画」について求め、総合的に評価を行う。
- ・施工上配慮すべき事項の提案全てが「実施不可」と評価される場合、工程計画において著しく不適切な記載がある場合、施工計画全体を不適切とし競争参加資格を認めない。
- ・**工程計画の提出を不要にする見直しを全件で実施（見直しにより施工計画の配点を変更）**

分類	評価項目	評価基準		配点	加算点合計	
施工計画	施工上配慮すべき事項	①〇〇工における工事施工上の留意点	当該工種を円滑かつ的確に実施するにあたり、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた技術的な課題を整理し、特に重要と思われる留意点及びその設定理由を記述する。	(1)「①工事施工上の留意点」の評価については、工種、工事の規模、現場の状況を踏まえて総合的な評価を行う。  (2)「②留意点に対する対応」の評価については、留意点を解決又は克服するために必要となる対応策について①で記述した留意点との整合性や的確性を踏まえ評価する。  (3)評価は(1)及び(2)を踏まえ総合的な評価を行い3段階で評価する。	20点  (10点×2項目)	20点  ※2
		②留意点に対する対応	上記①で記述した工事施工上の留意点を、解決又は克服するために必要となる対応策を記述する。			

「海上工事チャレンジ型」及び「陸上工事チャレンジ型」の試行の場合： ※1=30点(15点×2項目)、※2=30点

◆評価方法

「施工上配慮すべき事項」に対して、工事施工上の留意点(重要性とその設定理由)および留意点に対する対応(整合性・的確性)について、その組み合わせに応じて総合的に評価を行い得点を付与する方式とする。

		①工事施工上の留意点 重要性とその設定理由<2段階評価> 高い ←————→ 劣る	
②留意点に対する対応 整合性・的確性 <3段階評価>	高い	良	
		可	
	劣る		


 加点対象:実施義務あり

評価	内容
①工事施工上の留意点	・円滑かつ的確に実施するため、現場状況、気象条件、周辺環境等を踏まえた留意点の重要性。
②留意点に対する対応	・留意点を解決又は克服するために必要となる対応策の的確性及び留意点との整合性。



## ◆評価方法

- ・「施工計画と配慮事項」について求め、適切性を評価。
- ・不合格の場合、競争参加資格を認めない。

施工計画	項目	評価	評価基準	通知内容
港湾工事共通仕様書「第1編1-1-5施工計画書1.6)施工方法」に関する具体の手順、工法等の適切性	〇〇工における施工計画と施工上配慮すべき事項	可	・おおむね適切に記載されている	○
		不可	・支障等があるため実施が認められない場合 ・白紙又は未提出であった場合 ・法令違反に該当する場合 ・設計図書に明示されている仕様を満たしていない場合	× 不合格

※不合格の場合、競争参加資格を認めない。



# 段階選抜方式【試行】(継続)

対象：平成29年4月以降公告の工事

(目的) 競争参加者の技術提案書の作成や発注者の審査・評価の負担軽減

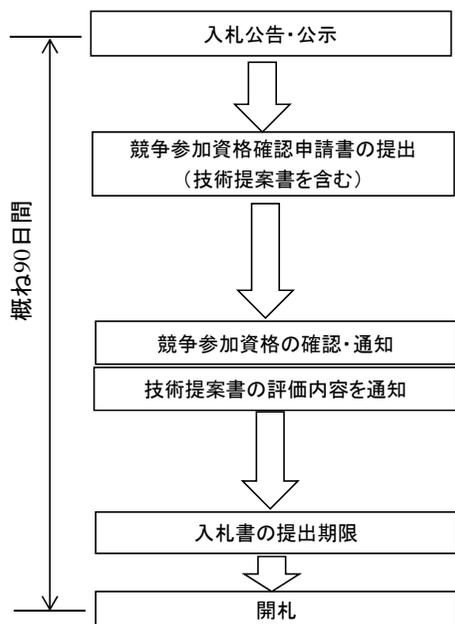
(段階選抜方式の概要)

一次審査として、技術資料(同種工事の実績等)に基づき競争参加者を数社選抜し、二次審査として、技術提案の提出を求め受注者を決定

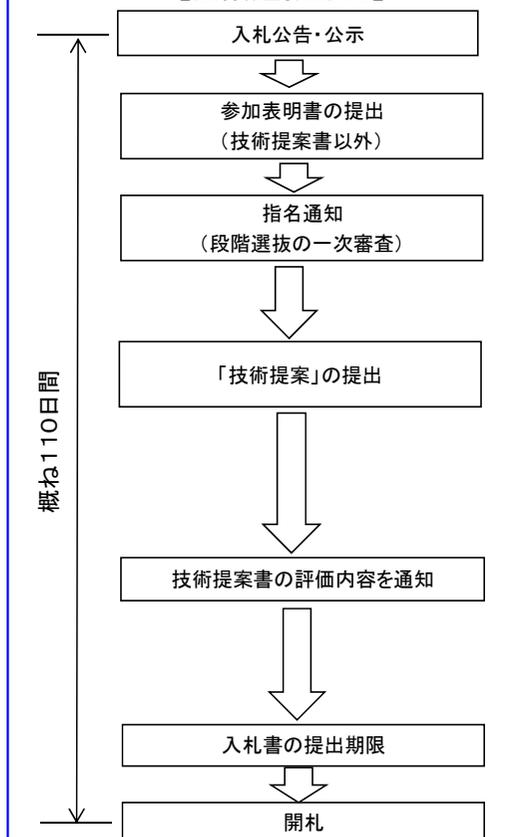
## 入札契約手続きフローの概要

## 「総合評価」及び「段階選抜」の配点

技術提案評価型S I 型(WTO対象)



技術提案評価型S I 型(WTO対象)  
【段階選抜方式】



(WTO 対象)

総合評価対象 60	段階選抜対象 30	
技術提案 60	企業の能力等 15	技術者の能力等 15

### ■ 試行対象

- ・WTO対象工事で競争参加者が多数見込まれる工事  
(平成29年度公告工事～)

### ■ 一次審査内容

- ・競争参加資格の確認
  - ・企業及び配置予定技術者の工事実績、成績等
- 上記より、競争参加資格を有する企業に対して、一次審査の「企業の能力等」に係る事項の評価点に基づき5者程度に企業数を絞り込む。
- なお、外国籍企業は、競争参加資格のみ審査を行い、妥当と判断された場合、選抜者に加わる。

### ■ 二次審査内容

- ・加算点の算出
- 技術提案  
上記より、加算点を算出し総合評価

※詳細は個別工事の入札説明書参照。



# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加算措置 について(1/3)

対象：令和4年4月以降公告の工事

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して加算点又は技術点の加点を行う取り組みを開始。

## 1 適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、**総合評価落札方式によるすべての政府調達**。

## 2 評価の項目

以下のいずれかを入札者が選択可能

(1) 契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を**大企業3%以上、中小企業1.5%以上**増加させる旨を従業員に表明。

(2) 契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額(※)」を**大企業3%以上、中小企業1.5%以上**増加させる旨を従業員に表明。

※ 中小企業等においては、「給与総額」でも可

## 3 評価の方法

総合評価落札方式において上記2に該当する者に対して総合評価における加算点を**約5%相当以上加算**。

加点にあたり評価者は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。(但し、表明した賃上げが履行できなかった場合は減点措置有)



# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加算措置 について(2/3)

対象：令和4年4月以降公告の工事

## 近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

工事における配点内訳 (R4d 契約) 賃上げ加点

評価項目		技術提案評価型			施工能力評価型		
		WTO (S型)	(S I 型)	(S II 型)	I 型 (施工 計画重視)	I 型	II 型
技術提案等	技術提案 (テーマ)	60点	40点	30点	—	—	—
	施工計画	—	—	—	20点	—	—
企業能力	実績、成績、作業船保有等	—	10点	7点	7点	14点	14点
技術者能力	実績、成績、資格等	—	10点	7点	7点	14点	14点
地域貢献等		—	—	6点	6点	12点	12点
小計		60点	60点	50点	40点	40点	40点
賃上げを実施する企業に対する加点		4点	4点	3点	3点	3点	3点
合計		64点	64点	53点	43点	43点	43点

6.25%      6.25%      5.66%      6.98%      6.98%      6.98%

(参考)

賃上げ未実施企業に対する減点▲      ▲5点      ▲5点      ▲4点      ▲4点      ▲4点      ▲4点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ準用するものとする。



# 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加算措置 について(3/3)

対象：令和4年4月以降公告の工事

## 近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

業務における配点内訳 (R4d契約) 賃上げ加点

評価項目		技術点			
		標準 (1:3)	標準 (1:2)	簡易型	業務能力 重視型
技術者 評価	資格・実績等	36点	24点	36点	—
	成績・表彰	54点	54点	36点	—
技術提案 評価	実施方針等	70点	84点	72点	—
	技術提案 (評価テーマ)	200点	138点	—	—
	業務理解度	—	—	—	60点
小計		360点	300点	144点	60点
賃上げを実施する企業に対する加点		19点	16点	8点	4点
合計		379点	316点	152点	64点

5.01%      5.06%      5.26%      6.25%

(参考)

賃上げ未実施企業に対する減点▲      ▲20点      ▲17点      ▲9点      ▲5点

※上記は代表的な評価を記載したものであり、賃上げに対する加点措置は、他の試行方式及び配点による場合においても各小計に応じ準用するものとする。



# ワークライフバランス等推進企業を加点評価する取組 (1/2)

対象: 令和6年4月以降公告工事

港湾土木工事(WTO政府調達対象事業)の工事を対象に、段階的選抜方式を適用する総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を加点評価する取組(以下、「本取組」という)を実施してきたところである。

令和6年4月1日以降に公告を開始する案件から、本取組の対象を総合評価落札方式の港湾土木工事A等級の工事及び技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約の発注に拡大することとする。

## 【対象工事】

港湾土木工事A等級及びWTO対象の工事  
技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

< 配点例1 > ※5

港湾土木工事A等級の工事

港湾土木工事の段階的選抜方式を適用するWTO対象の工事

段階的選抜方式を適用する技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

< 配点例2 > ※6

港湾土木工事の段階的選抜方式を適用しないWTO対象の工事

段階的選抜方式を適用しない技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

評価項目		評価基準	配点	評価項目		評価基準	配点
企業の能力等	その他の自由設定項目	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	企業の能力等の合計配点の2.5～5.0%	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ※1 ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん(令和4年4月1日以降の基準)・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)・くるみん(平成29年3月31日までの基準)・トライくるみん認定企業) ※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ※3	技術提案の配点の0.5%以上の整数	

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※4 段階的選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。この場合、総合評価段階での評価は行わない。

※5 本評価による配点例1のケースの配点は、企業の能力等の「過去〇年間の同種工事实績」もしくは「その他の自由設定項目」のいずれかから行うものとする。この際「過去〇年間の同種工事实績」と「その他の自由設定項目」の合計配点数の変更は行わないものとする。ただし、配点についてこれによりがたい場合は地域の実情や各局の運用状況に応じ適切に設定することを妨げない。

※6 本評価による配点例2のケースの配点は、技術提案の評価項目とは別に設定するものとする。



## 近畿地方整備局(港湾空港関係)運用

◆工事における配点内訳について(R6d) ※作業船を使用する工事

評価項目		技術提案評価型			施工能力評価型		
		S型	SI型	SII型	I型	I型	II型
		WTO	標準	標準	施工計画重視型	標準型	
技術提案	技術提案(テーマ)	60	40	30	-	-	-
	施工計画	-	-	-	20	可・否	
企業の能力等	実績、成績、表彰等	-	13	7	7	14	14
	WLB(港湾土木工事A等級)		0.5	-	-	-	-
	配点		(13.5) Max10	(7.0) 7	(7.0) 7	(14.0) 14	(14.0) 14
配置予定技術者の能力	実績、成績、表彰等	-	10	7	7	14	14
社会・地域貢献	作業船保有状況等	-	-	9	9	18	18
	WLB(港湾土木工事A等級)			0.5	0.5	1	1
	配点			(9.5) MAX6	(9.5) MAX6	(19.0) MAX12	(19.0) MAX12
合計		(60.0) 60	(63.5) 60	(53.5) 50	(43.5) 40	(47.0) 40	(47.0) 40
賃上げを実施する企業に対する加点		4	4	3	3	3	3
WLB(港湾土木工事)		1	-	-	-	-	-

※共同企業体の場合、代表者又は構成員のいずれかがワーク・ライフ・バランス等推進企業であれば加点対象とする。



# 主任(監理)技術者等未経験者育成型工事の試行(1/2)

対象:令和6年4月以降公告工事

建設業における若手技術者の活躍に向け、平成30年度から若手技術者登用促進型(工事)を実施してきた。一方、昨今の担い手不足や技術者の高齢化、受注機会の減少等に起因し、入札時に求められる施工経験を有する技術者の減少といった課題も顕在化している状況である。

そのため、主任(監理)技術者や現場代理人として経験を有さない技術者の育成機会の創出のため、年齢要件の撤廃など、若手技術者登用促進型(工事)の実施内容を改正した。

## ■試行対象工事

原則、すべての工事が対象

## ■総合評価落札方式の評価方法等

	評価等の項目	工事難易度Ⅰ～Ⅲ及びWTO未満		工事難易度Ⅳ～Ⅵ又はWTO対象	
		主任(監理)技術者等未経験者 + 技術指導者(非専任)		主任(監理)技術者等未経験者 +技術指導者(専任)	
		主任(監理)技術者 等未経験者	技術指導者(非専 任)	主任(監理)技術者 等未経験者	技術指導者(専 任)
参加資格要件	資格	○	○	○	○
	施工経験		○		○
総合評価での 加点	資格		○		○
	施工経験		○		○
	成績		○		○
	表彰等		○		○



## ■技術者要件

### ① 技術指導者

以下の条件を満たすこと。

- ・主任(監理)技術者に求める要件を全て満たすこと。
  - ・別件工事で専任配置されていないこと。
  - ・定期的に配置予定主任(監理)技術者の指導を現場にて行うこと(1回/週程度)
  - ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※
  - ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※
- ※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

### ② 主任(監理)技術者等未経験者

- ・主任(監理)技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任(監理)技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事(地方整備局等の発注した工事(港湾空港関係)に限る)の施工経験を持たないこと。



# 技術提案力の評価【試行】（継続）

## 品質向上等が期待できる企業の技術提案力を向上させるため、企業の能力等の評価項目に「技術提案力の評価」を導入

近畿地方整備局（港湾空港関係）が発注した技術提案評価型工事のうち、対象工事と同港における同工事種別の工事（分任官発注工事、A等級中小企業対象工事及び一括審査方式による工事を除く）を対象に、申請者が入札に参加した直近の案件（共同企業体（特定・経常JV）で申請した案件は各構成員をカウントする）について、技術提案の加算点が上位2者（落札者を除く）であった場合に評価する。但し、入札無効、入札辞退、調査基準価格未満及び予定価格超過案件は応募実績としてカウントするが技術提案の加算点順位は評価しない。

### 【「技術提案力の評価」の設定対象工事等】

#### 1) 設定対象工事

評価項目として「技術提案力の評価」を設定する工事は、下記①～③に該当しない本官・A等級・技術提案評価型工事（WTO、チャレンジ型、若手技術者育成型・女性技術者育成型等試行工事は除く）とし、案件毎に設定の適否を判断する。

- ①直近の応募実績の評価対象となる企業が1者の場合
- ②過去の実績から競争参加希望者が少ないと予想される場合
- ③新規の特殊工事の場合

2) 対象港：管内各港対象。但し、当面の間、大阪港、神戸港の工事において試行的・先行的に取り組みを開始（阪神港としての発注工事は除く）。

3) 対象工種：港湾5工種対象。但し、当面の間、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事において試行的・先行的に取り組みを開始。

#### 4) 「技術提案力の評価」の評価対象となる応募実績対象工事

「技術提案力の評価」の設定対象工事の公告日までに契約締結した平成27年12月18日以降公告の工事のうち、直近の応募実績を評価対象とする。なお、応募実績は、「技術提案力の評価」の設定対象工事の公告年度の前年度契約実績工事迄をカウント対象とする（例：平成28年度公告工事は平成27年12月18日以降公告及び契約した工事の応募実績を対象とするが、平成29年度公告工事以降は、平成28年4月1日以降に契約締結した工事の応募実績をカウント対象とする）。

分類	技術評価項目	評価基準	加算点		
企業の能力等	技術提案力の評価	評価の対象となる直近の入札参加案件の技術提案加算点上位者を評価	申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位1位	2点	2点
			申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位2位	1点	
			申請者が入札に参加した直近の案件について、技術提案の加算点が上位3位以下	0点	

分類、技術評価項目、評価基準の考え方

→「港湾空港等工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成27年3月 国土交通省港湾局）



# 評価対象期間中の各企業応募状況及び技術提案力評価一覧表(イメージ)

凡例

- 落札者、加算点順位
- 落札者以外の加算点1位の者
- 落札社以外の加算点2位の者
- 今回対象工事に応募した場合の評価

※共同企業体(特定・経常JV)は1者としてカウント

【企業の施工能力:技術提案力の評価】

対象工事名: ABC港○×地区△□工事  
 対象港: ABC港  
 対象入札・総合評価方式: 一般競争入札(拡大型)・技術提案評価型(S I型・S II型)  
 対象工事区分: 港湾土木工事

近畿地方整備局(港湾空港関係)が発注した技術提案評価型工事のうち、対象工事と同港における同工事種別の工事(分任官発注工事、A等級中小企業対象試行工事及び一括審査方式による工事を除く)を対象に、申請者が入札に参加した直近の案件(共同企業体(特定・経常JV)で申請した案件は各構成員を1者としてカウント)について、技術提案の加算点が上位2者(落札者を除く)であった場合に評価。但し、入札無効、入札辞退、調査基準価格未満及び予定価格超過案件は応募実績としてカウントするが技術提案の加算点順位は評価しない。

【共通事項】

「技術提案力の評価」設定対象工事の公告日までに契約締結した平成○年○月○日以降の公告工事を「技術提案力の評価」の対象とする。

件名	契約日	入札方式	総合評価方式	技術提案配点満点	A建設(株)	B建設(株)	C建設(株)	D建設(株)	E建設(株)	F建設(株)	G建設(株)	H建設(株)	I建設(株)	J建設(株)	K建設(株)	L建設(株)	M建設(株)	N建設(株)
1 ABC港○×地区△△工事(第1工区)	H28.4.5	一般競争入札(WTO対象)	技術提案評価型(S I型)	60	3位 ②JV 28点=47%	4位 ④JV 18点=30%		3位 ②JV 28点=47%	2位 ①JV 30点=50%	1位、落札 ③JV 35点=58%	4位 ④JV 18点=30%		3位 ②JV 28点=47%	2位 ①JV 30点=50%	2位 ①JV 30点=50%		1位、落札 ③JV 35点=58%	
2 ABC港◎◎地区凸凹工事	H28.4.10	一般競争入札(拡大型)	技術提案評価型(S II型)	30	1位、落札 単体 23点=77%	2位 単体 19.5点=65%	3位 単体 16点=53%	3位 単体 16点=53%	4位 単体 15点=50%			4位 単体 15点=50%	無効 単体	辞退 単体	3位 単体 16点=53%			
3 ABC港◎◎地区凹凹工事	H28.4.25	一般競争入札(拡大型)	技術提案評価型(S I型)	40	4位 単体 25点=63%	3位 単体 30点=75%		5位 単体 24点=60%	3位 単体 30点=75%	1位、落札 単体 36点=90%		4位 単体 25点=63%	7位 単体 10点=25%	6位 単体 22点=55%	2位 単体 32点=80%	2位 単体 32点=80%	3位 単体 30点=75%	
4 ABC港○×地区□△工事	H28.4.25	一般競争入札(WTO対象)	技術提案評価型(S I型)	60	2位 ④JV 35点=58%	1位、落札 ①JV 40点=67%			無効 ③JV	3位 ②JV 27.5点=46%			3位 ②JV 27.5点=46%	1位、落札 ①JV 40点=67%	2位 ④JV 35点=58%	無効 ③JV		
5 ABC港○×地区□△工事(第2工区)	H28.5.1	一般競争入札(WTO対象)	技術提案評価型(S I型)	60	2位 ②JV 30点=50%	2位 ③JV 30点=50%	3位 ①JV 27.5点=46%		1位、落札 ④JV 32.5点=54%	3位 ①JV 27.5点=46%	2位 ③JV 30点=50%		2位 ②JV 30点=50%	1位、落札 ④JV 32.5点=54%	2位 ②JV 30点=50%	1位、落札 ④JV 32.5点=54%		
6 ABC港○×地区□△工事	H28.5.20	一般競争入札(拡大型)	技術提案評価型(S II型)	30	2位 単体 16点=53%	1位 単体 20点=67%	1位、落札 単体 20点=67%	予価超過 単体	1位 単体 20点=67%	無効 単体			2位 単体 16点=53%		3位 単体 12点=40%	2位 単体 16点=53%		
7 ABC港○○地区△△工事	H28.6.1	一般競争入札(拡大型)	技術提案評価型(S II型)	30	1位 単体 27.5点=92%	1位、落札 単体 27.5点=92%	2位 単体 25.0点=83%		1位 単体 27.5点=92%		2位 単体 25.0点=83%				1位 単体 27.5点=92%	2位 単体 25.0点=83%		

ABC港○×地区◎□工事	公告日	応募の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無
	H28年7月○日	直近状況	落札社以外1位	落札	落札社以外2位	予価超過	落札社以外1位	無効	落札社以外2位	低評価	落札社以外2位	落札	落札社以外1位	落札社以外2位	落札社以外2位	落札社以外2位	落札社以外2位	応募実績無
		評価	A評価	一評価	B評価	一評価	A評価	一評価	B評価	一評価	B評価	一評価	A評価	B評価	B評価	B評価	一評価	
		技術提案力評価加算点	2	0	1	0	2	0	1	0	1	0	2	1	1	1	0	

# 技術者の地域精通度評価【試行】(担い手の確保・育成に向けた新たな取組)

- 目的: 地域に精通した技術者を活用することで、配置技術者の転勤による負荷低減、工事の円滑な実施と品質向上を促す。
- 対象工事: 評価項目において、地域精通度・貢献等の評価項目を有する施工能力評価型(I型)、技術提案評価型(SII型)の適用対象工事のうち、Aランク企業(=広域異動による転勤負荷、これを一因とする離職者増、若手採用減等の担い手確保に課題あり)を対象とする規模の工事において、工事エリア、工事特性等を鑑み試行【平成28年度以降公告工事の中から適宜選択】。

配点: 地域内工事の施工実績(現行: 企業) → 地域内工事の施工実績(試行: 技術者)

## 施工能力評価型、技術提案評価型における技術者の地域精通度評価の配点

評価項目			評価基準	配点		
地域精通度・貢献等	地域内工事の施工実績	技術者の能力等	当該エリアにおいて、3件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※1)	2点 (1点)	2点 (1点)	
			当該エリアにおける過去4年間の工事实績	当該エリアにおいて、1件以上の工事で、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※1)、または、 当該エリアにおいて、3件以上の工事で、担当技術者として従事		1点 (0.5点)
			当該エリアにおいて、3件未満の工事で担当技術者として従事	0点		

※ ( ): 当該評価項目の満点が1点の場合の配点(施工能力評価型I型【施工計画重視型】、技術提案評価型(SII型))

※1: 工事は、公共工事(自治体含む)・民間工事(元下問わず、1,000万円以上)両方を対象とし、また、港湾関係か否かを問わない。自治体工事等についてはCORINS等のデータを活用するほか、民間工事については契約書の写しを提出させ、これをもって実績と見なすことも可とする。また、当該エリアの範囲については都道府県単位を基本とするが、地域の状況等に応じて変更することができる。



## 不正が発生しにくい入札・契約制度への見直しに関する基本的な考え方

- ①入札書と技術資料の同時提出方式の採用  
⇒ 技術評価点が漏洩したとしても入札価格の調整・操作を防止
- ②競争参加資格確認の事後審査型の採用  
⇒ 競争参加者の入札前の判明を防止
- ③予定価格作成後の工事費内訳書確認の採用  
⇒ 工事費内訳書に応じた予定価格の不正操作を防止
- ④予定価格の入札後決定の採用  
⇒ 入札前の予定価格漏洩を防止
- ⑤積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保  
⇒ 予定価格、総合評価点、入札参加予定者などの機密情報を知っている者の分離・限定
- ⑥入札参加予定者名のマスキングの徹底  
⇒ 入札参加予定者名を秘匿することにより公正な審査・評価を担保

対象工事：港湾土木工事のうち、総合評価落札方式(施工能力評価型(施工計画重視型を除く))を適用する工事

・予定価格が5千万円以上2億円未満の分任官工事

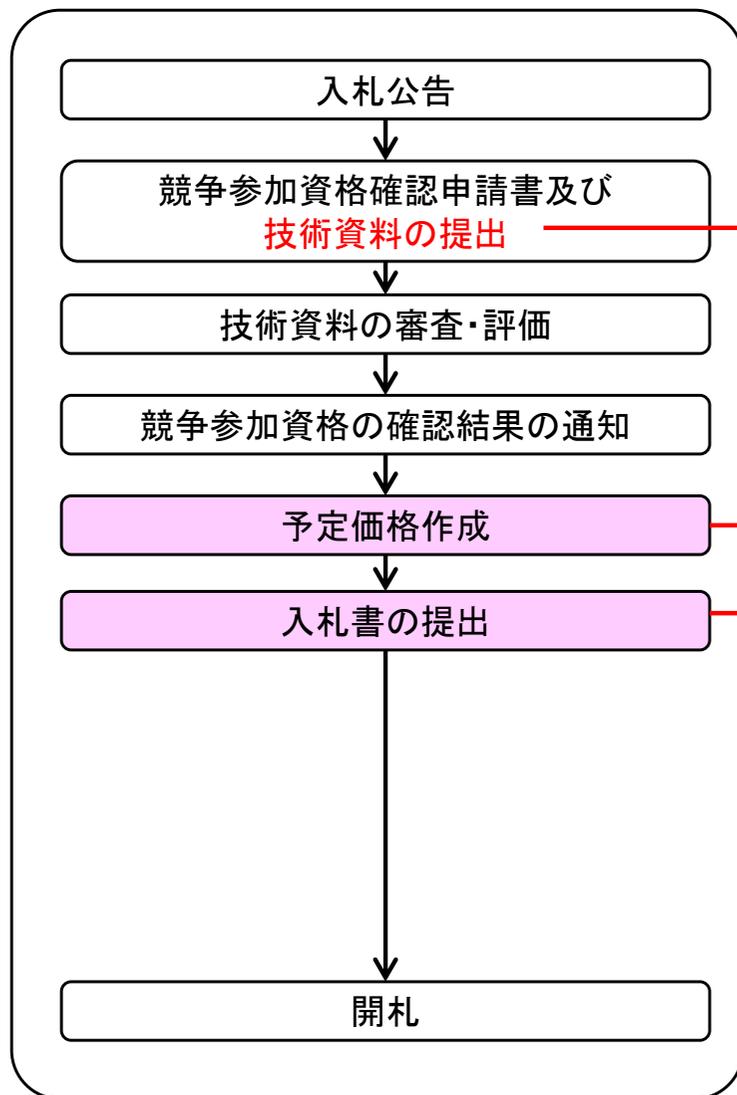
※R5d発注方式見直しに伴い、難易度Ⅳの0.9億円以上は2封筒対象外

※平成26年度以降、対象工事での実施は必須。

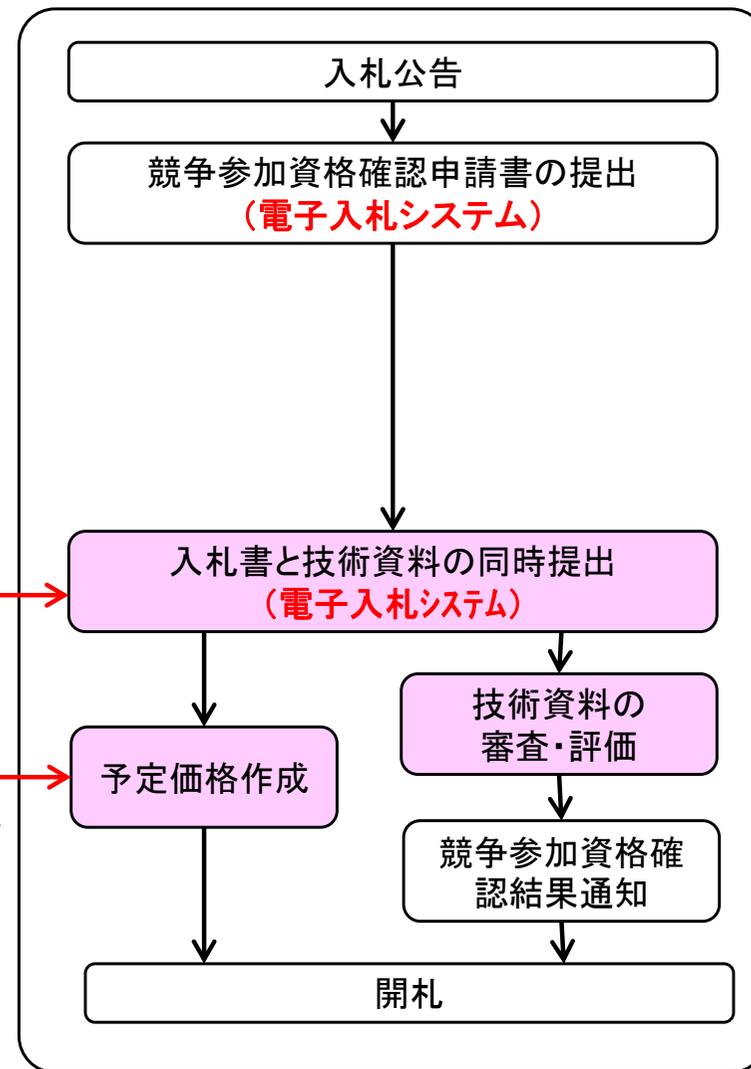


# 二封筒事後審査型の流れ

## (従前の手続)



## (見直し後の手続)



入札書との同時提出

予定価格作成  
時期の後倒し



## 一括審査方式の試行(1/2)

### 目的

#### 総合評価における技術力審査・評価を効率化

- ・企業の技術提案作成に関する負担を軽減
- ・発注者の技術審査に関する負担を軽減

### 概要

- ・競争参加要件等を共通化できる複数の工事について、求める**技術資料の提出は1つのみ**とし、その評価結果を複数の工事の総合評価に利用する。
- ・提出できる配置予定技術者は**1名のみ**とする。
- ・求めるテーマ、施工計画については一括で審査する**各工事に共通する項目に限定**する。

### 適用条件

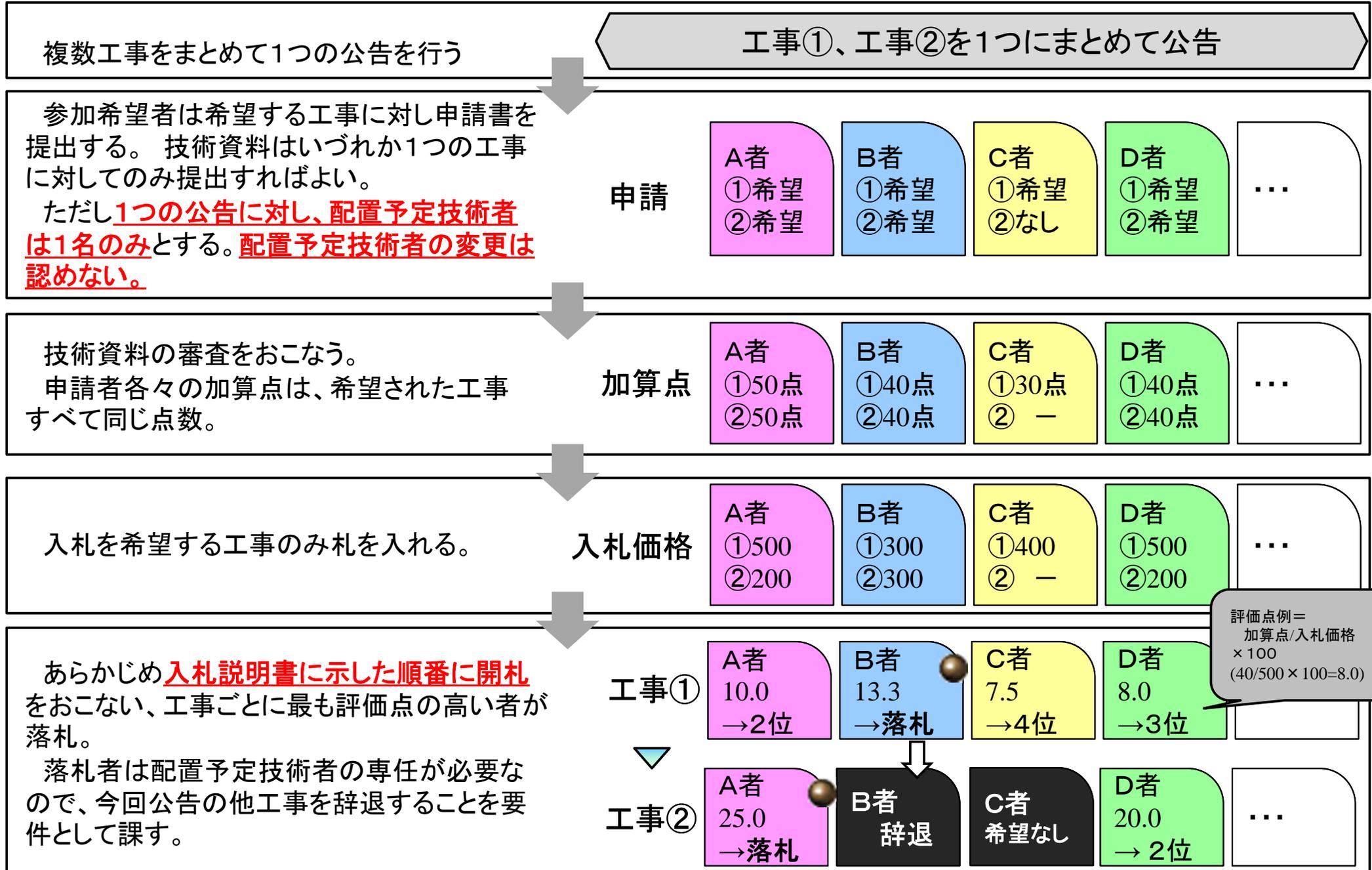
以下の条件をすべて満たす2以上の工事。

- イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ハ) 工事種別及び等級区分が同じ工事
- 二) 施工地域が近接する工事
- ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ヘ) 求める技術提案のテーマが同一となる工事(施工計画の場合も可)
- ト) 技術的難易度について今回求めるテーマに関連のある項目の評価が同じ工事



# 一括審査方式の試行(2/2)

## < 手続の流れ >





# 技術提案評価型(SⅡ型)チャレンジ型の試行

■実績評価の比率を標準型に比して引き下げることにより、受注機会の拡大を図るため、チャレンジ型を試行。



■対象工事: 受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事に適用  
 【非WTO技術提案評価型のうち、地元企業活用型等各種試行対象工事を除く】

SⅡ・標準型とSⅡ・チャレンジ型の比較

評価項目		SⅡ・標準型				SⅡ・チャレンジ型	
		作業船有		作業船無			
		配点	加算点	配点	加算点	配点	加算点
技術提案	技術提案	30点 1テーマ(2提案)		30点 1テーマ(2提案)		36点 1テーマ(2提案)	
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点	2点	8点	1点	2点
	工事成績評定点	3点		3点		—	
	表彰	1点		1点		—	
	技能者等の配置	1点		1点		1点	
	有用な新技術の活用	—		1点		—	
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点	2点	8点	1点	2点
	工事成績評定点	2点		3点		—	
	優秀建設技術者表彰	1点		1点		—	
	工事に適応される各種資格の有無	1点		1点		1点	
	継続教育(CPD)の履修実績	1点		1点		—	
社会・地域貢献	作業船保有状況	4点	MAX6点	—	MAX4点	—	0点
	災害時に対応出来る作業船の保有	—		(1点)※		—	
	地域内工事の施工実績	1点		1点		—	
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点		1点		—	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点		1点		—	
	自主的社会的活動	1点		1点		—	
加算点計		50点		50点		40点	

※作業船無欄( )は、作業船を使用しない港湾土木工事(ブロック製作等)において設定する。



# 海上工事チャレンジ型(施工計画重視型)の試行

対象：平成30年4月以降公告工事

## 経緯

- 社会資本整備重点計画において、大規模災害発生時における円滑な航路啓開・災害復旧等を可能とする全国の作業船保有水準の維持が位置付けられており、これまで、総合評価で作業船の保有と環境性能の高さを評価することにより、作業船保有企業が安定した工事量を確保できる環境を整え、作業船への設備投資を促してきたところ。
- 一方、作業船と船員など海上工事力を保有する優良な地域企業であっても、国交省の実績が少ないために、入札参加や受注の機会が少ない企業が存在。



## 海上工事チャレンジ型(施工計画重視型)試行の概要

- 大規模災害発生時における円滑な航路啓開・災害復旧を可能とする地域の担い手や作業船を確保
- 企業・技術者の工事成績や表彰など実績による加点比率を下げ、作業船保有、施工計画等の加点比率を割増

### ■海上工事チャレンジ型(施工計画重視型)の評価基準(令和5年度)

施工能力評価型(I型)【標準型】【施工計画重視型】

技術評価項目	標準型・施工計画重視型 施工体制確認 作業船の有無 地域内工事の施工実績	施工能力評価型(I型)		施工能力評価型(I型)			
		標準型	施工計画重視型	標準型	施工計画重視型(海上チャレンジ)		
		配点	加算点	配点	加算点		
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	20点 (10×2項目)	20点	40点	30点 (15×2項目)	30点	40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点		1点	2点	
	工事成績評定点	3点			—		
	表彰	Max1点			—		
	優良工事表彰(局長、事務所長)						
	安全管理優良請負者表彰	(1)					
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰						
	技術開発に關しての表彰						
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)	(1)					
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)					
	工事成績評定優秀企業認定	(1)					
下請の表彰	(1)						
技能者等の配置	Max1点				Max1点		
工事に適応される各種資格の有無	—				—		
有用な新技術の活用	—				—		
ISO9000シリーズ認証取得	—				—		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点		2点	4点	
	工事成績評定点	2点			—		
	優秀建設技術者表彰	1点			—		
	工事に適応される各種資格の有無	1点			1点		
	継続教育(CPD)の履修実績	1点			1点		
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max5点	Max6点		Max4点	Max4点	
	災害時に対応出来る作業船の保有	—			—		
	地域内工事の施工実績	1点			1点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点			1点		
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点			—		
自主的社會活動	Max1点			—			
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点	-2点		-0.5点	-2点	

### ■対象工事

(平成29年1月以降公告工事)

- 施工能力評価型(I型)の適用工事(地域企業参加対象)
- 作業船使用が主たる工事
- 年間数件程度



# 陸上工事チャレンジ型(施工計画重視型)の試行

対象: 令和2年4月以降公告工事

陸上工事力を保有する優良な地域企業が海上工事の実績が少ないために、入札参加や受注の機会が少ない企業が存在している為、陸上工事チャレンジ型を試行する。

## ■実施概要

企業・技術者の工事成績や表彰など実績による加点比率を下げ、施工計画等の加点等の加点比率を割増

## ■陸上工事チャレンジ型(施工計画重視型)の評価基準(令和5年度)

## ■対象工事

舞鶴港 臨港道路上安久線等の工事を想定

施工能力評価型(I型)【標準型】【施工計画重視型】

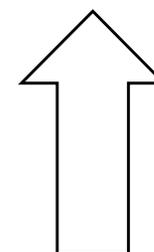
	標準型・施工計画重視型 施工体制確認 作業船の有無 地域内工事の施工実績	施工能力評価型(I型)		施工能力評価型(I型)	
		施工計画重視型 施工体制確認型 作業船有り 企業	加算点	施工計画重視型(陸上チャレンジ) 施工体制確認型 作業船無し 企業	加算点
技術評価項目		配点	加算点	配点	加算点
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	20点 (10×2項目)	40点	30点 (15×2項目)	40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点	1点	2点
	工事成績評定点	3点		—	
	表彰	Max1点		—	
	優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)		—	
	安全管理優良請負者表彰				
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰				
	技術開発に関しての表彰				
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)				
	コンクリート構造物品質コンテスト				
	工事成績評定優秀企業認定				
下請の表彰	(1)	—			
技能者等の配置	Max1点	Max1点			
工事に適応される各種資格の有無	—	—			
有用な新技術の活用	—	—			
ISO9000シリーズ認証取得	—	—			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点	2点	4点
	工事成績評定点	2点		—	
	優秀建設技術者表彰	1点		—	
	工事に適応される各種資格の有無	1点		1点	
	継続教育(CPD)の履修実績	1点		1点	
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max5点	Max6点	—	Max4点
	災害時に対応出来る作業船の保有※	—		1点	
	地域内工事の施工実績	1点		1点	
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点		1点	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点		1点	
	自主的社会的活動	Max1点		Max1点	
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点~-2点		-0.5点~-2点	

※災害時に対応出来る作業船の保有の加点は、作業船を使用しない港湾土木工事でブロック製作、ケーソン製作に限る

電気通信工事における監理(主任)技術者の不足による入札不調対策、技術者の担い手確保の観点より、実績を有さない技術者の受注機会が拡大されるよう、通信設備工事において企業評価をより重視する通信設備チャレンジ型を創設する。

## 近年の近畿地方整備局港湾空港関係における通信設備工事の入札状況

年度	工事件名	応札状況
R5d	阪神港出入管理情報システム設置等工事	1者応札
R5d	和歌山下津港みなとカメラ設置等工事	5者応札
R5d	姫路港みなとカメラ設置等工事	4者応札
R5d	和歌山下津港海岸(海南地区)水門遠方監視設備工事	1者応札
R4d	神戸港みなとカメラ設置等工事	2者応札
R3d	電気通信施設等移設工事(和歌山港湾)	1者応札
R2d	舞鶴港和田地区道路(上安久線)みなとカメラ設置工事	1者応札
R1d	和歌山下津港海岸(海南地区)みなとカメラ設置工事	1者応札



通信設備チャレンジ型適用工事

## 施工能力評価型(I型)通信設備チャレンジ型

### ◆対象工事

工事種別は通信設備工事(CCTV設備・光ケーブル敷設工事等を予定)

### ◆競争参加資格

配置予定技術者について、資格は求めるが、実績は求めない。

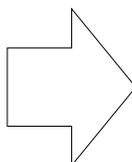
### ◆総合評価

技術評価点の配点は、企業の能力等(16~20点)、社会・地域貢献(10~14点)とし、配置予定技術者の施工能力については評価しない。



## 現行の施工能力評価型の配点

項目			施工能力評価型				
			施工体制確認あり				
			I型(標準型)		II型		
			船有	船無	船有	船無	
段階選抜	企業能力	実績					
		成績					
	技術者能力	WLB					
実績							
合計							
技術提案評価	技術提案 (工程計画)	テーマ数					
		提案数	可・否				
		技術数					
		用紙 (テーマ当たり)	A4×1				
	配点			-		-	
	地元企業	実績					
		表彰					
		活用					
	配点						
	企業能力	実績	3	3	3	3	
		成績	5	5	5	5	
		表彰	2	2	2	2	
		技能者	2	2	2	2	
		資格	2	2	2	2	
		提案力					
		新技術	-	1	-	1	
		ISO	-	1	-	1	
		ICT					
		作業船保有(災害時)					
	作業船						
配点			(14)	(16)	(14)	(16)	
配点			14	16	14	16	
技術者能力	実績	4	4	4	4		
	成績	6	6	6	6		
	表彰	2	2	2	2		
	資格	1	2	1	2		
	継続教育	1	2	1	2		
	配点	(14)	(16)	(14)	(16)		
配点			14	16	14	16	
地域貢献等	作業船保有状況	10	-	10	-		
	作業船保有(災害時)	-	-(2)	-	-(2)		
	地域実績	2	2	2	2		
	災害協定・活動	2	2	2	2		
	BCP	2	2	2	2		
	自主的活動	2	2	2	2		
	配点	(18)	(8)	(18)	(8)		
配点			Max12	Max8	Max12	Max8	
合計			(40)	(40)	(40)	(40)	
			40				



## 施工能力評価型(通信設備チャレンジ)の配点

項目			施工能力評価型				
			施工体制確認あり				
			I型(標準型)		II型		
			船有	船無	船有	船無	
段階選抜	企業能力	実績					
		成績					
	技術者能力	WLB					
実績							
合計							
技術提案評価	技術提案 (工程計画)	テーマ数					
		提案数	可・否				
		技術数					
		用紙 (テーマ当たり)	A4×1				
	配点			-		-	
	地元企業	実績					
		表彰					
		活用					
	配点						
	企業能力	実績	6	6	6	6	
		成績	5	5	5	5	
		表彰	0	0	0	0	
		技能者	5	5	5	5	
		資格	0	0	0	0	
		提案力					
		新技術	-	2	-	2	
		ISO	-	2	-	2	
		ICT					
		作業船保有(災害時)					
	作業船						
配点			(16)	(20)	(16)	(20)	
配点			16	20	16	20	
技術者能力	実績	-	-	-	-		
	成績	-	-	-	-		
	表彰	-	-	-	-		
	資格	-	-	-	-		
	継続教育	-	-	-	-		
	配点	(0)	(0)	(0)	(0)		
配点			0	0	0	0	
地域貢献等	作業船保有状況	10	-	10	-		
	作業船保有(災害時)	-	-(2)	-	-(2)		
	地域実績	2	2	2	2		
	災害協定・活動	2	2	2	2		
	BCP	3	3	3	3		
	自主的活動	3	3	3	3		
	配点	(20)	(10)	(20)	(10)		
配点			Max14	Max10	Max14	Max10	
合計			(30)	(30)	(30)	(30)	
			30				



# 地元企業活用審査型の試行

◆公共事業のうち、特に大規模工事については、大手企業が受注し、その下請業者として過去から取引のある会社を使用することが多くみられるが、災害対応、維持管理などを担うのは、地場の優良企業であり、また、地方の基幹産業として建設業を活性化させていく必要がある。そこで、地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、元請及び1次下請企業が地元企業の場合の工事成績、下請表彰の有無、地元企業の活用比率を評価する「**地元企業活用審査型総合評価落札方式**」を試行する。

## 【概要】

### (1) 対象工事

港湾土木及び港湾等しゅんせつのAランクは、全国的に活動している者が多く、実態としてほとんどの場合下請けを使って工事を施工しているため、港湾土木Aランク工事を対象として試行する。なお、専門工事が主となる工事については対象としない。

### (2) 評価項目

**地元企業(施工府県に本店を有する企業)活用評価項目**として下記を設定。

- ①元請及び1次下請企業の工事成績
- ②元請及び1次下請企業の下請表彰の有無
- ③地元企業(元請が地元企業の場合を含む)の活用比率
- ④施工体制  
(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)
- ⑤技術提案または施工計画
- ⑥企業の能力等
- ⑦技術者の能力等

### (3) 配点割合

下記を標準とする(SI型の場合)。

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)		施工体制 評価点 30点	加算点 最大60点  地元企業評価点 最大10点  (技術提案及び企業の施工能力等)
地元企業 評価点 10点	企業の 能力等 10点	技術者の 能力等 10点	技術提案 30点

### (4) 地元企業評価項目の評価方法

- ・1次下請企業の工事成績(最大4点)  
→下請比率が10%以上の地元企業(元請が地元企業の場合を含む)すべてを対象とする。  
当該企業の同種工事における過去5力年の平均工事成績評定点が一定の点数以上であることを確約できる場合に加点。
- ・1次下請企業の下請表彰(1点)  
→下請比率が10%以上の地元企業(元請が地元企業の場合を含む)のうち1者以上を対象とする。  
過去5力年の近畿地方整備局所掌の工事(港湾空港関係)の下請表彰の有無。
- ・地元企業の活用比率(最大5点)  
→元請企業を含む地元企業の入札金額に対する予定活用割合に応じて加点。



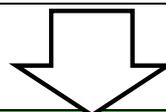
# 地元企業活用審査型の適用の拡大

対象：令和3年3月10日以降公告工事

現行は地元企業が元請として申請をしても成績点、下請表彰で加点対象とならない。このため地元企業が元請として申請を行った場合も加点対象として競争の公平性向上に努める。

## 【現行】

技術評価項目		評価基準	配点		
地元一次下請企業の工事成績等	過去5か年の地元企業の工事成績評定の平均	過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成し、引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上であること。	2点	3点	6点
		過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成し、引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上〇〇点未満であること。 過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成し、引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の実績がない場合は、平成31年度(令和元年度)に元請として完成し、引渡しが完了した〇〇府・県の工事種別が土木一式工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上であること。	1点		
	過去5か年の地元企業の下請表彰	過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無	1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	地元企業活用比率40%以上	3点	3点	3点
		地元企業活用比率25%以上40%未満	2点		
		地元企業活用比率10%以上25%未満	1点		
		地元企業活用比率10%未満	0点		



## 【見直し】

技術評価項目		評価基準	配点		
地元一次下請企業の工事成績等	過去5か年の地元企業の工事成績評定の平均	過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上であること。 <b>(元請が地元企業の場合も含む)</b>	2点	3点	6点
		過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上〇〇点未満であること。 過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成し、引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事のうち当該工事と同じ工事種別の工事における工事成績評定の実績がない場合は、平成31年度(令和元年度)に元請として完成し、引渡し完了した〇〇府・県の工事種別が土木一式工事における工事成績評定の平均点が〇〇点以上であること。 <b>(元請が地元企業の場合も含む)</b>	1点		
	過去5か年の地元企業の下請表彰	過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に完成・引渡し完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における下請表彰の有無 <b>(元請が地元企業の場合も含む)</b>	1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	地元企業活用比率40%以上	3点	3点	3点
		地元企業活用比率25%以上40%未満	2点		
		地元企業活用比率10%以上25%未満	1点		
		地元企業活用比率10%未満	0点		



# 地元企業活用審査型の適用の拡大

対象：令和元年12月9日以降公告の工事

対象：令和4年4月以降一部改正

技術提案評価型S II型及び施行能力評価型 I 型(施工計画重視型)の配点割合を以下のとおり設定。

## 現行

技術提案評価型  
S I 型

総合評価対象 60					質上実施企業に対する加点
技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10			4

※技術提案評価型(S I 型)においては、地域精進度・貢献等の評価は設定しない。

技術提案評価型  
S I 型  
(地元企業活用審査型)

総合評価対象 60					質上実施企業に対する加点
技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	4

配点60点に対する割合  
技術提案50%  
地元企業16%

## 適用の拡大

技術提案評価型  
S II 型(標準)

総合評価対象 50					質上実施企業に対する加点
技術提案 30	企業の能力等 8	技術者の能力等 8	地域・貢献等 4		3

技術提案評価型  
S II 型  
(地元企業活用審査型)

総合評価対象 60						質上実施企業に対する加点
技術提案 30	地元一次下請企業の 工事成績等 5	地元企業の 活用状況 5	企業の能力等 8	技術者の能力等 8	地域・貢献等 4	4

配点60点に対する割合  
技術提案50%  
地元企業16%

施工能力評価型  
I 型  
(施工計画重視型)  
(標準)

総合評価対象 40				質上実施企業に対する加点
施工計画 20	企業の能力等 8	技術者の能力等 8	地域・貢献等 4	3

施工能力評価型  
I 型  
(施工計画重視型)  
(地元企業活用審査型)

総合評価対象 40					質上実施企業に対する加点	
施工計画 20	地元一次下請企業の 工事成績等 3	地元企業の 活用状況 3	企業の能力等 6	技術者の能力等 6	地域・貢献等 2	3

配点40点に対する割合  
施工計画50%  
地元企業15%



# 地元企業活用審査型JV工事の施工 (JV工事への拡大)

対象: 令和6年4月以降公告工事

◆地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、**予定価格が5億円以上8.1億円※(WTO)未満の港湾土木工事**において**甲型特定JVでの参加を可能とする**とともに、**地元中小企業を構成員に含む場合は、その活用に応じて加点評価を行う試行を実施する。**

※令和6年4月1日契約案件より

## 【概要】

### (1) 試行内容

地元中小企業の受注機会確保に向け、特定建設工事共同企業体の構成員に地元中小企業を含む場合は、その活用に応じて**加点評価を行う試行工事。**

### (2) 対象工事

- ・港湾土木工事A等級
- ・予定金額が5億円以上8.1億円※(WTO)未満

※令和6年4月1日契約案件より

### (3) 評価項目

**地元中小企業※(近畿管内に本店を有する中小企業)**項目として下記を設定。

※対象工事が港湾土木A等級のため、A(中小)が対象

#### ① 地元中小企業の出資比率

#### ② 施工体制

(施工体制確保の確実性、品質確保の実効性)

#### ③ 技術提案または施工計画

#### ④ 企業の能力等

#### ⑤ 技術者の能力

#### ⑥ 社会・地域貢献

### (5) 配点割合

下記を標準とする(施工計画重視型の場合)

(作業船ありの場合)

標準点 100点 (施工体制以外で最低限の要求要件を満たした場合に付与)	施工体制 評価点 3.0点	加算点 最大4.3点 賃上げ加点措置3点含む (施工計画及び企業の施工能力等)
地元中小企業 評価点 6点	企業の 能力等 5点	技術者の 能力等 5点
地域 貢献 4点	施工計画 20点	
地元中小企業評価点 最大6点		

### (6) 地元企業評価項目の評価方法

地元中小企業が単体、代表者として申請を行った場合も**加点対象とする。**

#### ・地元中小企業の出資比率

(施工計画重視型の場合:最大6点)

→**出資比率**に応じて加点。

評価基準		配点	
地元中小企業(単体、代表者が地元企業の場合も含む)の出資比率	地元中小企業出資比率40%以上	6点	6点
	地元中小企業出資比率35%以上40%未満	4点	
	地元中小企業出資比率30%以上35%未満	2点	
	地元中小企業出資比率30%未満	0点	



ICT活用工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する工事であり、近畿地方整備局 港湾空港部では、平成29年6月以降に公告する工事の一部について、総合評価落札方式においてICT活用工事を実施する場合に加点評価する試行を行う。

## ■ 総合評価落札方式に関する事項

1. ICT浚渫工(発注者指定型)、ICT基礎工(発注者指定型)、ICTブロック据付工(発注者指定型)  
発注者の指定によって「ICT活用工事」を実施する場合は、総合評価落札方式における評価は行わない。
2. ICT浚渫工(施工者希望型)、ICT基礎工(施工者希望型)、ICTブロック据付工(施工者希望型)  
施工者の希望によって「ICT活用工事」を実施する場合は、総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価する。
3. 各発注方式における共通事項  
ICT活用施工にかかる技術については、本工事では総合評価落札方式での「技術提案(施工計画等)」における評価の対象外とする。

## 評価項目及び評価基準

	評価項目	評価内容	評価基準	配点
企業の能力等	ICT活用工事の実施	【ICT浚渫工の場合】 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元出来形測量 ⑤3次元データの納品	【ICT浚渫工の場合】 ①～⑤の全ての段階で全面的に活用する場合  【ICT基礎工の場合】 ①～④の全ての段階で全面的に活用する場合  【ICTブロック据付工】 ①～③の全ての段階で全面的に活用する場合	2点
		【ICT基礎工の場合】 ①3次元起工測量 ②3次元数量計算 ③ICTを活用した施工 ④3次元データの納品  【ICTブロック据付工】 ①ICTを活用した施工 ②完成形状把握のための3次元測量 ③3次元データの納品	【ICT浚渫工の場合】 ①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画ではない、または活用しない場合  【ICT基礎工の場合】 ①～④の全ての段階で全面的に活用する計画ではない、または活用しない場合  【ICTブロック据付工】 ①～③の全ての段階で全面的に活用する計画ではない、または活用しない場合	0点

## ■ 工事成績評定における措置

「企業の能力等」に関する評価項目が不履行となった場合は、工事成績評定を最大5点減点する。



# 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価について(1/2)

対象: 令和4年4月1日以降公告の工事

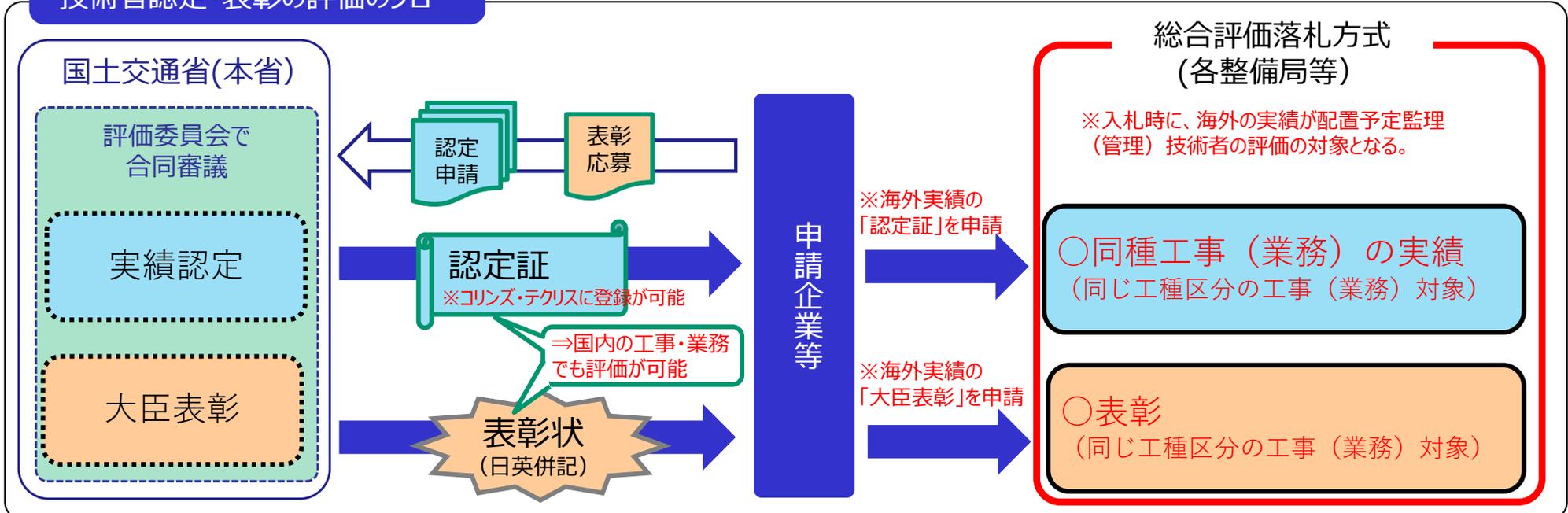
## 背景

- 建設業の海外進出、技術者の国内外の流動性を高める必要。
- 一方、直轄工事等で実績評価の際に用いるデータベース(コリンズ・テクリス)への登録には、発注者の確認(サイン)が必要であることから海外の実績登録が進んでおらず、当該実績が国内公共工事の調達において評価されない。
- 国内の公共工事において、海外工事等の実績を評価する仕組みが必要。

## 目的

- 今後の海外進出や国内外の技術者の流動化を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

## 技術者認定・表彰の評価のフロー





# 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価について(2/2)

対象: 令和4年4月1日以降公告の工事

(例) 技術提案評価型S型(WTO以外) 標準タイプ

評価項目		評価基準		配点		
企業 の 能力 等	①過去〇年間の同種工事实績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	3点	3点	10点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点			
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	4点	4点		
		75点以上80点未満	2点			
70点以上75点未満 70点未満		1点 0点				
③表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※5))	表彰あり	1点	1点			
	表彰なし	0点				
④その他自由設定項目		(上限を2点とする)	0~2点	2点		
技術者 の 能力 等	●技術者の実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※4)	4点	4点	10点	
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事等、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	2点			
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点			
	⑤過去〇年間の同種工事实績	同種性・立場	80点以上	4点		4点
			75点以上80点未満	2点		
70点以上75点未満 70点未満			1点 0点			
⑥同じ工種区分の〇年間の平均成績	去	表彰あり	1点	1点		
		表彰なし	0点			
⑧その他自由設定項目		(上限を1点とする)	0~1点	1点		
⑨技術提案	高い効果が期待できる		4点	4点	40点 (※3)	
	効果が期待できる		2点	(×5提案 ×2ターマ)		
	一般的事項のみの記載となっている		0点			

※企業の実績・成績・表彰は、評価しない。  
 ※但し、工事における「企業の能力等」、業務における「参加表明者の経験及び能力」については、競争参加者が国内工事等の実績を有しておらず、海外認定・表彰制度により認定された実績を有している場合は、同種・類似工事又は同種・類似業務の実績として評価できることとする。

●技術者の実績  
 認定された海外実績も、国内工事等と同様に評価

※海外インフラプロジェクト技術者表彰は「港湾空港関係」受賞者に限る  
 ※海外インフラプロジェクト認定者(実績)は、コリンズ登録時の公共事業の分野が「港湾分野」又は「空港分野」のものに限る

●技術者の成績  
 海外実績の表彰も、同様に評価

・評価基準  
 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞→近畿地方整備局局長表彰と同等  
 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞→近畿地方整備局港湾空港部長・事務所長表彰と同等



# 地元作業船活用審査型の試行(1/2)

対象: 令和4年4月1日以降公告の工事

## ■地元作業船の活用を促進する取り組み

地元作業船活用評価型の試行(技術提案評価型S型(WTO除く)が対象)

- ▶ 大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地域の安全・安心を担う地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に評価する「地元作業船活用評価型」を試行。
- ▶ 工事の主要工種において、当該港の所在する府県内に本店を有する地元企業が所有する作業船(グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、起重機船、クレーン付台船)を活用する場合に加算点を付与。

### ■総合評価における加点

・『地元作業船の活用』の評価は、**1.0点を満点**とし、当該港の所在する府県内に**本店を有している企業の作業船を活用する場合のみ**を加点の対象とする。

※**主要工種の作業日数の30%以上活用**すること。但し、作業船の仕様が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、**複数工種の合計作業日数の30%以上**でも良い。また、複数の地元作業船を使用して、主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も地元作業船の合計作業日数が30%以上あれば良い。

※**本試行工事は、企業の施工能力「使用作業船の保有形態及び環境性能達成状況」に換えて評価を実施。**

#### 地元企業が保有する作業船の定義

地元企業が100%自社保有する船舶  
親会社である地元企業が50%以上の株式を保有している子会社が100%保有する船舶、地元企業の親会社と共有で100%保有する船舶  
及び地元企業がファイナンスリースする船舶

評価項目	評価基準	配点
地元作業船の活用	地元企業の所有する作業船を活用	1.0
	該当なし	0

※不履行時は請負工事成績評定から5点減点

企業の能力等 社会・地域貢献	地元作業船の活用	1点	5点
	地域内工事の施工実績	1点	
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点	
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点	
	自主的社会活動	1点	



# 地元作業船活用審査型の試行(2/2)

【評価基準表】		従来の評価基準(例)					
技術評価項目		評価基準		配点		加算点	
企業 の 能力等	同種工事の施工実績	より同種性の高い工事		2点	2点	7点	
		同種性の高い工事		1点			
	同種性が認められる工事		0点				
	工事成績評定点	過去5か年近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の工事成績評定点の平均点	80点以上		3点		
			78点以上から80点未満		2.5点		
			76点以上から78点未満		2点		
			74点以上から76点未満		1.5点		
			72点以上から74点未満		1点		
			70点以上から72点未満		0.5点		
	70点未満		0点				
表彰	過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無等		1点	Max 1点			
技能者等の配置	登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの配置の有無	登録基幹技能者		1点	Max 1点		
		建設マスター-建設ジュニアマスター		1点			
配置 予 定 技 術 者 の 能 力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	より同種性の高い工事	監理(主任)技術者 現場代理人	2点	2点	7点	20点
			担当技術者	1点			
			同種性の高い工事	監理(主任)技術者 現場代理人			
		担当技術者	0.5点				
		同種性が認められる工事	監理(主任)技術者 現場代理人	0点			
			担当技術者				
	80点以上		2点				
	工事成績評定点	過去5か年近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の工事成績評定点の平均点	78点以上から80点未満		1.75点		
			76点以上から78点未満		1.5点		
			74点以上から76点未満		0.75点		
72点以上から74点未満			0.5点				
70点以上から72点未満			0.25点				
70点未満			0点				
優秀建設技術者表彰	過去5か年に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無		1点				
工事に適応される各種資格の有無	配置予定技術者が保有する資格のうち、右記に定める資格	① 土木学会認定土木技術者(1級以上) ② 技術士・APECエンジニア(当該工事に該当する部門に限る) ③ 労働安全コンサルタント ④ 海上工事施工管理技術者【Ⅱ類】 ⑤ 海洋・港湾構造物設計士		2資格以上 1点	1点		
				1資格 0.5点			
継続教育(CPD)の履修実績	履修期間に対応する年度等		1点				
作業船保有状況	評価の対象となる作業船の種類	保有形態や新造・環境性能達成等	MAX 5点				
社会・ 地域 貢献	地域内工事の施工実績	国土交通省又は他省庁が発注する工事		1点	1点		
		上記以外の機関が発注する工事		0.5点			
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	過去2か年(平成31年度(令和元年度)から令和2年度)における近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の有無)		1点	1点		
		競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結の有無		0.5点			
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局災害時事業継続力認定委員会から認定された企業		1点			
	自主的 社会 活動	過去2か年に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動に対する表彰・感謝状		1点	1点		
過去3か年海洋環境保全活動への支援活動の有無		過去3か年の内、複数年の活動に支援	1点				
		過去3か年の内、単年の活動に支援	0.5点				

【評価基準表】		地元作業船(試行)の評価基準					
技術評価項目		評価基準		配点		加算点	
企業 の 能力等	同種工事の施工実績	より同種性の高い工事		2点	2点	8点	
		同種性の高い工事		1点			
	同種性が認められる工事		0点				
	工事成績評定点	過去5か年近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の工事成績評定点の平均点	80点以上		3点		
			78点以上から80点未満		2.5点		
			76点以上から78点未満		2点		
			74点以上から76点未満		1.5点		
			72点以上から74点未満		1点		
			70点以上から72点未満		0.5点		
	70点未満		0点				
表彰	過去5か年(平成27年度から平成31年度(令和元年度))に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無等		1点	Max 1点			
技能者等の配置	登録基幹技能者、建設マスター、建設ジュニアマスターの配置の有無	登録基幹技能者		1点	2点		
		建設マスター-建設ジュニアマスター		1点			
配置 予 定 技 術 者 の 能 力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	より同種性の高い工事	監理(主任)技術者 現場代理人	2点	2点	7点	20点
			担当技術者	1点			
			同種性の高い工事	監理(主任)技術者 現場代理人			
		担当技術者	0.5点				
		同種性が認められる工事	監理(主任)技術者 現場代理人	0点			
			担当技術者				
	80点以上		2点				
	工事成績評定点	過去5か年近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事の工事成績評定点の平均点	78点以上から80点未満		1.75点		
			76点以上から78点未満		1.5点		
			74点以上から76点未満		0.75点		
72点以上から74点未満			0.5点				
70点以上から72点未満			0.25点				
70点未満			0点				
優秀建設技術者表彰	過去5か年に元請として完成・引渡しが完了した近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の工事における表彰の有無		1点				
工事に適応される各種資格の有無	配置予定技術者が保有する資格のうち、右記に定める資格	① 土木学会認定土木技術者(1級以上) ② 技術士・APECエンジニア(当該工事に該当する部門に限る) ③ 労働安全コンサルタント ④ 海上工事施工管理技術者【Ⅱ類】 ⑤ 海洋・港湾構造物設計士		2資格以上 1点	1点		
				1資格 0.5点			
継続教育(CPD)の履修実績	履修期間に対応する年度等		1点				
地元作業船の活用	有 1点、無 0点		1点				
社会・ 地域 貢献	地域内工事の施工実績	国土交通省又は他省庁が発注する工事		1点	1点		
		上記以外の機関が発注する工事		0.5点			
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	過去2か年(平成31年度(令和元年度)から令和2年度)における近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の有無)		1点	1点		
		競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結の有無		0.5点			
	建設事業継続計画(BCP)認定の有無	競争参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局災害時事業継続力認定委員会から認定された企業		1点			
	自主的 社会 活動	過去2か年に近畿地方整備局(港湾空港関係)管内の行政機関から授与された、災害活動に対する表彰・感謝状		1点	1点		
過去3か年海洋環境保全活動への支援活動の有無		過去3か年の内、複数年の活動に支援	1点				
		過去3か年の内、単年の活動に支援	0.5点				



# 履行確認及びペナルティ

技術提案評価型における技術提案及び施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)における施工計画については、技術提案(施工計画)内容を契約書へ添付するとともに、特記仕様書に施工計画の記載を明記することとしている。このことにより、確実な履行確認及び検査が可能となり技術提案(施工計画)の適正な評価につながる事となる。

なお、受注者の責により、技術提案(施工計画)内容を履行できない場合は、相応のペナルティを課すものとし、請負工事成績評定において、技術提案(施工計画)の項目数に対する達成率により最大10点の減点措置を行うとともに、以下の算定式により違約金を徴収する。

ただし、技術提案評価型及び施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)において、評価結果の通知の際に「履行義務有り」とした技術提案(施工計画)のみを対象とする。

## 1. 総合評価方式における技術提案に係る減点措置の考え方

○技術提案評価型(A型、S型(WTO)、S I 型、S II 型)、施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)の場合

技術提案(施工計画)に係る項目

提案(施工計画)内容に対して、達成率が60%未満の場合	工事成績評定を10点減点
提案(施工計画)内容に対して、達成率が60%以上、80%未満の場合	工事成績評定を 5点減点
提案(施工計画)内容に対して、達成率が80%以上、100%未満の場合	工事成績評定を 3点減点

○技術提案評価型、施工能力評価型 I 型(標準型)及び II 型の場合

企業の能力等に関する提案

不履行となった評価項目毎の加点割合が50%を超える場合	工事成績評定を 5点減点
不履行となった評価項目毎の加点割合が50%以下の場合	工事成績評定を 3点減点

## 2. 総合評価方式における技術提案に係る違約金徴収の考え方

技術提案評価型における技術提案及び施工能力評価型(施工計画重視型)における施工計画が履行できなかった場合は、上記「請負工事成績評定」の減点に加え、以下の算定式により違約金を徴収する。ただし、当初契約金額の10%を限度とする。(施工能力評価型 I 型(標準型)、II 型の場合は違約金の徴収はない。(平成27年9月以降))

$$\text{違約金} = \text{当初請負代金額} \times (1 - \text{施工後の評価点} / \text{当初契約時の評価点})$$

注1) 施工後の評価点 = 当初契約時の評価点 - 不履行となった提案評価項目に対して付与された加算点

注2) 当初契約時の評価点 = 標準点100点 + 加算点 + 施工体制評価点



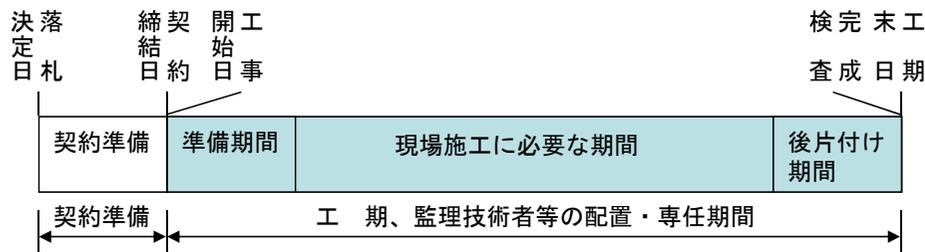
# 任意着手制度の概要 監理技術者等の配置の考え方

目的:適切な工期の設定、工事開始前に労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定し、施工時期等の平準化を図る

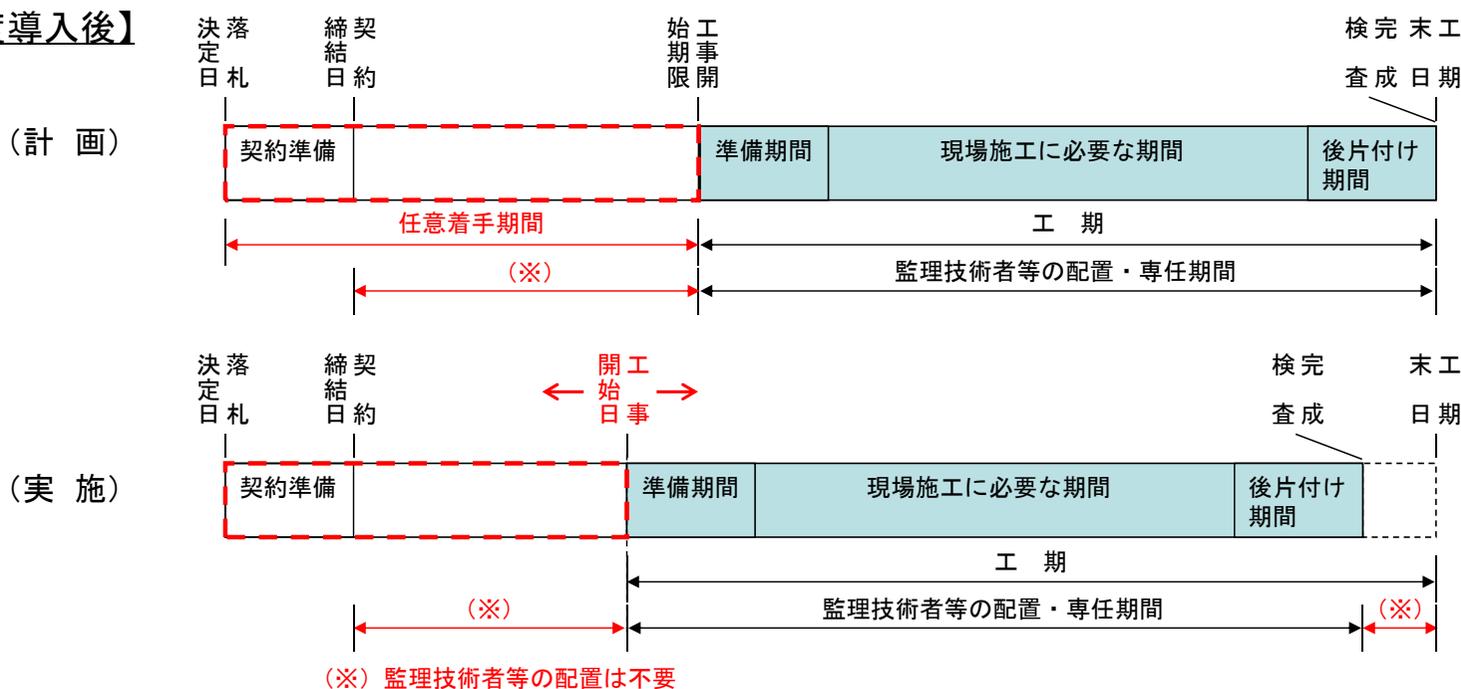
対象:完成時期に余裕のある工事などにおいて設定が可能

- ◆制度の概要 :発注者がある期間を任意着手期間として設定し、その期間内に受注者が自らの判断により工事を開始し、工期末日までに完成させる。
- ◆任意着手期間:建設資材や労働力確保等のための準備調整を行うことができる。監理技術者等の配置は不要とし、現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等を行ってはいならない。

## 【制度導入前】



## 【制度導入後】





# 工事発注に係る申請書提出時の確認資料の省略

対象: 令和2年4月以降公告工事

- ペーパーレス、業務改善に資する為、申請内容を確認する添付資料について、年度開始の発注工事申請時に添付した確認資料は、同一年度に限り次回の申請以降の添付を省略することが出来ることとする。
- 確認資料に変更があった時は、変更後の確認資料を添付すること。(表彰の確認資料等)

## 【対象】原則、全ての工事

### ■競争参加申請書類

従来通り誤謬のないよう記載すること

### ■競争参加資格確認資料

年度内に提出した以下の申請に係る確認資料に限り、同一年度内は省略可とする。

但し資格の更新等、既提出の資料に更新等があった場合は、更新後の資料を提出すること。

### ■削減例(枚数表示)

削減対象項目 →	競争参加資格				企業の能力等			配置予定技術者の能力		社会・地域貢献等			合計	
	等一級以上の土木施工管理技士又は同	監理技術者資格者証	監理技術者講習修了証	健康保険証	表彰	有用な新技術の活用	取得 ISO 9000 シリーズ認証	優秀建設技術者表彰	有無 工事に適応される各種資格の有無	作業船保有状況	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	Pの認定 建設事業継続計画(BC)		自主的社会的活動
A者	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 1.0						▲ 13.0	▲ 1.0	▲ 16.0	▲ 34
B者	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 1.0				▲ 3.0	▲ 6.0	▲ 19.0	▲ 1.0		▲ 33
C者	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0				▲ 2.0		▲ 9.0	▲ 1.0		▲ 17
D者	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 2.0		▲ 3.0	▲ 1.0			▲ 11.0	▲ 1.0		▲ 21
E者	▲ 1.0	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 1.0						▲ 17.0	▲ 1.0		▲ 22
F者	▲ 0.25	▲ 0.25	▲ 0.25	▲ 0.25							▲ 3.0	▲ 1.0		▲ 5



# 発注手続における期間設定の見直し

対象: 令和2年4月以降公告工事

入札契約手続き期間中において、土日や祝祭日確保の観点から、手続きスケジュール期間を営業日ベースで必要日数を設定管理に統一。競争参加者、発注者両方の適切な期間設定を目指す。

現状、**営業日(土日、祝祭日を除く)での期間(赤)**と、**土日等含む期間(青)**がある為、**営業日ベースで統一管理**。

とりわけ**施工能力評価型 I 型(施工計画重視型)**は**技術提案評価型**と比べ、**公告から参加申請迄の期間が他と比べると短い**為、**土日を含まない日数**で設定することで、**資料作成期間の確保**を図る。

【比較例】

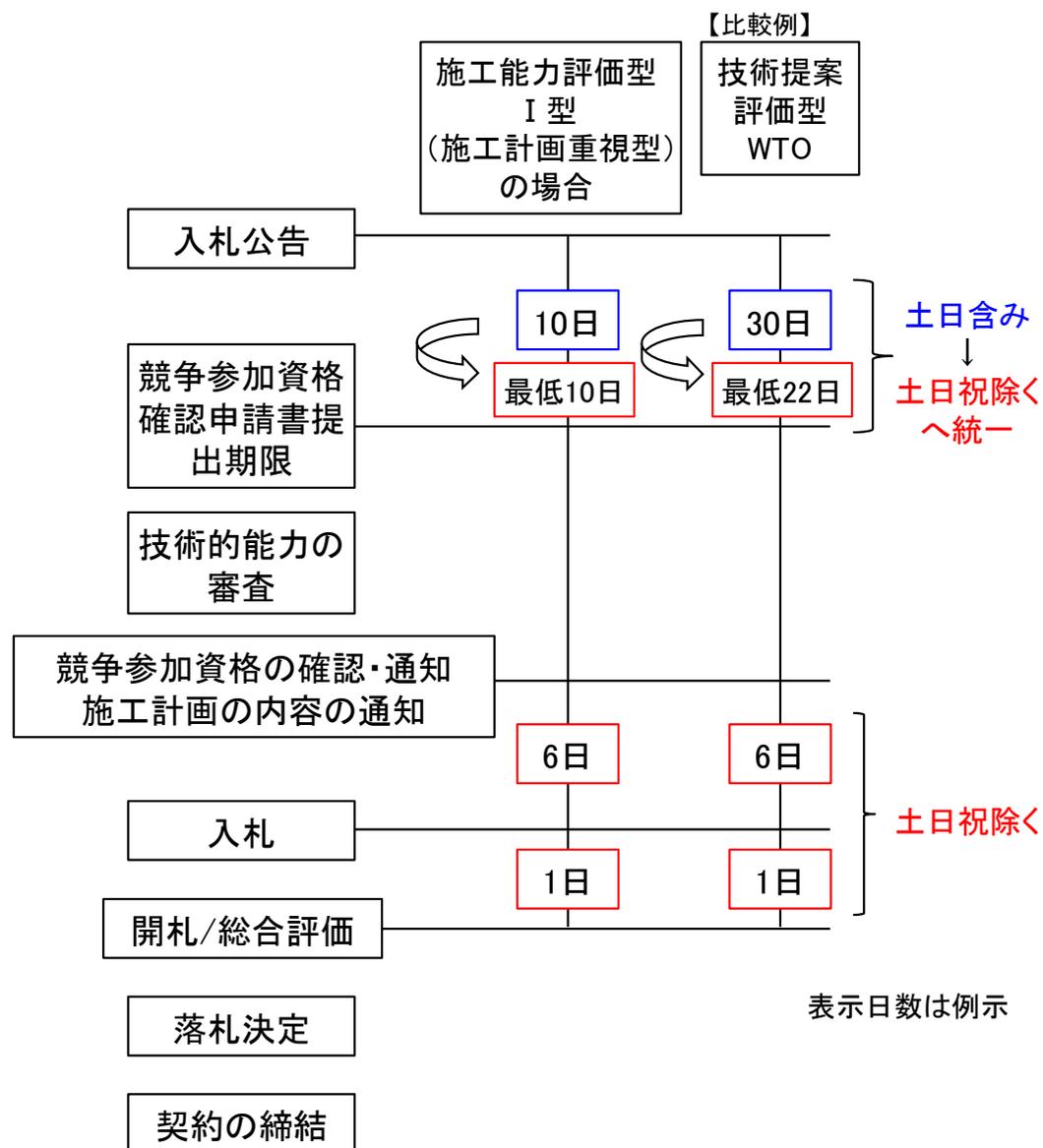
	施工能力評価型 I 型 (施工計画重視型)	技術提案評価型 WTO
入札公告から 参加申請書提出	10日 (土日含む)	30日 (土日含む)

- ・営業日管理
- ・申請書作成期間確保

最低10日 (土日含まない営業日)	最低22日 (同左)
----------------------	---------------

## ■実施対象

施工能力評価型(施工計画重視型)  
他の発注方式の申請書作成期間は現状のままとする。





## 各評価方式別配点(WTO)

### 【技術提案評価型(S型)・WTO】

#### 1テーマ×3提案の場合

評価項目		平成30年4月より		備考
		配点	加算点	
技術提案	技術提案 テーマ1	60点	60点	1提案あたりの配点は20点

### 【技術提案評価型(S型)・WTO】

#### 2テーマ×2提案の場合

評価項目		平成30年4月より		備考
		配点	加算点	
技術提案	技術提案 テーマ1	30点	60点	1提案あたりの配点は15点 テーマ毎に重み付けを行い、評価の細分化を図る (各テーマが品質確保・向上のみの場合は重みは同じ)
	技術提案 テーマ2	30点		



# 各評価方式別配点：技術提案評価型（S I 型）

【R6.4.1以降改正】

技術提案評価型（S I 型）・作業船を評価する場合

		標準	技術提案力 評価型	地元企業活 用審査型	配点	加算点
技術提案	1～2テーマ(※地元企業活用審査型は1テーマ)×2提案	40点	40点	30点	30～40点	60点
地元一次下請企業の工事成績	過去5ヵ年の地元企業工事成績評定の平均	－	－	4点	10点	
	過去5ヵ年の地元企業の下請表彰	－	－	1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	－	－	5点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	2点	Max10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	Max2点	Max1点	Max2点		
		優良工事表彰（局長、事務所長）	(1)	(1)		(1)
		安全管理優良請負者表彰				
		優良工事等施工者（現場環境向上）表彰				
		技術開発に関する表彰				
		インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）	(1)	(1)		(1)
		コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)		(1)
		工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)		(1)
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)		
	技能者等の配置	Max1点	Max1点	Max1点		
	工事に適応される各種資格の有無	－	－	－		
	技術提案力の評価	－	2点	－		
有用な新技術の活用	－	－	－			
作業船保有状況	Max5点	Max5点	Max5点			
ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	3点	3点	3点	10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	1点	1点	1点		
		優秀建設技術者表彰	(1)	(1)		(1)
	海外インフラプロジェクト技術者表彰					
	工事に適応される各種資格の有無	2点	2点	2点		
	継続教育（CPD）の履修実績	1点	1点	1点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点				



# 各評価方式別配点：技術提案評価型（S I 型）

【R6.4.1以降改正】

技術提案評価型（S I 型）・作業船を評価しない場合

		標準	技術提案力 評価型	地元企業活 用審査型	配点	加算点
技術提案	1～2テーマ(※地元企業活用審査型は1テーマ)×2提案	40点	40点	30点	30～40点	60点
地元一次下請企業の工事成績	過去5ヵ年の地元企業工事成績評定の平均	－	－	4点	10点	
	過去5ヵ年の地元企業の下請表彰	－	－	1点		
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	－	－	5点		
企業の 能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	2点	Max10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	Max2点	Max1点	Max2点		
	優良工事表彰（局長、事務所長）	(1)	(1)	(1)		
	安全管理優良請負者表彰					
	優良工事等施工者（現場環境向上）表彰					
	技術開発に関する表彰					
	インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）	(1)	(1)	(1)		
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)		
	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)		
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)		
	技能者等の配置	Max1点	Max1点	Max1点		
	工事に適応される各種資格の有無	－	－	－		
	技術提案力の評価	－	2点	－		
有用な新技術の活用	1点	1点	1点			
ISO9000シリーズ認証取得	1点	1点	1点			
災害時に対応出来る作業船の保有	1点	1点	1点			
ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	3点	3点	3点	10点	
	工事成績評定点	3点	3点	3点		
	表彰	1点	1点	1点		
	優秀建設技術者表彰	(1)	(1)	(1)		
	海外インフラプロジェクト技術者表彰					
	工事に適応される各種資格の有無	2点	2点	2点		
継続教育（CPD）の履修実績	1点	1点	1点			
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点				



# 各評価方式別配点：技術提案評価型（SⅡ型）

【R6.4.1以降改正】

技術提案評価型（SⅡ型）・作業船を評価する場合

		標準	技術提案力 評価型	ICT活用工 事	地元企業活 用審査型	配点	加算点	
技術提案	1庁-マ×2提案	30点	30点	30点	30点	30点	50点 (地元企業 活用審査型 は60点)	
地元一次下請企業の工事成績	過去5ヵ年の地元企業工事成績評定の平均	-	-	-	4点	10点		
	過去5ヵ年の地元企業の下請表彰	-	-	-	1点			
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	-	-	-	5点	7点		
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	1点	2点			
	工事成績評定点	3点	2点	2点	3点			
	表彰	Max1点		Max1点	Max1点			Max1点
		(1)	優良工事表彰（局長、事務所長）	(1)	(1)			(1)
			安全管理優良請負者表彰					
			優良工事等施工者（現場環境向上）表彰					
			技術開発に関する表彰					
		(1)	インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）	(1)	(1)		(1)	
		(1)	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)		(1)	
	(1)	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)			
(1)	下請の表彰	(1)	(1)	(1)				
技能者等の配置		Max1点	Max1点	Max1点	Max1点			
工事に適応される各種資格の有無		-	-	-	-			
技術提案力の評価		-	2点	-	-			
有用な新技術の活用		-	-	-	-			
ICT活用工事の実施		-	-	2点	-			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	2点	2点	2点	7点		
	工事成績評定点	2点	2点	2点	2点			
	表彰	1点		1点	1点		1点	
		(1)	優秀建設技術者表彰	(1)	(1)		(1)	
	海外インフラプロジェクト技術者表彰							
	工事に適応される各種資格の有無		1点	1点	1点		1点	
継続教育（CPD）の履修実績		1点	1点	1点	1点			
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max5点	Max5点	Max5点	Max5点	Max6点		
	地域内工事の施工実績（標準：技術者、試行：企業）	1点	1点	1点	1点			
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点	1点	1点	1点			
	建設業事業継続計画（BCP）認定の有無	1点	1点	1点	1点			
	自主的社会的活動	Max1点	Max1点	Max1点	Max1点			
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点	0.5点			
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点						



# 各評価方式別配点：技術提案評価型（S II 型）

【R6.4.1以降改正】

技術提案評価型（S II 型）・作業船を評価しない場合

		標準	技術提案力 評価型	ICT活用工 事	配点	加算点	チャレンジ 型 (3提案)	配点	加算点
技術提案	1庁-マ×2提案	30点	30点	30点	30点	50点	36点	36点	40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	1点	8点	50点	1点	Max2点	40点
	工事成績評定点	3点	2点	2点			-		
	表彰	Max1点	Max1点	Max1点			-		
	優良工事表彰（局長、事務所長）	(1)	(1)	(1)			-		
	安全管理優良請負者表彰								
	優良工事等施工者（現場環境向上）表彰								
	技術開発に関する表彰								
	インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）	(1)	(1)	(1)			-		
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)			-		
	工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)			-		
	下請の表彰	(1)	(1)	(1)			-		
	技能者等の配置	Max1点	Max1点	Max1点			Max1点		
	工事に適応される各種資格の有無	-	-	-			-		
	技術提案力の評価	-	2点	-			-		
有用な新技術の活用	1点	1点	1点	-					
ワーク・ライフ・バランスの評価	-	-	-	0.1点					
ICT活用工事の実施	-	-	2点	-					
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	2点	2点	8点	50点	1点	2点	40点
	工事成績評定点	3点	3点	3点			-		
	表彰	1点	1点	1点			-		
	優秀建設技術者表彰	(1)	(1)	(1)			-		
	海外インフラプロジェクト技術者表彰								
	工事に適応される各種資格の有無	1点	1点	1点			1点		
	継続教育（CPD）の履修実績	1点	1点	1点			-		
社会・地域貢献	災害時に対応出来る作業船の保有	1点	1点	1点	Max4点	50点	-	-	40点
	地域内工事の施工実績（標準：技術者、試行：企業）	1点	1点	1点			-		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点	1点	1点			-		
	建設業事業継続計画（BCP）認定の有無	1点	1点	1点			-		
	自主的社会的活動	Max1点	Max1点	Max1点			-		
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点			-		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点				-0.5点～-2点			



# 各評価方式別配点：技術提案評価型（S II 型）

【R6.4.1以降改正】

技術提案評価型（S II 型）・地元作業船を評価する場合

		標準	技術提案力 評価型	ICT活用工 事	配点	加算点
技術提案	1テ-マ×2提案	30点	30点	30点	30点	50点
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	1点	1点	8点	
	工事成績評定点	3点	2点	2点		
	表彰	Max1点	Max1点	Max1点		
		優良工事表彰（局長、事務所長）	(1)	(1)	(1)	
		安全管理優良請負者表彰				
		優良工事等施工者（現場環境向上）表彰				
		技術開発に関する表彰				
		インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞）	(1)	(1)	(1)	
		コンクリート構造物品質コンテスト	(1)	(1)	(1)	
		工事成績評定優秀企業認定	(1)	(1)	(1)	
		下請の表彰	(1)	(1)	(1)	
	技能者等の配置	Max2点	Max2点	Max2点		
	工事に適応される各種資格の有無	-	-	-		
	技術提案力の評価	-	2点	-		
	有用な新技術の活用	-	-	-		
	ICT活用工事の実施	-	-	2点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	2点	2点	7点	
	工事成績評定点	2点	2点	2点		
	表彰	1点	1点	1点		
		優秀建設技術者表彰	(1)	(1)		(1)
		海外インフラプロジェクト技術者表彰				
		工事に適応される各種資格の有無	1点	1点		1点
	継続教育（CPD）の履修実績	1点	1点	1点		
社会・地域貢献	地元作業船の活用	1点	1点	1点	Max5点	
	地域内工事の施工実績（標準：技術者、試行：企業）	1点	1点	1点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点	1点	1点		
	建設業事業継続計画（BCP）認定の有無	1点	1点	1点		
	自主的社会的活動	Max1点	Max1点	Max1点		
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点	0.5点	0.5点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点				



# 各評価方式別配点：施工能力評価型（I型）【標準型】・【施工計画重視型】

【R6.4.1以降改正】

施工能力評価型（I型）【標準型】【施工計画重視型】

		施工能力評価型（I型）			施工能力評価型（I型）			施工能力評価型（I型）			施工能力評価型（I型）						
		標準型・施工計画重視型			標準型			標準型			標準型						
		施工体制確認			施工体制確認型			施工体制確認型			施工体制確認型						
		作業船の有無			作業船有り			作業船無し			作業船有り						
		地域内工事の施工実績			企業			企業			企業						
技術評価項目		配点		加算点	配点		加算点	配点		加算点	配点		加算点				
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	20点 (10×2項目)	20点	40点	20点 (10×2項目)	20点	40点	可・否			可・否						
企業の能力等	同種工事の施工実績	2点	7点	40点	2点	8点	40点	3点	14点	40点	3点	16点	40点				
	工事成績評定点	3点			3点			5点			5点						
	表彰	Max1点			Max1点			Max2点			Max2点						
	優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)			(1)	(1)		(1)	(1)		(1)	(1)					
	安全管理優良請負者表彰																
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰																
	技術開発に関する表彰																
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)	(1)			(1)			(1)			(1)						
	コンクリート構造物品質コンテスト	(1)			(1)			(1)			(1)						
	工事成績評定優秀企業認定	(1)			(1)			(1)			(1)						
下請の表彰	(1)		(1)		(1)		(1)										
技能者等の配置	Max1点		Max1点		Max2点		Max2点										
工事に適応される各種資格の有無	—		—		2点		2点										
有用な新技術の活用	—		1点		—		1点										
ISO9000シリーズ認証取得	—		—		—		1点										
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	7点	40点	2点	8点	40点	4点	14点	40点	4点	16点	40点				
	工事成績評定点	2点			3点			6点			6点						
	表彰	1点			1点			2点			2点						
	優秀建設技術者表彰	(1)			(1)	(1)		(1)	(1)		(1)	(1)					
	海外インフラプロジェクト技術者表彰																
	工事に適応される各種資格の有無	1点			1点			1点			2点						
	継続教育(CPD)の履修実績	1点			1点			1点			2点						
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max5点	Max6点		40点	—		Max4点	40点		Max10点	Max12点		40点	—	Max8点	40点
	災害時に対応出来る作業船の保有※	—				1点					—				2点		
	地域内工事の施工実績	1点				1点					2点				2点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点		1点			2点			2点							
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点		1点			2点			2点							
	自主的社会的活動	Max1点		Max1点			Max2点			Max2点							
その他	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.5点		0.5点		1点		1点									
	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点			-0.5点～-2点			-0.5点～-2点			-0.5点～-2点						

## ※施工能力評価型（I型）【標準型】

- ・施工計画の評価であり技術提案ではなく点数評価しないため、評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行わない。
- ・工事種別、発注予定額により、二封筒事後審査型の対象となる。

## ※施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】

- ・施工計画(技術提案ではない)を点数評価。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行う[通知方法はS型に同じ]。
- ・二封筒事後審査型の適用対象外。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点異なる。



# 各評価方式別配点：施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】

【R6.4.1以降改正】

施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】（海上チャレンジ）（ICT活用工事）

	標準型・施工計画重視型	施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）		施工能力評価型（I型）					
		施工計画重視型(海上チャレンジ)	施工計画重視型(海上チャレンジ)	施工計画重視型	施工計画重視型	施工計画重視型	施工計画重視型						
	施工体制確認	施工体制確認型		施工体制確認型		施工体制確認型		施工体制確認型					
	作業船の有無	作業船有り		作業船有り		作業船有り		作業船無し					
	試行			ICT活用工事		ICT活用工事		ICT活用工事					
技術評価項目		配点	加算点	配点	加算点	配点	加算点	配点	加算点				
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	30点 (15×2項目)	30点	40点	30点 (15×2項目)	30点	40点	20点 (10×2項目)	20点	40点	20点 (10×2項目)	20点	40点
企業の能力等	同種工事の施工実績	1点	2点		1点	3点		1点	7点		1点	8点	
	工事成績評定点	—			—			2点			2点		
	表彰	—			—			Max1点			Max1点		
	優良工事表彰(局長、事務所長)							(1)			(1)		
	安全管理優良請負者表彰												
	優良工事等施工者(現場環境向上)表彰							(1)			(1)		
	技術開発に關しての表彰							(1)			(1)		
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)							(1)			(1)		
	コンクリート構造物品質コンテスト							(1)			(1)		
	工事成績評定優秀企業認定							(1)			(1)		
下請の表彰							(1)			(1)			
技能者等の配置	Max1点				—			Max1点			Max1点		
工事に適応される各種資格の有無	—				—			—			—		
有用な新技術の活用	—				—			—			1点		
ISO9000シリーズ認証取得	—				—			—			—		
ICT活用工事の実施	—				2点			2点			2点		
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	4点		2点	3点		2点	7点		2点	8点	
	工事成績評定点	—			—			2点			3点		
	表彰	—			—			1点			1点		
	優秀建設技術者表彰	—			—			(1)			(1)		
	海外インフラプロジェクト技術者表彰	—			—			1点			1点		
工事に適応される各種資格の有無	1点			1点			1点			1点			
継続教育(CPD)の履修実績	1点			—			1点			1点			
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max4点	Max4点		Max4点	Max4点		Max5点	Max6点		—	Max4点	
	災害時に対応出来る作業船の保有	—			—			—			1点		
	地域内工事の施工実績(標準:企業、試行:技術者)	1点			1点			1点			1点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点			1点			1点			1点		
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	—			—			1点			1点		
	自主的社會活動	—			—			Max1点			Max1点		
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.25点			0.25点			0.5点			0.5点		
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点			-0.5点～-2点			-0.5点～-2点			-0.5点～-2点		

## ※施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】

- ・施工計画(技術提案ではない)を点数評価。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行う[通知方法はS型に同じ]。
- ・二封筒事後審査型の適用対象外。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点が異なる。



# 各評価方式別配点：施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】

【R6.4.1以降改正】

施工能力評価型（I型）【施工計画重視型】（陸上チャレンジ）（地元企業活用審査）

		施工能力評価型（I型）			施工能力評価型（I型）			施工能力評価型（I型）			
		標準型・施工計画重視型			施工計画重視型			施工計画重視型			
		施工体制確認			施工体制確認型			施工体制確認型			
		作業船の有無			作業船無し			作業船無し			
		試行			地元企業活用審査型			地元企業活用審査型			
技術評価項目		配点		加算点	配点		加算点	配点		加算点	
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	30点 (15×2項目)	30点	40点	20点 (10×2項目)	20点	40点	20点 (10×2項目)	20点	40点	
地元一次下請企業の工事成績	過去5ヵ年の地元企業工事成績評定の平均	-	-		2点	6点		2点	6点		
	過去5ヵ年の地元企業の下請表彰	-	-		1点			1点			
地元企業の活用状況	地元企業の活用状況	-	-		3点			3点			
企業の能力等	同種工事の施工実績	1点	2点		1点	5点		1点	6点		
	工事成績評定点	-	-		2点			2点			
	表彰	-	-		Max1点			Max1点			
		優良工事表彰(局長、事務所長)	-	-		(1)		(1)			
		安全管理優良請負者表彰	-	-							
		優良工事等施工者(現場環境向上)表彰	-	-							
		技術開発に関する表彰	-	-		(1)		(1)			
		インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)	-	-		(1)		(1)			
		コンクリート構造物品質コンテスト	-	-		(1)		(1)			
		工事成績評定優秀企業認定	-	-		(1)		(1)			
		下請の表彰	-	-		(1)		(1)			
		技能者等の配置	Max1点			Max1点			1点		
		工事に適応される各種資格の有無	-	-		-			-		
	有用な新技術の活用	-	-		-			1点			
	ISO9000シリーズ認証取得	-	-		-			-			
	ICT活用工事の実施	-	-		-			-			
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	2点	4点		2点	5点		3点	6点		
	工事成績評定点	-	-		-			-			
	表彰	-	-		1点			1点			
		優秀建設技術者表彰	-	-		(1)		(1)			
		海外インフラプロジェクト技術者表彰	-	-							
		工事に適応される各種資格の有無	1点			1点			1点		
	継続教育(CPD)の履修実績	1点			1点			1点			
社会・地域貢献	作業船保有状況	-	Max4点		Max4点	Max4点		-	Max2点		
	災害時に対応出来る作業船の保有	1点			-			1点			
	地域内工事の施工実績(標準:企業、試行:技術者)	1点			1点			1点			
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	1点			1点			1点			
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1点			-			-			
	自主的社会的活動	Max1点			-			-			
	ワーク・ライフ・バランスの評価	0.25点			0.35点			0.35点			
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点	-2点		-0.5点	-2点		-0.5点	-2点		



# 各評価方式別配点：施工能力評価型（Ⅱ型）

【R6.4.1以降改正】

## 施工能力評価型（Ⅱ型）

		施工能力評価型（Ⅱ型） 標準型		施工能力評価型（Ⅱ型） 標準型			
		施工体制確認型		施工体制確認型			
		作業船の有無		作業船無し			
技術評価項目		配点	加算点	配点	加算点		
簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項						
企業の能力等	同種工事の施工実績	3点	14点	40点	3点	16点	40点
	工事成績評定点	5点			5点		
	表彰	Max2点			Max2点		
	優良工事表彰(局長、事務所長)	(1)			(1)		
	安全管理優良請負者表彰						
	イメージアップ優良工事表彰						
	技術開発に関する表彰						
	インフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)						
	コンクリート構造物品質コンテスト						
	工事成績評定優秀企業認定						
	下請の表彰	(1)			(1)		
	技能者等の配置	Max2点			Max2点		
	工事に適応される各種資格の有無	2点			2点		
	有用な新技術の活用	—			1点		
ISO9000シリーズ認証取得	—	1点					
配置予定技術者の能力	監理技術者等としての同種工事の施工経験	4点	14点	16点			
	工事成績評定点	6点			4点		
	表彰	2点			6点		
	優秀建設技術者表彰	(2)			(2)		
	海外インフラプロジェクト技術者表彰						
	工事に適応される各種資格の有無	1点			2点		
継続教育(CPD)の履修実績	1点	2点					
社会・地域貢献	作業船保有状況	Max10点	Max12点	Max8点			
	災害時に対応出来る作業船の保有	—			—		
	地域内工事の施工実績(標準:技術者、試行:企業)	2点			2点		
	災害協定の締結の有無・協定に基づく活動実績	2点			2点		
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	2点			2点		
	自主的社会的活動	Max2点			Max2点		
ワーク・ライフ・バランスの評価	1点	1点					
その他	違法行為・不誠実な行為による措置。複数ある場合は累積。	-0.5点～-2点		-0.5点～-2点			

### ※施工能力評価型（Ⅱ型）

- ・施工計画を求めず、企業の能力等評価のみを行う。評価結果の詳細の通知を競争参加資格の通知時に同時に行わない。
- ・工事種別、発注予定額により、二封筒事後審査型の対象となる。

※上記配点は施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事の場合である。施工体制確認型でない場合は加算点異なる。



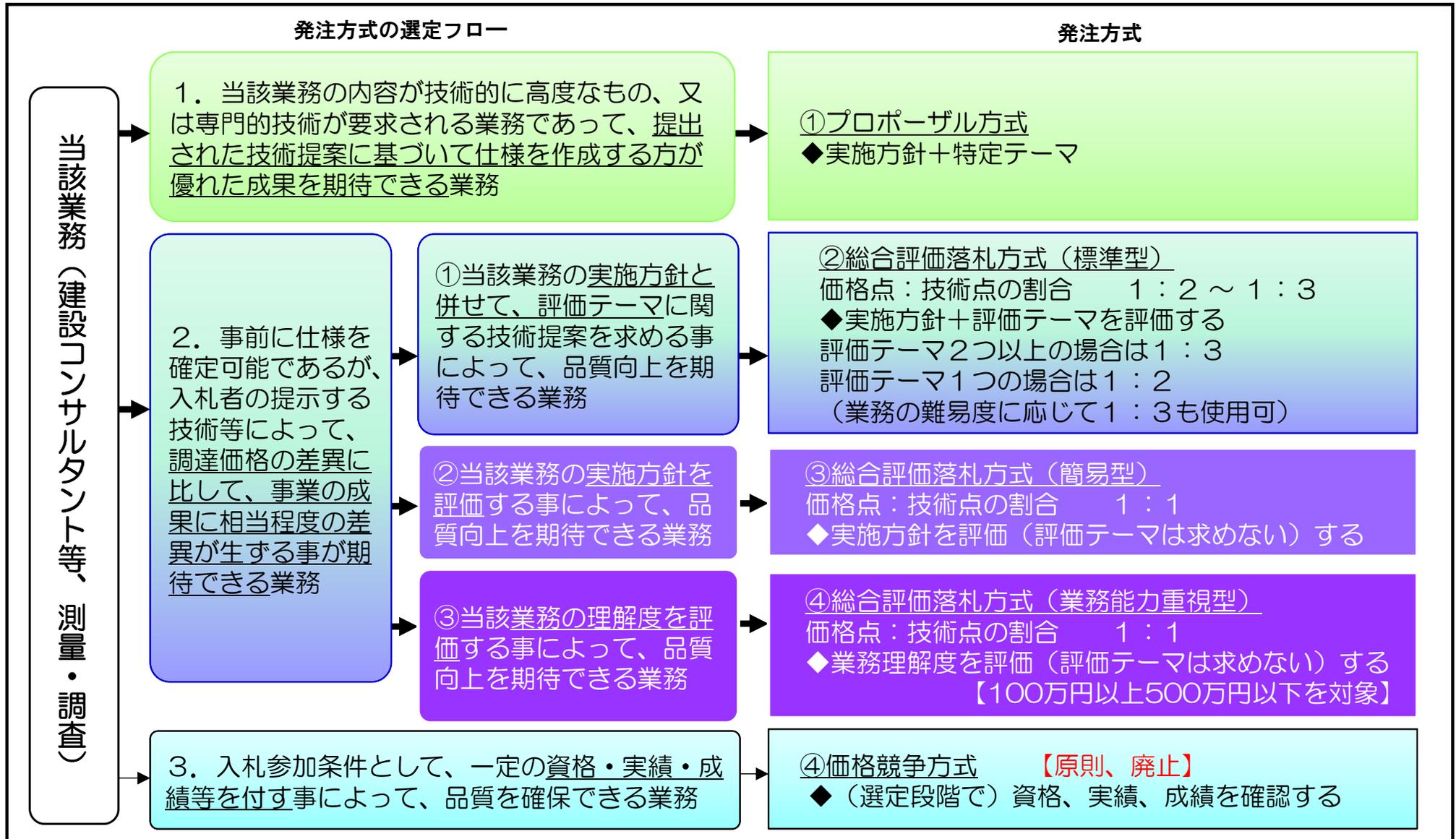
# 建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式 について



# プロポーザル方式及び総合評価落札方式等の発注方式の選定の考え方

建設コンサルタント業務等の発注にあたっては、以下の選定フローに基づき発注を行う。

【H27.9以降改正】



※500万円以下であっても、総合評価落札方式（簡易型）を選定しても良い。



# 発注方式別の技術評価の配点の基本的な考え方

【H29.4以降改正】

発注方式		特定・入札段階の配点イメージ				
プロポーザル方式		25%		75%		
		技術者の 資格・実績等 5~10%	技術者の 成績・表彰 15~20%	実施方針 12.5~25%	評価テーマ 50~62.5%	
総合評価 落札方式	標準型	(標準型 1 : 3)				
		1	3			
	価格点		技術者の 資格・実績等 5~10%	技術者の 成績・表彰 15~20%	実施方針 12.5~25%	評価テーマ 50~62.5%
	(標準型 1 : 2)					
	1	2				
	価格点		技術者の 資格・実績等 7.5~15%	技術者の 成績・表彰 18~25.5%	実施方針 15~30%	評価テーマ 37~52%
簡易型	(簡易型 1 : 1)					
	1	1				
	価格点		技術者の 資格・実績等 12.5~25%	技術者の 成績・表彰 25~37.5%	実施方針 50%	
	(簡易型(チャレンジ型) 1 : 1)					
1	1					
価格点		技術者の 資格・実績等 23.3%	実施方針(履行上の留意点含む) 76.7%			
業務能力 重視型	(業務能力重視型 1 : 1)					
	1	1				
価格点		業務理解度				
(業務能力重視型(チャレンジ型) 1 : 1)						
1	1					
価格点		業務理解度(履行上の留意点含む)				



# 総合評価落札方式における落札者の決定方法

## 総合評価の評価方法の考え方

- 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法は、加算方式を基本とする。
- 加算方式以外に発注者が適切と考える方法がある場合は、財務大臣協議を行った上で当該方法を用いてもよい。

### 【 加算方式 】

#### 1. 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

#### 2. 価格評価点の設定の考え方

- ・技術評価点の満点を60点とし、価格評価点の配分点を20点から60点の範囲で決定する。各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格点:技術点 の割合	価格評価点 の配分点	技術評価点 の満点
1:1	60	60
1:2	30	60
1:3	20	60

#### 3. 技術評価点の算出方法(予定価格が100万円以上※の場合) ※H27.9から適用

- ・技術資料の内容に応じ、下記①、②、③の評価項目毎及び④の評価項目を加えて評価を行い、技術評価点を与える。

①配置予定技術者の経験及び能力

②実施方針等

③評価テーマに対する技術提案(価格点：技術点の割合が1：2及び1：3の場合のみ)

④技術提案の履行確実性

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計} \left[ \text{①の得点} + (\text{②の得点} + \text{③の得点}) \times \text{④の評価}^{\text{※}} \right]}{\text{技術評価の配点合計} (\text{①の配点} + \text{②の配点} + \text{③の配点})}$$

(※履行確実性度)



建設コンサルタント等業務は工事に比べて低入札の発生率が高く、落札率も低水準  
平成18年度以降、落札率の下落傾向が拡大

## 1. 業務成果品質の低下に対する不安

(1) 成績が低くなる傾向が見られる

(2) 設計ミスが増加傾向

## 2. コンサル業界の技術力低下に対する不安

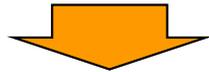
(1) 仕事が減っているのに業者数は増えている

(2) 経常利益の減少

(3) 技術者単価の減少、技術者へのしわ寄せ

(4) 中堅技術者の他産業への流出、若者離れによる技術の継承に不安

### 成果品質とコンサル業界の技術力の低下のおそれ



#### 対策1：調査基準価格の設定と低入札価格調査の実施

- 調査基準価格：予定価格の60%～81%（ただし、測量業務は60%～82%、地質調査業務は2/3～85%）
- 調査基準価格を下回る入札があった場合、低入札価格調査を実施

#### 対策2：業務コスト調査の実施

- 目的：業務コスト構造の実態を詳細に把握
- 調査内容：業務ごとに、完成業務原価や販売及び管理費を調査票に記入

#### 対策3：第三者照査の実施

- 受注者の責任により第三者による照査を実施（予定価格100万円を超える業務）
- 低入札価格調査として第三者照査実施者の申請期間を限定（予定価格1,000万円を超える業務）

#### 対策4：総合評価落札方式の「履行確実性」を加えた技術評価の試行



# 対策1 調査基準価格の設定と低入札価格調査の実施

対象：令和6年4月以降公告の業務等

## 業種別の調査基準価格算出方法

- 業種区分ごとに下表①～④により計算された額の合計額(税込)を算出
- ただし、下限を予定価格の60%、上限を予定価格の81%とする  
(なお、測量業務は、下限60%、上限82%、地質調査業務は、下限2/3、上限85%)

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
土木関係の建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

## 業務における低入札価格調査

- 予定価格が1,000万円を超える競争入札の案件を対象に低入札価格調査制度を導入
- 調査基準価格を下まわる入札があった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査を実施  
主な調査内容：低入札の理由、入札価格の内訳書、履行体制、過去に受注した業務及び成績状況等
- 適切な履行がなされないおそれがある場合は、その者を落札者とせず、次順位者との手続きに移行



## 対策2 業務コスト調査の実施

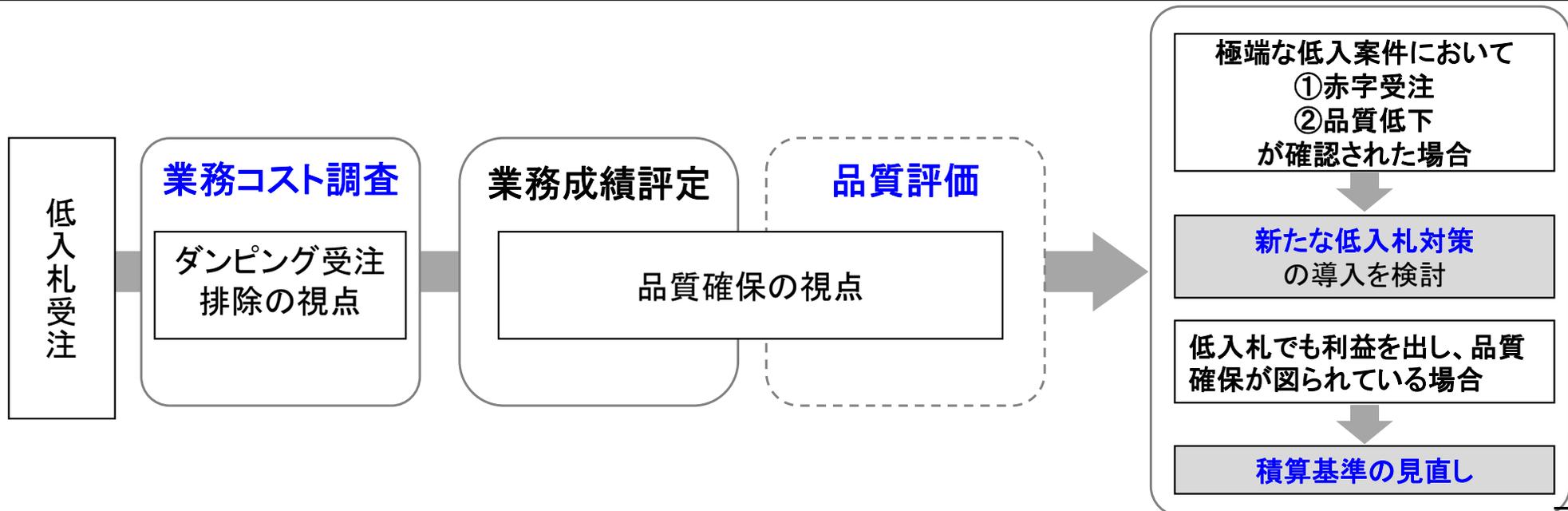
### 業務コスト調査の目的

- 建設コンサルタント業務等において、**近年低入札が急増**
- しかし、現状では業務コストの実態が把握できていないため、それらの低入札案件が、過当競争下での赤字覚悟の入札なのか、低入札であっても一定の利益を得ているのか不明
- したがって、建設コンサルタント業務等における完成業務原価と官積算との乖離、受注業務の売上総利益(損失)及び営業利益(損失)の実態等、**業務コスト構造を詳細に把握することを目的として業務コスト調査を導入する**

### 業務コスト調査導入後の展開

業務コスト調査の結果、低入札案件において

- 赤字受注の傾向が確認され、品質確保に懸念 → **新たな低入札対策の導入を検討**
- 黒字受注の傾向が確認され、品質確保の問題なし → **積算基準の見直し**





# 対策3 第三者照査の実施

○低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づけ

① 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務：調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した業務

※ただし、見積参考資料の開示を行っていない業務、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に照査の定めのない業務は除く。

② 予定価格が1,000万円を超える業務：調査基準価格以下で契約した業務

→低入札価格調査に係る資料の提出期限(通知した日から7日(土、日、祝日除く)以内)までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知し、その通知が無い場合には、「競争契約入札心得(第6条第11号)」の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

○業務完了報告書提出までに第三者照査が適切に履行されない場合、業務成績評定点を最大15点減点

第三者照査に求められる資格及び実績：予定照査技術者又は管理技術者と同等とする。

資格内容	業務		探査工	土質調査	環境調査	気象・海象調査	計画調査	環境影響評価	設計	技術開発	電算プログラム開発	維持管理計画調査	備考
	測量												
	深浅測量	水路測量											
港湾海洋調査士													但し、「環境調査」部門は環境調査の騒音調査、振動調査、悪臭調査を除く
「総合」部門	○		○	○	○	○							
「深浅測量」部門	○												
「危険物探査」部門			○										
「土質・地質調査」部門				○									
「環境調査」部門					○								
「気象・海象調査」部門						○							
シビルコンサルティングマネージャ													但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者
「土質及び基礎」部門				○									
「地質」部門				○									
「建設環境」部門					○			○					
「港湾及び空港」部門	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
「河川、砂防及び海岸・海洋」部門 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
水路測量技術													
「1級(沿岸)」	○	○											
「1級(港湾)」	○	○											
地質調査技士													但し、港湾関係の実務経験が大卒者は5年以上、高卒者は8年以上ある者 但し、解析等調査(総合的な解析)を含まない場合に限り
基本情報技術者											○		
海洋・港湾構造物維持管理士									○			○	但し、設計は維持管理に関する業務に限る
海洋・港湾構造物設計士									○	○		○	但し、技術開発は設計に関する業務に限る

※下線は、国土交通省登録技術者資格(資格が対象とする区分は「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」による)

※1 海岸に関する業務のみ適用

## 実施についての留意点

- ※第三者照査の企業に要求される資格として
  - ・予決令及び会計令第98条において準用する第70条、71条に該当しないもの
  - ・建設コンサルタント業務にかかわる競争参加資格を受けていること
  - ・指名停止を受けている期間中でないこと
  - ・受注者との間に資本関係、人的関係において中立・公平な立場を証明できること
  - ・過去5年間に受注者と請負関係が無いこと
  - ・当該年度において、建設コンサルタント業務等で低入札受注がない。

※ 第三者照査は、共通仕様書に定められる照査に準じて実施する。受注者は第三者照査の方法について照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期照査事項等を定め発注者に提出する。

※ 成果物にかしがある場合、第三者照査の技術者が負うものではない。



## 対策4 総合評価方式の「履行確実性」を加えた評価(1/2)

### ○概要

- ・技術提案の確実な履行の確保を厳密に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行うことを試行する。

### ○対象業務

- ・予定価格が100万円以上の業務。(H27.9.1より対象拡大)  
※原則、100万円以上の業務は総合評価落札方式を適用(プロポーザル方式で発注する業務は除く)

### ○履行確実性評価を追加した総合評価

- ・総合評価 価格評価点 + **技術評価点** = 評価値の最も高い者を落札者とする

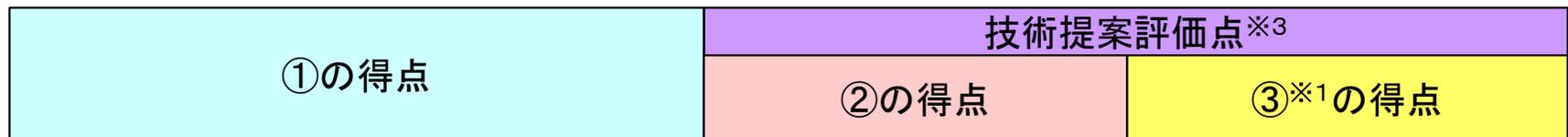
$$\cdot \text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術評価の得点合計} \{ \text{①の得点} + (\text{②の得点} + \text{③}^{\ast 1} \text{の得点}) \times \text{④の評価}^{\ast 2} \}}{\text{技術評価の配点合計}(\text{①の配点} + \text{②の配点} + \text{③}^{\ast 1} \text{の配点})}$$

(①配置予定技術者の経験・能力 ②実施方針 ③評価テーマに対する技術提案<sup>※1</sup> ④技術提案の履行確実性)

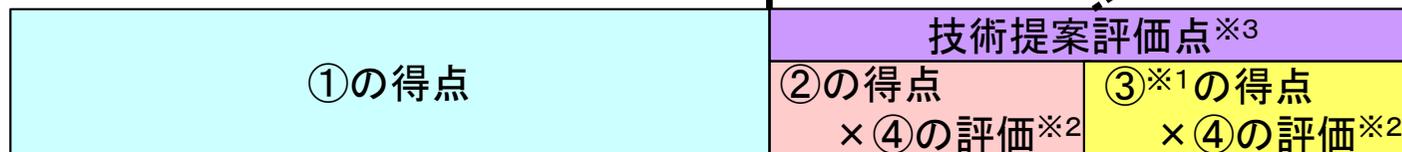
### 算出イメージ

#### 技術評価の配点合計

履行確実性  
評価前



履行確実性  
評価後



※1 総合評価方式(標準型)の場合のみ

※2 履行確実性度

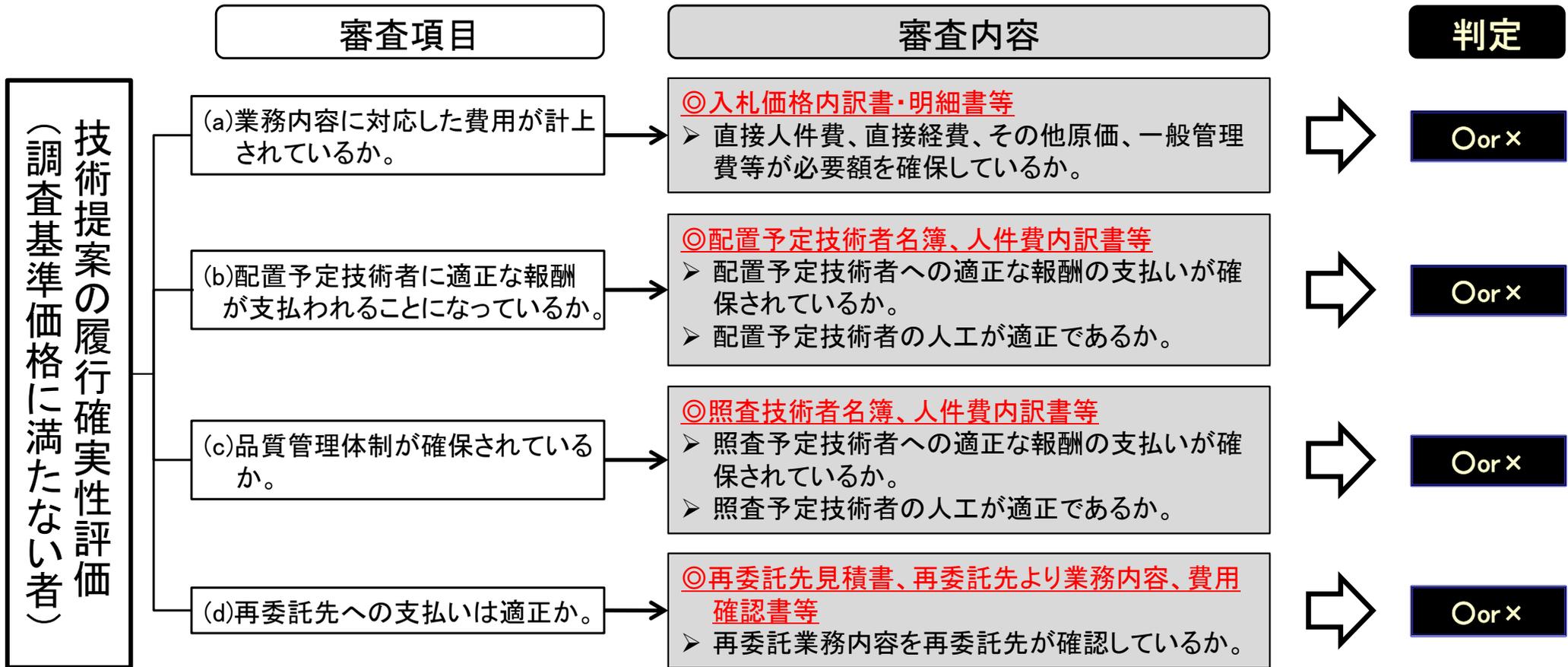
※3 「技術提案評価点」=「②実施方針」及び「③評価テーマに対する技術提案」<sup>※1</sup>に与えられた得点の合計



# 対策4 総合評価方式の「履行確実性」を加えた評価(2/2)

## 技術提案書の履行確実性の審査項目

・下記の4項目について実施する。



## 技術提案書の履行確実性の評価方法

・(a)~(d)までの各審査項目毎に審査(「O」or「X」)した上で、5段階(A~E)で総合的に評価する。

$$\text{履行確実性度} = \frac{\text{審査項目(a)~(d)のうち「O」と審査した項目数}}{4}$$

「O」と審査した項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0



## 総合評価落札方式における技術提案書に基づく業務(1/2)

### (1) 総合評価落札方式における技術提案内容が履行されなかった場合の措置

受注者の責により提案内容が履行されなかった場合は、提案内容全体に対する履行されなかった提案内容の割合に応じて、業務成績評定点を最大10点減ずる等の措置を行う。

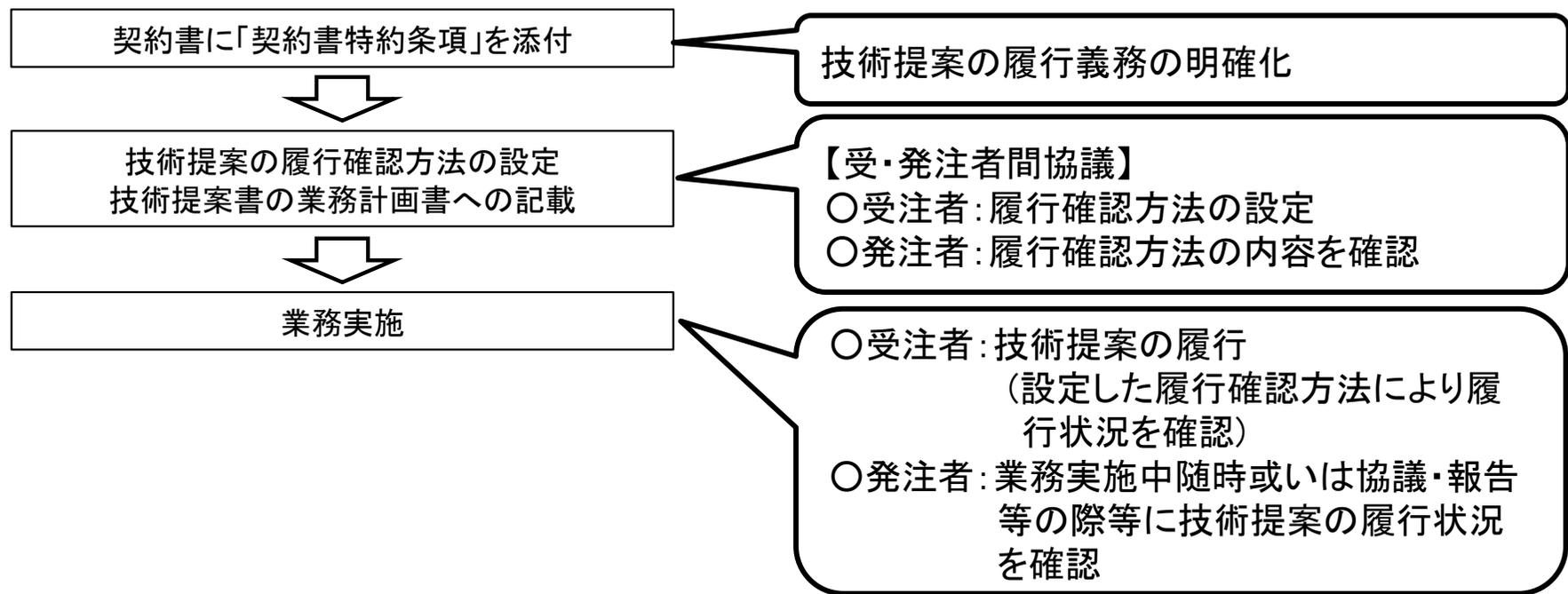
- ① 技術提案書を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。
- ② 受注者の責により提案内容が履行されなかった場合は、提案内容全体に対する履行されなかった提案内容の割合に応じて、下記の点数を業務成績評定より減ずる措置を行う。
  - 1) 提案内容に対して、達成率が60%未満の場合 10点
  - 2) 提案内容に対して、達成率が60%以上、80%未満の場合 5点
  - 3) 提案内容に対して、達成率が80%以上、100%未満の場合 3点なお、受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による条件の変更又はその他の特別な事情が有る場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。
- ③ 受注者の責により提案内容が履行されなかった場合は、上記②の定めに関わらず重大な契約違反として取り扱う場合がある。
- ④ 予決令第85条の基準に基づく価格(調査基準価格)に満たない者が当該業務を受注した場合には、業務完了後に履行确实性の審査のために提出した追加資料を実施額に修正した資料の提出を求め、履行确实性評価の達成状況等を確認し、その結果を業務成績評定に十分反映させるものとする。



## (2) 総合評価落札方式における技術提案の履行確認

総合評価落札方式における技術提案については、提案内容を契約書に特約条項として添付するとともに、当該技術提案の内容及び履行確認の方法を業務計画書へ記載することを契約図書(契約書、設計図書(入札説明書等))に明記することとしている。これにより、確実な履行確認及び検査が可能となり、技術提案の適正な評価につながることになる。

受注者は、入札時に提出した「技術提案書」の内容に基づき適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、業務計画書に記載するものとする。また、受注者の履行確認方法を調査職員と協議し、併せて業務計画書に記載の上、調査職員に提出しなければならない。

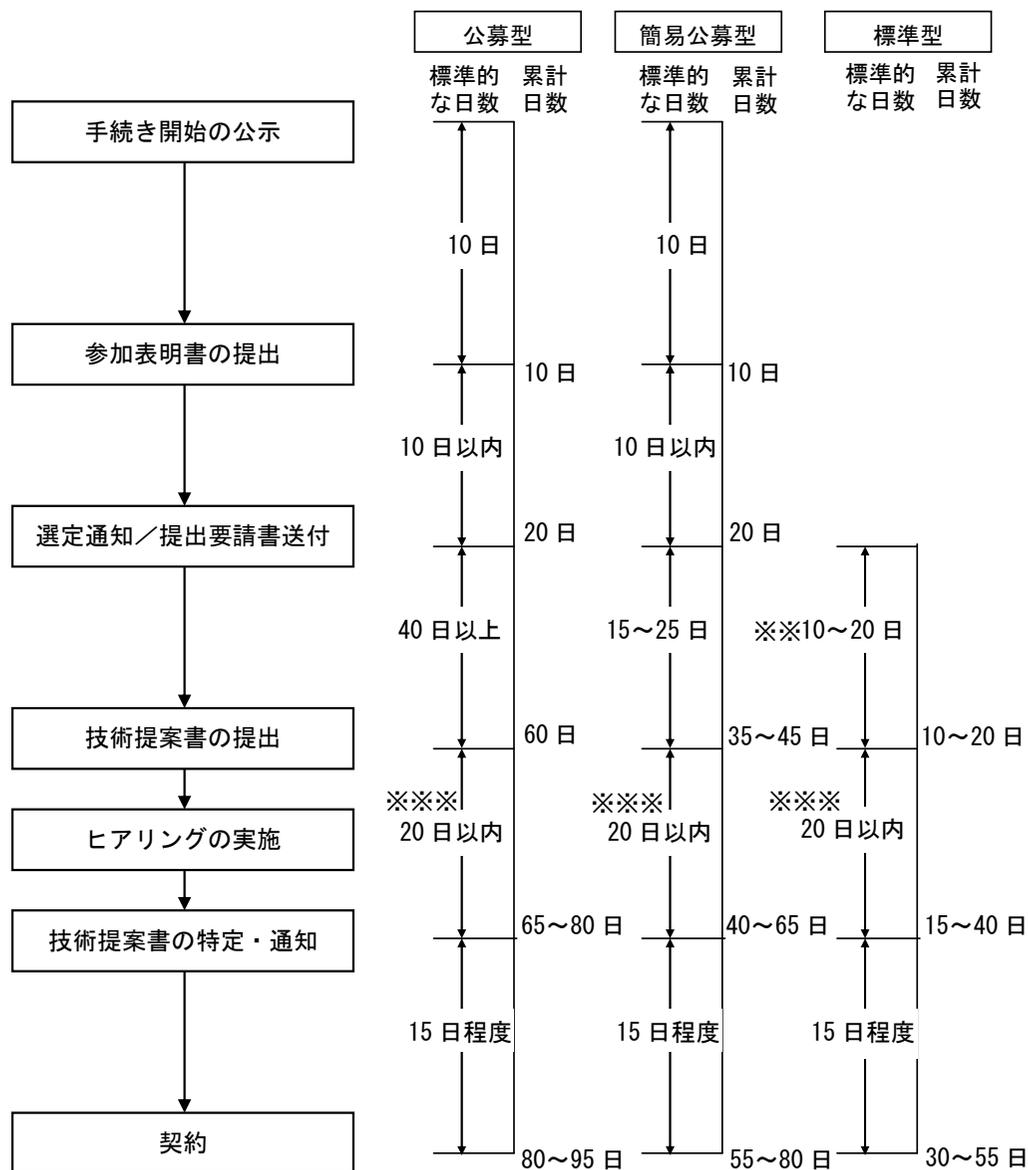




# 発注方式別の具体的な実施手順(プロポーザル方式)

## (1) プロポーザル方式の実施手順

プロポーザル方式を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。  
 ※※適宜短縮可能。  
 ※※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

図1 プロポーザル方式の実施手順

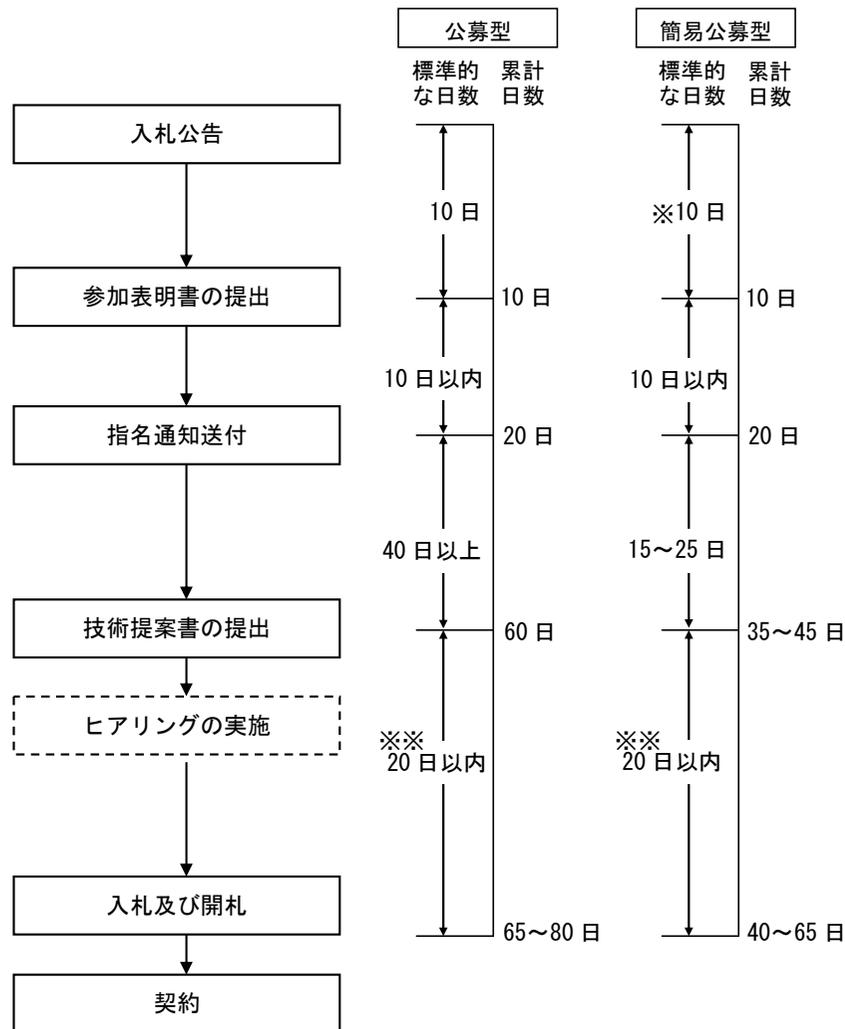


# 発注方式別の具体的な実施手順(総合評価落札方式(標準型))

## (2) 総合評価落札方式(標準型)の実施手順

総合評価落札方式(標準型)を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。  
日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

図2 総合評価落札方式(標準型)の実施手順

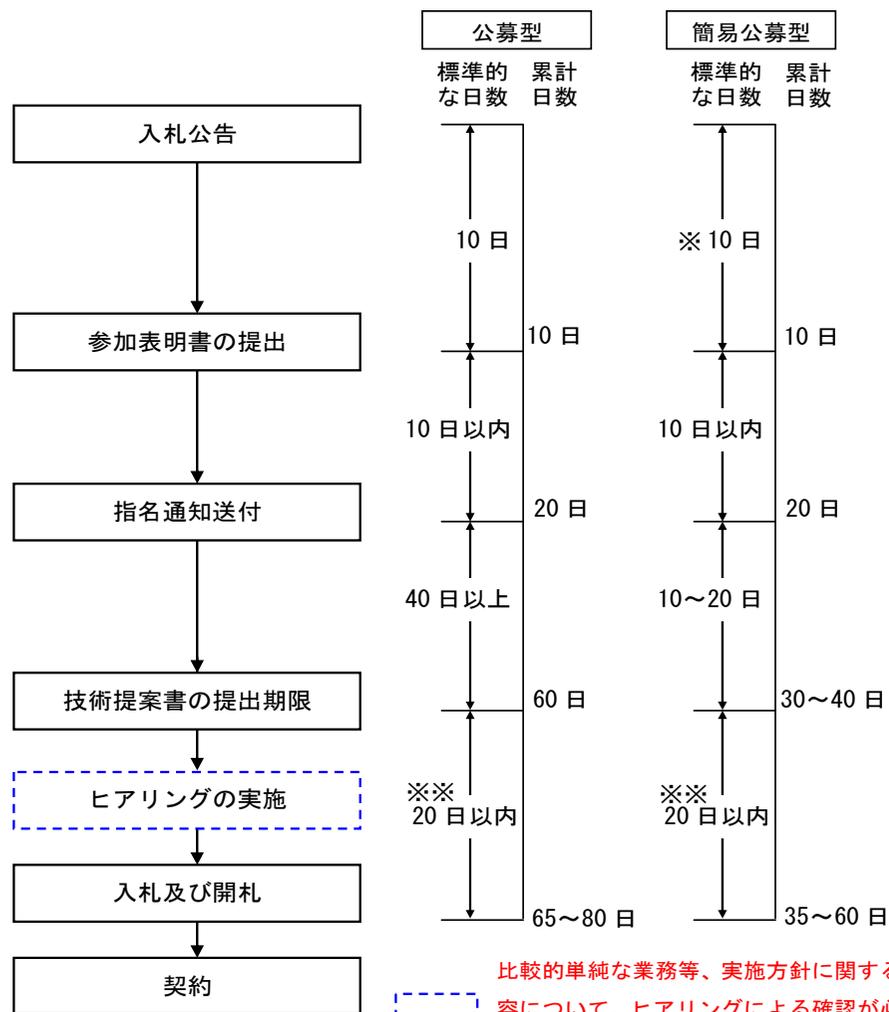


# 発注方式別の具体的な実施手順(総合評価落札方式(簡易型))

## (3) 総合評価落札方式(簡易型)の実実施手順

総合評価落札方式(簡易型)を実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。日数については業務の内容に応じ短縮可能とする。

なお、発注者支援業務等、より競争性を確保すべき業務については、参加表明者の中で入札参加資格を満たす全ての者が入札に参加できる一般競争入札方式の実施も可能とする。



※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

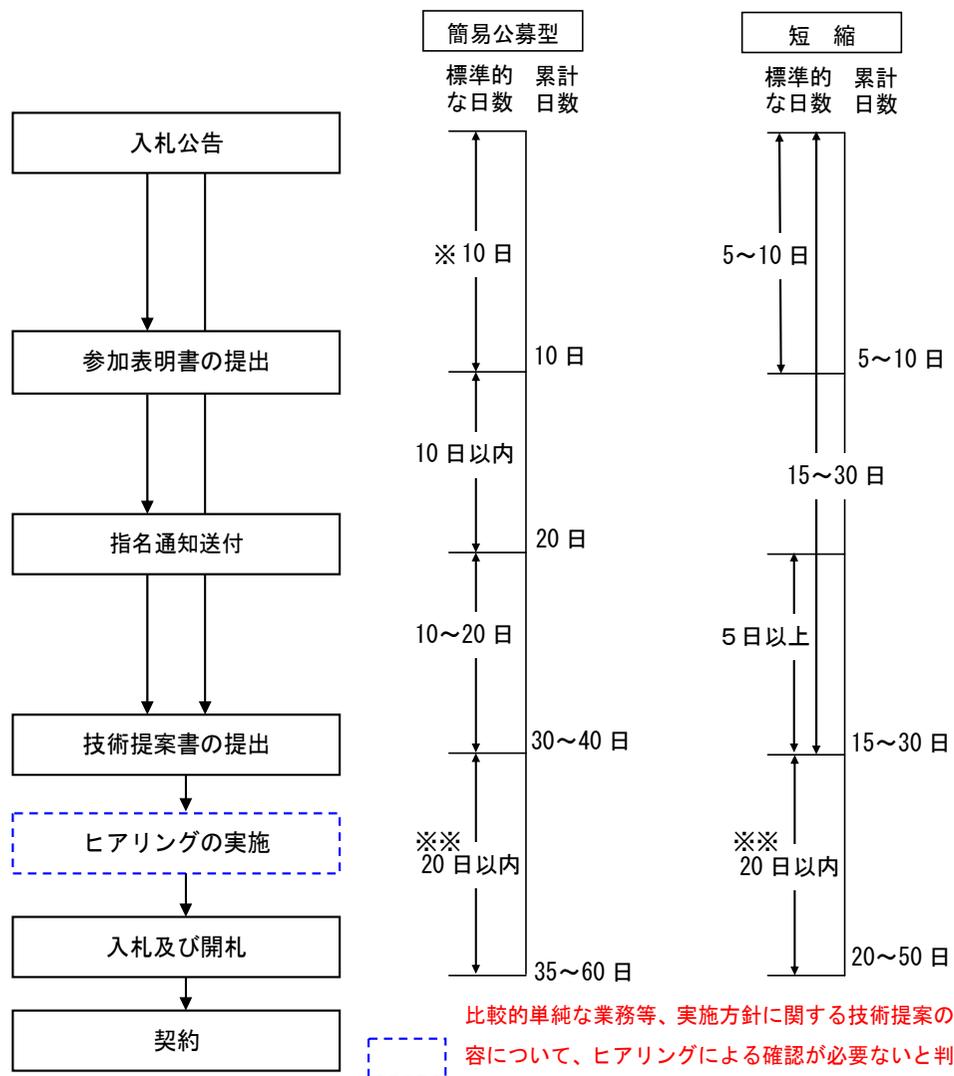
※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った。

図3 総合評価落札方式(簡易型)の実実施手順



# 発注方式別の具体的な実施手順(総合評価落札方式(簡易型))

さらに、総合評価方式(簡易型)では、簡易公募型もしくはそれに準ずる方式を採用する場合において、参加表明書の作成手続きと技術提案書の作成手続きを併行して実施することにより、手続きに要する期間の短縮を図ることとする。



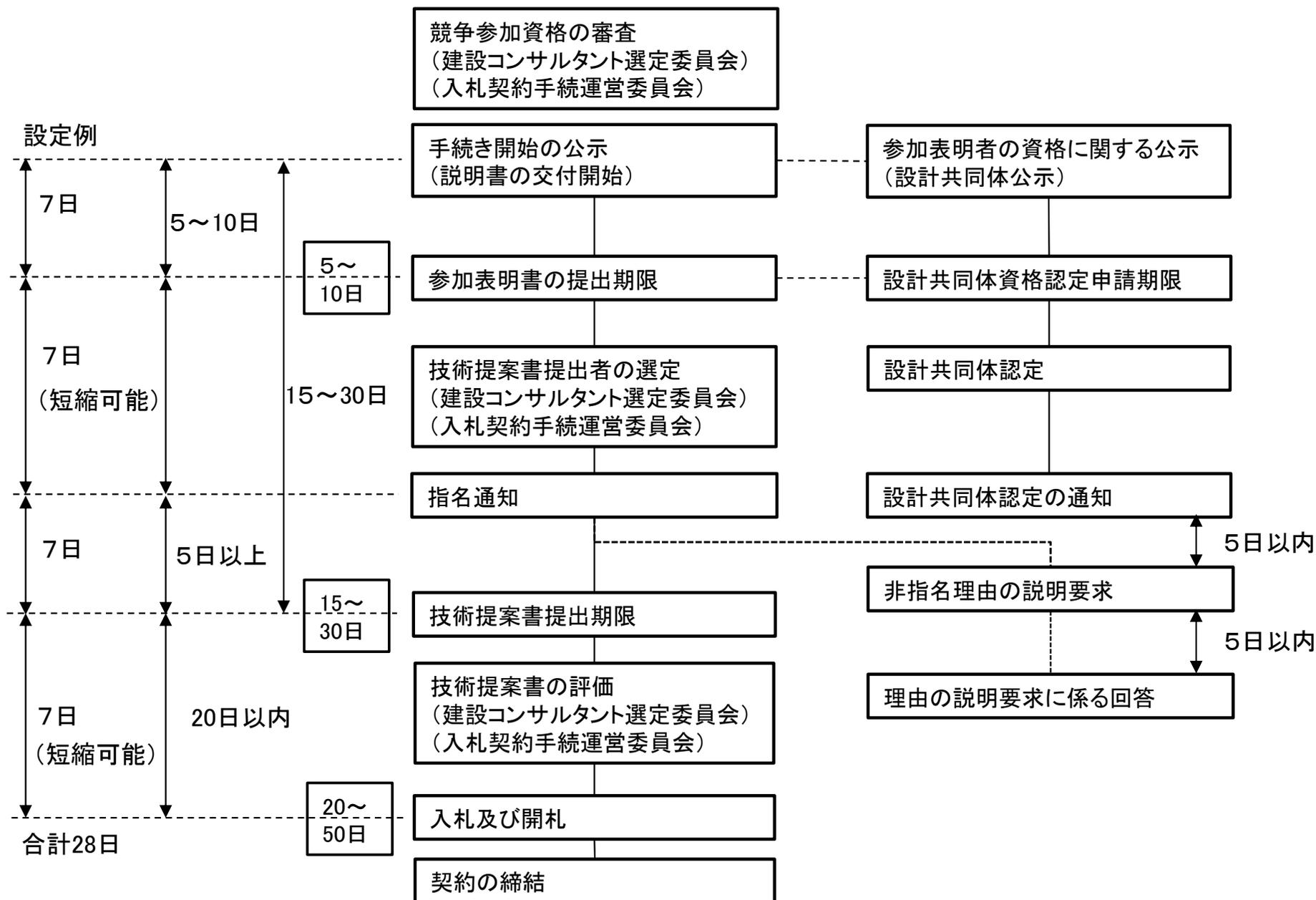
※簡易公募型に準ずる方式の場合は、7日まで短縮可能。

※※累計日数の計算において「20日以内」は、便宜上「5~20日」として取り扱った

図3 総合評価落札方式(簡易型)の実施における手続期間の短縮



# 発注方式別の具体的な実施手順(総合評価落札方式(業務能力重視型))





1. 総合評価落札方式（業務能力重視型）の試行について（継続）
2. 若手技術者登用型の試行について（継続）
3. 業務チャレンジ型の試行について（継続）
4. 業務成績評定対象の拡大について（継続）
5. 技術者評価（成績）の見直しについて（継続）
6. 技術者資格に関する評価基準の見直しについて（継続）
7. 表彰に関する評価基準の見直しについて（継続）
8. 出産等が不利にならない技術者評価について（継続）
9. 地域貢献度評価の導入について（継続）
10. プロポーザル方式に係る見直し（継続）
11. 複数種類業務の技術的難度の見直し（継続）



# 1. 業務能力重視型の新たな試行の取り組み（継続）

簡易公募型競争入札（価格競争）を適用してきた予定価格が500万円以下の業務について、**業務理解度の評価に特化した「業務能力重視型」**を試行する。

業務能力重視型は、予定価格が100万円以上500万円未満で価格競争を適用してきた業務を対象に、平成27年9月以降に公示する業務より試行する。

## 簡易公募型競争入札方式（価格競争）

### 総合評価落札方式（業務能力重視型）

価格点

業務理解度

60点

60点

評価項目		評価基準	配点	技術点
業務の理解度	実施上の留意点	実施上の留意点が具体的に記載され、業務を適切に理解している。	30	60
		実施上の留意点の一部不整合な部分がある。	0	
	実施手順	業務実施手順を示す業務フローが妥当である。	30	
		業務フローの一部不整合な部分がある。	0	

#### ○ 評価値の算定方法

評価値 = 技術評価値 + 価格評価点

価格評価点 = 価格評価点(60点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

#### ○ 技術提案の履行確実性評価

技術評価点 = 60点 × 履行確実性度

#### ○ 履行確実度評価

履行確実度 =  $\frac{\text{審査項目(a)~(d)のうち「○」と審査した項目数}}{4}$

#### 履行確実性度

(a)~(d)までの各項目毎に審査(「○」or「×」)した上で5段階で総合評価する

- (a) 業務内容に対応した費用が計上されているか。
- (b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われるか
- (c) 品質管理体制が確保されているか
- (d) 再委託先への支払いは適切か。



## 2. 若手技術者登用型の試行について

【H30.4以降一部改正】

### 【目的】

業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者(公告年度の4月1日時点で満40歳未満)が監理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

### 【実施概要】

技術指導者を配置した場合には党が技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

### 【対象案件】

原則、全発注業務案件

### ■評価の考え方

若手技術者＋技術指導者

**○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者の実績で評価する**

	評価等の項目	若手管理技術者	技術指導者	備考
競争参加要件	資格	○	○	
	業務実績		○	
総合評価での加点	業務実績		○	
	資格	○		資格は実績ではない
	地域精通度		○	
	成績		○	
	表彰		○	

注1) 技術指導者を配置する場合は、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。

- ① 配置予定技術者の求める資格を有すること。
- ② 定期的に配置予定技術者の指導を行うこと。(1回/週程度)
- ③ 発注者で行う全ての協議、報告、打合せに出席すること。

注2) 技術指導者を含む複数の者が指導することを妨げない。

注3) 技術指導者は、若手技術者より若くても要件を満足すれば配置可能。



### 3. 業務チャレンジ型の試行について

【H29.4以降改正】  
【R5.12以降一部改正】

#### 【目的】

- 業務(測量・調査及び設計等)の総合評価落札方式において、担い手確保や地域企業の活躍機会、若手や女性の活躍機会の確保

【試行内容】平成29年4月以降に公示する業務のうち、以下の条件をもとに案件を抽出して試行。

- 比較的難易度の低い総合評価落札方式(簡易型および業務能力重視型)の業務を対象。
- 企業の実績要件は現行のとおり必須。配置予定技術者の実績要件は求めない。
- 技術提案書の実施方針において、履行を行う上での留意点が妥当である場合について優位に評価。
- 企業の実績要件は現行の「過去10年間+公示日まで」から「過去15年間+公示日まで」に緩和。
- 分任官発注のうち、過年度に入札参加者数が少数(3者以下)であった案件を対象に数件/年程度を試行。

#### ■試行:総合評価落札方式(簡易型、業務能力重視型)(チャレンジ型)

##### 指名段階評価基準(簡易型、業務能力重視型)

評価項目		評価の着目点		標準	チャレンジ型
参加表明者(企業)の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録 有資格者名簿への登録	適/否	適/否
	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性 過去○年間(公示日まで)に完了した同種・類似業務の実績の内容 過去3年間の業務成績評定点の平均値(60点以上)※	適/否(10年)	適/否(15年)
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等 配置予定技術者の技術者資格	適/否	適/否
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力 過去10年間(公示日まで)に完了した同種・類似業務の実績の内容 過去3年間の業務成績評定点の平均値(60点以上)※	適/否	—

※地方整備局及び沖繩総合事務局が発注した業務(港湾空港関係)で業務成績評定点があるもの。

##### 技術提案書評価基準(簡易型)

評価項目		評価の着目点		標準	チャレンジ型
配置予定技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	4点(-)	6点
		専門技術力	業務執行技術力	8点	—
	成績・表彰	情報収集力	地域精通度	3点(7点)	8点
		専門技術力	業務執行技術力	25点	—
		技術者表彰等		10点	—
実施方針、実施フロー、工程計画、その他	業務理解度		20点	22点	
	実施手順		10点	12点	
	工程計画		10点	12点	
	その他		10点	0点	
合計				100点	60点

※1( )書きは専門資格を優位に評価しない(試行Aの対象でない)場合。

※2 チャレンジ型においては試行Aの対象としない。

##### 技術提案書評価基準(業務能力重視型)

評価項目		評価の着目点		標準	チャレンジ型
業務の理解度	実施上の留意点	履行上の留意点		30点	27点
					3点
	実施手順		30点	30点	
合計				60点	60点

※チャレンジ型においては、業務全体の実施方針に加えて、履行を行う上での留意点を求め業務理解度を評価する。



## 4. 業務成績評価対象の拡大

【R2.4改正】

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の業務

これまでの参加企業、技術者の業務成績評価の対象であった地方整備局、沖縄総合事務局に、業務成績評価基準が港湾系と統一された**国土技術政策総合研究所による成績評価を対象に加える。**

### ■実施対象

公募を行うプロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型、簡易型、業務能力重視型)

### 【現 行】

	企業	技術者
参加資格確認時	地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務(港湾空港関係)実績で業務成績評定点(業務評定点)が60点以上	地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務(港湾空港関係)実績で業務成績評定点(業務評定点)が60点以上
技術提案の評価時		地方整備局及び沖縄総合事務局が発注した業務(港湾空港関係)のうち平成28年度から平成30年度に完了した建設コンサルタント等の業務の平均業務成績評定点(技術者評定点)。

### 【見直し】

	企業	技術者
参加資格確認時	地方整備局、沖縄総合事務局 <b>及び国土技術政策総合研究所</b> が発注した業務(港湾空港関係)実績で業務成績評定点(業務評定点)が60点以上	地方整備局、沖縄総合事務局 <b>及び国土技術政策総合研究所</b> が発注した業務(港湾空港関係)実績で業務成績評定点(業務評定点)が60点以上
技術提案の評価時		地方整備局、沖縄総合事務局 <b>及び国土技術政策総合研究所</b> が発注した業務(港湾空港関係)のうち平成28年度から平成30年度に完了した建設コンサルタント等の業務の平均業務成績評定点(技術者評定点)。



## 5. 技術者評価(成績)の見直しについて (継続)

管理技術者及び、照査技術者については平均業務成績評定点の算出する対象を、現行の「管理技術者(照査技術者)及び担当技術者の実績」から「管理技術者(照査技術者)の実績」に限定する見直しを行う。

従前

管理技術者の評価を行う場合  
管理技術者及び担当技術者の実績

照査技術者の評価を行う場合  
管理技術者、担当技術者  
及び照査技術者の実績

見直し

見直し

見直し

管理技術者の評価を行う場合  
管理技術者の実績

照査技術者の評価を行う場合  
管理技術者及び照査技術者の実績

※ただし、担当技術者の実績しかない場合は、担当技術者の実績で評価する。



## 6. 技術者資格に関する評価基準の見直しについて(1/2)

【H27.9改正】【H30.4以降一部改正】  
【R4.4以降改正】

(発注者支援業務は対象外)

- ①業務能力評価型を除く全ての業務について、技術提案評価段階における技術者資格の評価を行う。
- ②測量・調査業務及び設計業務について、専門性の高い資格を評価する試行をWTO対象業務以外の業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型)において実施する。

試行A 測量・調査業務(専門資格評価)

試行B 設計業務(複数資格評価)

改正

・競争参加要件として設定した場合の技術者資格の評価を  
Aに見直し

・技術士等の資格にプラスして、当該業務に特化した資格  
を保有する場合に加点評価(A複)

現 行

技術者資格の評価を行う  
(業務能力評価型を除く全ての業務)

試行A  
専門資格の  
評価

試行B  
国土交通省  
専門性の高い資格の  
複数資格評価

継続

改正

令和4年4月以降公告

技術者資格の評価を行う  
(業務能力評価型を除く全ての業務)

試行(A複)  
国土交通省登録資格のうち  
専門性の高い資格の複数資格評価



## ■配置予定技術者資格の評価の見直し

➤国土交通省登録技術者資格のうち、成果品の品質の確保・向上が期待できる業務に特化した資格について、評価順位の見直しを行う。

### 1. 競争参加要件として設定した技術者資格の評価の見直し

【見直し】

【現行】

A 評価	技術士、博士
B 評価	国土交通省登録技術者資格※
C 評価	上記以外



A 評価	技術士、博士 国土交通省登録技術者資格※（該当業務に特化した以下の資格） ・港湾海洋調査士 ・水路測量技術 ・海洋・港湾構造物維持管理士 ・海洋・港湾構造物設計士
B 評価	国土交通省登録技術者資格※ （当該業務に特化した資格を除く）
C 評価	上記以外

※国土交通省登録技術者資格のうち、「資格が対象とする区分」に適合し、有効と判断できる資格のみ。

### 2. 技術士等の資格にプラスして当該業務に特化した資格を保有する場合に加点評価

(留意点)ただし、「国土交通省登録技術者資格のうち当該業務に特化した資格」を複数保有していても、重複して加点措置は行わない。



# 7. ①過去3年間の表彰実績の評価区分

【H27.9改正】

【R2.4以降一部改正】

○ 建設コンサルタント等業務において、品質向上に資する表彰実績の効果を明確にするため、H27.9.1より表彰実績の評価について4区分に大別。**【加点評価方法については、次頁参照】**

○ 表彰実績区分の選別基準

・1業務あたり1区分とし以下の区分判断基準で仕分けを行うこととする。

~~ただし、維持補修・長寿命化検討業務については建設コンサルタント等(設計関係業務)による表彰実績及び維持補修・長寿命化検討業務による建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)での表彰実績とする。~~

・複数の区分にまたがり業務を行っているものについては主たる業務又は業務目的より判断する。

【選別の手順】

手順1. 競争参加資格が建設コンサルタント等業務か測量・調査業務か。前者は①～③、後者は④

手順2. 発注者支援業務(管内技術審査補助、施工状況確認等補助、監督補助)については②

手順3. 設計関係業務(予備設計、基本設計、細部設計、実施設計、耐震性能検証、技術検討※、技術開発※)については③

※技術検討、技術開発については、構造検討を行ったものに限る。

手順4. 上記に該当しない業務は①

### 表彰実績区分の選別基準表

区分		区分選別基準
①	建設コンサルタント等 (港湾計画調査関係業務)	②～③以外の建設コンサルタント等業務
②	建設コンサルタント等 (発注者支援関係業務)	管内技術審査補助、施工状況確認等補助又は監督補助の業務に限る。
③	建設コンサルタント等 (設計関係業務)	予備設計・基本設計・細部設計・実施設計、構造検討調査、解析、耐震性能検証、技術検討・技術開発(うち設計に関する業務)又は維持補修・長寿命化検討業務の業務に限る。
④	測量・調査	競争参加資格が測量・調査業務に限る。

H26d以前については設定の上別途通知。H27dにおけるH27.9.1以前の業務及び総合評価落札方式(業務能力重視型)については表彰段階で選別する。

H27.9.1以降発注の「味」-ザル方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型)については公示段階で選別する(表彰実績の評価区分と同じとする。)



# 7. ②他地方整備局での表彰実績を加点対象へ(1/2)

【R2.4改正】

対象:原則、令和2年4月1日以降公告の業務

従来、表彰実績の加点対象は、近畿地方整備局(港湾空港関係)による表彰だけであったが、他地方整備局等による表彰実績も加点対象とすることで、表彰対象となる配置予定技術者の意欲向上と業務成果の品質向上を図る。

### ■実施対象

公募を行うプロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型、簡易型)。  
業務規模が500万円以下の業務能力重視型は対象としない。

入札説明書事例	【現行】配置予定技術者	【見直し】配置予定技術者
<p>特定段階の評価基準</p>	<p>近畿地方整備局(港湾空港関係)発注の平成〇年4月1日から平成〇年3月31日までに完了した業務のうち、〇〇〇における優良工事等施工者(建設コンサルタント等)又は優秀建設技術者表彰の経歴について、下記の順位で評価する。 (照査技術者の業務経歴は認めない)</p> <p>① 局長表彰の実績がある 18点 ② 港湾空港部長表彰又は事務所長表彰の実績がある 9点 ③ 上記以外 0点 ※配点は、プロポ、標準型1:3の場合</p> <p>【〇〇〇には、建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)、建設コンサルタント等(発注者支援関係業務)、建設コンサルタント等(設計関係業務)、測量・調査のいずれかを記載する】</p>	<p>地方整備局又は沖縄総合事務局が発注の平成〇〇年度から平成〇〇年度までに完了した業務(港湾空港関係)のうち、□□□における優良工事等施工者(建設コンサルタント等)又は優秀建設技術者表彰の有無により下記の順位で評価する。 なお、近畿地方整備局の表彰については、表彰実績区分が〇〇〇の場合優位に評価する。 国土技術政策総合研究所が発注の平成〇〇年度から平成〇〇年度までに完了した建設コンサルタント等の業務(港湾空港関係)のうち、建設コンサルタント等における優良業務又は優秀技術者表彰の有無により評価する。 (照査技術者の業務経歴は認めない)※配点は、プロポ、標準型1:3の場合</p> <p>① 近畿地方整備局長表彰の実績がある 18点 ② 近畿地方整備局港湾空港部長表彰又は管内事務所長表彰の実績がある 9点 ③ 近畿地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰又は国総研所長表彰の実績がある。近畿地方整備局の表彰実績区分が〇〇〇以外。 6点 ④ 上記以外 0点</p> <p>【〇〇〇には、建設コンサルタント等(港湾計画調査関係業務)、建設コンサルタント等(発注者支援関係業務)又は建設コンサルタント等(設計関係業務)のいずれかを記載する。 □□□には、建設コンサルタント等又は測量・調査のいずれかを記載すること。測量・調査の場合は「なお、近畿・・・に評価する。」③の「近畿・・・以外。」を削除】</p>

\* 表彰は、技術者に対して行っており、企業は加点対象としない。  
\* 表彰は、参加要件確認時の確認事項の対象外。



## 7. ③他地方整備局での表彰実績を加点対象へ(2/2)

【R2.4改正】

現 行		見直し		
補足説明	表彰実績区分合致		表彰実績区分合致	表彰実績区分が異なる
①局長表彰の実績がある	18点	①(近畿の)局長表彰の実績がある (業務区分が合い表彰実績区分が合う)	18点	
②港湾空港部長表彰又は事務所長表彰の実績がある	9点	②(近畿の)港湾空港部長表彰又は事務所長表彰の実績がある (業務区分が合い表彰実績区分が合う)	9点	
		③近畿地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰又は国総研所長表彰の実績がある(業務区分は合うが表彰実績区分が合わないため※)  近畿地方整備局の表彰であっても表彰実績区分が異なる場合(業務区分は合うが表彰実績区分が合わない場合)		6点  6点
③上記以外	0点	④上記以外(表彰がない場合)	0点	

※配点は、プロポ、標準型1:3の場合  
※R2.3時点で、近畿と近畿以外の表彰実績区分は異なっている

業務区分

表彰実績区分

業務区分	表彰実績区分	区分選別基準
建設コンサルタント等	① 建設コンサルタント等 (港湾計画調査関係業務)	②～③以外の建設コンサルタント等業務
	② 建設コンサルタント等 (発注者支援関係業務)	管内技術審査補助、施工状況確認等補助又は監督補助の業務に限る
	③ 建設コンサルタント等 (設計関係業務)	予備設計・基本設計・細部設計・実施設計、構造検討調査、解析、耐震性能検証、技術検討・技術開発(うち設計に関する業務)又は維持補修・長寿命化検討業務の業務に限る
測量・調査	④ 測量・調査	競争参加資格が測量・調査業務に限る



# 7. ④海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価について(1/2)(再掲)

対象: 令和4年4月1日以降公告の業務

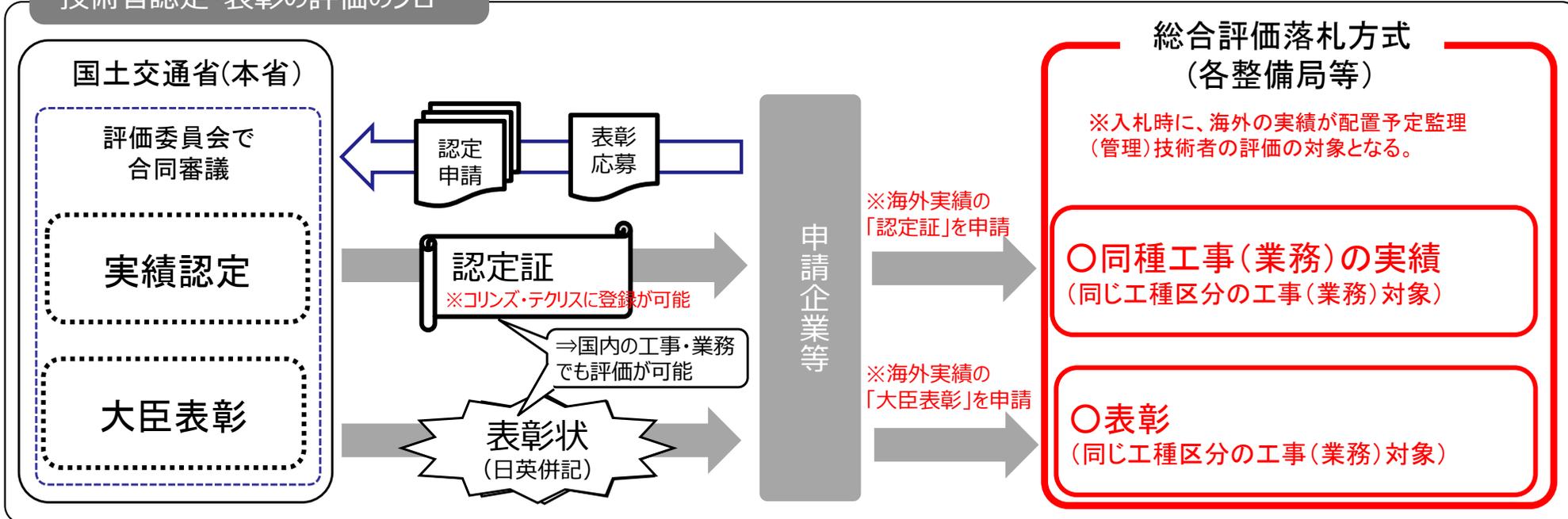
## 背景

- 建設業の海外進出、技術者の国内外の流動性を高める必要。
- 一方、直轄業務等で実績評価の際に用いるデータベース(コリンズ・テクリス)への登録には、発注者の確認(サイン)が必要であることから海外の実績登録が進んでおらず、当該実績が国内公共業務の調達において評価されない。
- 国内の公共工事において、海外業務等の実績を評価する仕組みが必要。

## 目的

- 今後の海外進出や国内外の技術者の流動化を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設するとともに、本認定・表彰の結果を国内業務・工事の入札時に評価する。

## 技術者認定・表彰の評価のフロー





# 7. ④海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価について(2/2)(再掲)

対象: 令和4年4月1日以降公告の業務

(例) 技術提案評価型S型(WTO以外)標準タイプ

評価項目		評価基準		配点		
企業の能力等	①過去〇年間の同種工事实績	より同種性の高い工事(※1)の実績あり	3点	3点	10点	
		同種性が認められる工事(※2)の実績あり	0点			
	②同じ工種区分の〇年間の平均成績	80点以上	4点	4点		
		75点以上80点未満	2点			
70点以上75点未満 70点未満		1点 0点				
③表彰(同じ工種区分の過去〇年間の工事を対象(※5))	表彰あり	1点	1点			
	表彰なし	0点				
④その他自由設定項目		(上限を2点とする)	0~2点	2点		
技術者の能力等	●技術者の実績	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※4)	4点	4点	10点	
		より同種性の高い工事において、担当技術者として従事等、または、同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者あるいは現場代理人として従事(※3)	2点			
		同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0点			
	⑤過去〇年間の同種工事实績	同種性・立場	80点以上	4点		4点
			75点以上80点未満 70点以上75点未満 70点未満	2点 1点 0点		
●技術者の表彰	去 〇年間の工事を対象(※5)	表彰あり	1点	1点		
		表彰なし	0点			
⑧その他自由設定項目		(上限を1点とする)	0~1点	1点		
⑨技術提案	高い効果が期待できる		4点	4点	40点 (※3)	
	効果が期待できる		2点	(×5提案 ×2ターマ)		
	一般的事項のみの記載となっている		0点			

※企業の実績・成績・表彰は、評価しない。  
 ※但し、工事における「企業の能力等」、業務における「参加表明者の経験及び能力」については、競争参加者が国内工事等の実績を有しておらず、海外認定・表彰制度により認定された実績を有している場合は、同種・類似工事又は同種・類似業務の実績として評価できることとする。

●技術者の実績  
 認定された海外実績も、国内業務等と同様に評価

※海外インフラプロジェクト技術者表彰は「港湾空港関係」受賞者に限る  
 ※海外インフラプロジェクト認定者(実績)は、コリンズ登録時の公共事業の分野が「港湾分野」又は「空港分野」のものに限る

●技術者の成績  
 海外実績の表彰も、同様に評価

・評価基準  
 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞→近畿地方整備局局長表彰と同等  
 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞→近畿地方整備局港湾空港部長・事務所長表彰と同等



# 7. ⑤災害活動への表彰・感謝状に対する加点評価(業務)

対象: 令和4年4月以降公示の業務

## ■災害協定に基づく活動実績(表彰・感謝状)の総合評価における加点評価

➢ 従来の指名段階における災害協定に基づく活動や協定締結の評価から、災害協定に基づく相互協力体制のさらなる充実強化を図るため、入札段階の総合評価においても、災害活動への表彰・感謝状に対する加点評価を行う。

### ■総合評価における加点

1. 評価対象は、**近畿地方整備局港湾空港部との災害協定に基づく活動実績に対する表彰・感謝状**を受けたものとする。
2. 評価は、当該業務に応じた業種区分(建設コンサルタント、測量・設計)で評価する。
3. 感謝状が贈られた取り組みに**配置予定管理技術者が従事していた場合**に評価の対象とする。

※災害協定の締結のみは、入札段階における評価の対象外。

評価の順位)

- ①近畿地方整備局長表彰
- ②近畿地整 部長表彰又は事務所長表彰 **又は局長表彰・感謝状(災害)**
- ③近畿地整以外の局長・港湾空港部長・事務所長又は国総研所長表彰 **又は部長・事務所長表彰・感謝状(災害)**

### (例)公募型又は簡易公募型総合評価落札方式(標準)の入札段階

評価項目	評価の着目点			評価ウェイト	
	資格要件	管理技術者	判断基準	1:3	1:2
予定技術者の経験及び能力 資格・実績等	資格要件 技術者資格等	管理技術者 技術者資格等、その専門分野の内容	業務に応じて、P20表-1もしくは表-2によって評価する。【注：陸上測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】	10%(5%~10%)	15%(7.5%~15%)
	専門技術力 業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去〇年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した同種業務の実績、又は過去に〇〇〇〇に関する研究実績がある。 ② 平成〇〇年4月1日から本業務の公示日までに完了した類似業務の実績がある。 【注1：業務実績は発注機関を問わないこと。注2：管理技術者あるいは担当技術者(又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者)として従事した実績を評価対象とする。】		
予定技術者の経験及び能力 成績・表彰	管理技術者 専門技術力	業務執行技術力 過去〇年間に担当した業務の業務実績【過去〇年を基本とし、十分な競争性を確保する観点から、成績データの蓄積の度合に応じて、対象業務の拡大、細分化や年数の延長ができるものとする。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、全地方整備局及び沖繩総合事務局(ともに港湾空港関係)発注業務の同じ業種区分(測量・調査or建設コンサルタント等)の請負業務成績評定点(技術者評定点)の平均点を下記の順位で評価する。 ①〇〇点以上 ②〇〇点以上〇〇点未満 ... 〇〇点以上〇〇点未満 請負業務成績評定を受けた実績がない場合は加点しない。 【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】	15%(15%~20%)	18%(18%~25.5%)
	過去〇年間の技術者表彰の有無【過去〇年を基本とする。各地方整備局等に共通する業務を、代表する地方整備局等が発注する場合については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。】	平成〇〇年度から〇〇年度末までに完了した業務のうち、〇〇地方整備局(港湾空港関係)発注業務の同じ業種区分(測量・調査業務or建設コンサルタント等)で受けた優良業務表彰の経験若しくは <b>災害協定に基づく活動実績(表彰・感謝状)</b> については、他地方整備局等の表彰も当該地方整備局の表彰と同等に評価する。 ① 局長表彰の実績あり ② 事務所長表彰の実績あり若しくは <b>災害協定に基づく活動実績(局長表彰)あり</b> ③ <b>災害協定の締結に基づく活動実績(感謝状)あり</b> 【注：管理技術者あるいは担当技術者として従事した実績を評価対象とする】			
小計				25%	33%



## 8. 出産等が不利にならない技術者評価について

【H29.4以降改正】

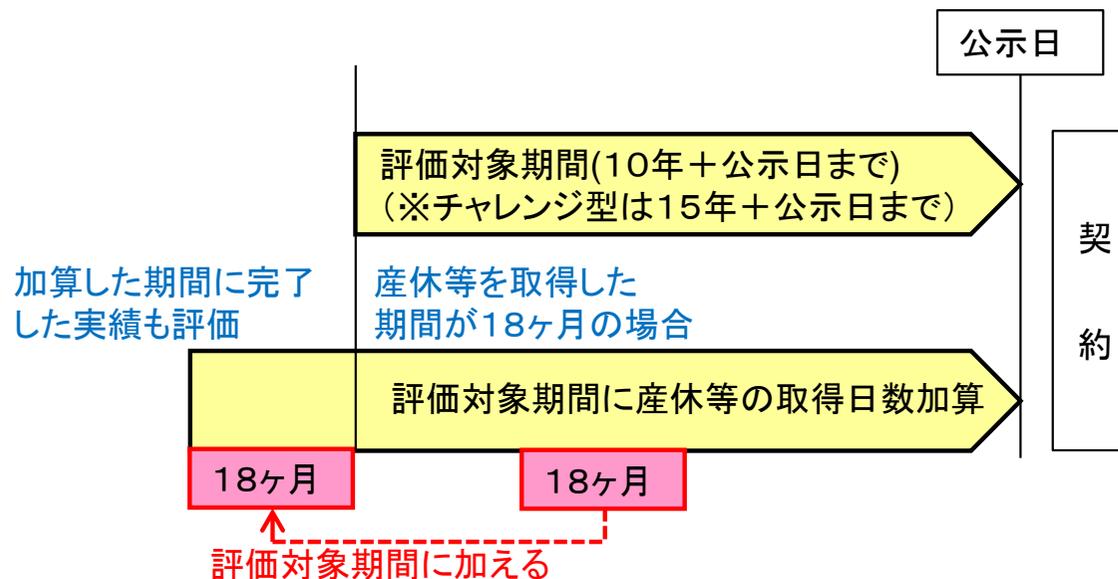
### 【目的】

- 担い手確保やワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みの一つとして、出産・育児・介護休業(以下、「産休等」という。)が不利にならない技術者評価を行う。

### 【試行内容】平成29年4月以降に公示する業務において試行。

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式(標準型、簡易型、業務能力重視型、チャレンジ型)の業務を対象。
- 配置予定技術者に求める実績(同種又は類似業務の実績、地域精通度)の評価対象期間に、産休等の取得期間相当分を加算。

### 【イメージ】産休等の取得期間に相当する期間を評価対象期間に加える措置



※産休等を取得した期間の上限は定めない。



# 9. 地域貢献度評価の導入について【指名段階：絞り込みを行う場合】

【H29.4以降改正】

【H31.4以降一部改正】

## 【目的】

●企業の災害対応に関する取り組み姿勢について、地域への貢献度を高く評価。

【導入内容】平成29年4月以降に公示する業務のうち、以下の条件をもとに案件を抽出して導入する。

●総合評価落札方式(標準型、簡易型、業務能力重視型)の業務を対象。

●契約手続きにおける競争性をより一層確保する観点から、原則、参加資格要件を満たす企業すべてを指名しているところであるが、**過去の実績等から多数(10者以上)の参加者が見込まれる場合に、指名段階において災害協定の評価を含めた参加表明者及び配置予定管理技術者の技術的能力の評価を行い、配点の高い者から10者を指名する。**

## ■指名段階評価基準 総合評価落札方式(標準型、簡易型、業務能力重視型)

評価項目	判断基準	前回		現行		
		評価点	配点	評価点	配点	
企業の経験及び能力	技術部門登録	①あり	2点	2点	2点	
		②上記以外	0点	2点	2点	
	成果の確実性	当該部門の建設コンサルタント登録等	①あり	13点	11点	11点
			②類似業務の実績あり	6.5点	5.5点	11点
			③上記以外	指名しない	指名しない	11点
	地域貢献度	過去10年間(十公示日)までの同種又は類似業務等の実績	①近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績(災害活動実績、訓練実績、表彰・感謝状の実績)がある。	—	2点	2点
			②近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結あり	—	1点	2点
			③上記以外	—	0点	2点
	成果の確実性	参加表明書の提出期限の日現在において、近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結に基づく活動実績等の有無	①～⑦直轄(港湾空港関係)実績	25点～0点	25点	25点
			⑧直轄(港湾空港関係)実績60点未満	指名しない	25点	25点
①局長表彰の実績あり			10点	10点	10点	
②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり			5点	5点	10点	
事故又は不誠実な行為	過去3ヶ年の業務表彰の有無	③実績なし	0点	0点	10点	
		①指名停止期間中の場合	指名しない	—	指名しない	
小計	②～⑤(記載省略)	▲8点～▲3点	—	▲8点～▲3点	—	
			50点		50点	
配置予定技術者の経験及び能力	技術者資格等	①あり	数値化しない	—	数値化しない	
		②上記以外	指名しない	—	指名しない	
	業務執行技術力	技術者資格等、その専門分野の内容	①あり	15点	15点	15点
			②類似業務の実績あり	7.5点	7.5点	15点
			③上記以外	指名しない	指名しない	15点
	業務執行技術力	過去10年間(十公示日)までの同種又は類似業務等の実績	①～⑦直轄(港湾空港関係)実績	25点～0点	25点	25点
			⑧直轄(港湾空港関係)実績60点未満	指名しない	25点	25点
			①局長表彰の実績あり	10点	10点	10点
	業務執行技術力	過去3ヶ年の業務成績評定点の平均値	②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり	5点	5点	10点
			③実績なし	0点	0点	10点
小計			50点		50点	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	(記載省略)	数値化しない	—	数値化しない	
合計			100点		100点	

■評価対象(H29.4)  
 ・公共事業を実施する行政機関(国、地方公共団体)との災害協定の締結を対象とする。  
 ・災害協定の締結は、参加表明者が加盟する団体によるものも有効とする。



■評価対象(H31.4)  
 ・近畿地方整備局(港湾空港関係)との災害協定の締結及びそれに基づく活動実績を対象とする。  
 ・災害協定の締結は、参加表明者が加盟する団体によるものも有効とする。



## 10. ①プロポーザル方式に関する見直し（継続）

特定要件の見直し(最低条件の設定)及び、参考業務規模(金額)の評価基準の設定を行う。

### ■特定要件の見直し(最低条件の設定)

【従前】 総合的比較優位で特定(最低条件なし)



【見直し】 総合的比較優位に加え、  
実施方針等評価と特定テーマ技術提案評価の配点合計の6割以上を特定要件とする。

### ■参考業務規模(金額)の評価基準の設定

【従前】 特に規定なし



【見直し】 90～110%の範囲外の場合は「提示した業務規模と大きく乖離がある」と評価する。

※提示した業務規模と大きく乖離がある → 技術提案書を無効とする



# 10. ②業務プロポーザル及び総合評価の配点見直し(1/2)

対象: 令和4年4月1日以降公告の業務

## ■業務における評価項目のうち、実施方針等の配点を見直し

- 「その他」として「有益な代替案」、「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」についての提案を求め評価していたが、業務理解度や実施手順といった他の項目や、評価テーマに対する提案の的確性や実現性の配点に比べて大きな配点となっていたことから、配点の割合を見直す。
- 参加者が主たるテーマに対する提案に注力ができるようになり、参加者の負担軽減と提案の質の向上を期待。

例) 現行 業務プロポーザルの評価表

評価のウェイト	配点	評価の着目点		A評価		B評価		C評価	
				(100%)	得点	(60%)	得点	(0%)	得点
19.4% (12.5~25%)	70	20 業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	正しく理解(理解度が高い)	20	概ね理解	12	理解度が低い	0
				妥当性が高い	13	概ね妥当	7.8	一部不整合な部分がある	0
				妥当性が高い	13	概ね妥当	7.8	一部不整合な部分がある	0
				評価できる「有益な代替案」及び「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	24	評価できる「有益な代替案」又は「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の何れかがある	14.4	左記以外(提案がない)	0



例) 見直し 業務プロポーザルの評価表

評価のウェイト	配点	評価の着目点		A評価		B評価		C評価	
				(100%)	得点	(60%)	得点	(0%)	得点
19.4% (12.5~25%)	70	28 業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する	正しく理解(理解度が高い)	28	概ね理解	16.8	理解度が低い	0
				妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
				妥当性が高い	18	概ね妥当	10.8	一部不整合な部分がある	0
				評価できる「有益な代替案」及び「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の2つがある	6	評価できる「有益な代替案」又は「重要事項の指摘と重要事項の指摘に対する対応」の何れかがある	3.6	左記以外(提案がない)	0

※総合評価(1:2)以下においては、原則「その他」の項目を設定しないものとする。



# 10. ②業務プロポーザル及び総合評価の配点見直し(2/2)

対象: 令和4年4月1日以降公告の業務

## 【特定段階・技術提案の評価段階における標準配点】

業務分類		プロポーザル方式 総合評価落札方式 標準型(1:3)	総合評価落札方式 標準型(1:2)	総合評価落札方式 簡易型		
資格・実績等	技術者資格	配点内訳は前頁参照				
	専門技術力(業務実績)					
	情報収集力(地域精通度)					
	小計	36点 10.0%	24点 8.0%	36点 25.0%		
成績・表彰	成績 配点	36点	36点	24点		
	表彰 配点	18点	18点	12点		
	小計	54点 15.0%	54点 18.0%	36点 25.0%		
実施方針等	業務理解度	28点	42点	38点		
	実施手順	18点	21点	17点		
	工程計画	18点	21点	17点		
	その他	6点	-	-		
	小計	70点 19.0%	84点 28.0%	72点 50.0%		
技術提案	全体 整合性	24点	-	-		
	評価テーマ1	的確性1	25点	41点	-	
		実現性1	25点	41点	-	
		評価テーマ2	的確性2	19点	28点	-
			実現性2	19点	28点	-
	小計	200点	138点	-		
		56.0%	46.0%	-		
	合計	360点 100%	300点 100%	144点 100%		

貸上げ加算点	5%	19点	16点	8点
--------	----	-----	-----	----

貸上げ加算後の合計点 (うち貸上げ加算相当率)	379点 (5.01%)	316点 (5.06%)	152点 (5.26%)
----------------------------	-----------------	-----------------	-----------------

プロポは貸上げ対象外



## 11. 複数種類業務の技術的難度の見直し【品質の確保】

対象：原則、令和2年4月1日以降公告の業務

従来、環境系調査において、水質と底質調査の複数種類を一件で契約し規模に応じて標準型1:1で発注していた案件があった。今後、複数種類の業務の場合、計画・準備、調査実施、取りまとめ等を多面的に行うことで一層の品質向上を目指すために、発注段階で「実施方針と評価テーマに関する技術提案」を求める総合評価落札方式（標準型1:2）へ移行する。

### ■実施対象

公募を行う総合評価落札方式（標準型1:2）  
水質調査、底質調査、底生生物調査等複数の内容の業務を組み合わせる場合。  
業務規模が500万円以下の業務能力重視型は対象としない。

#### 【現行】

総合評価落札方式（簡易型1:1）  
実施方針を評価（評価テーマに対する提案は求めない）



#### 【見直し】

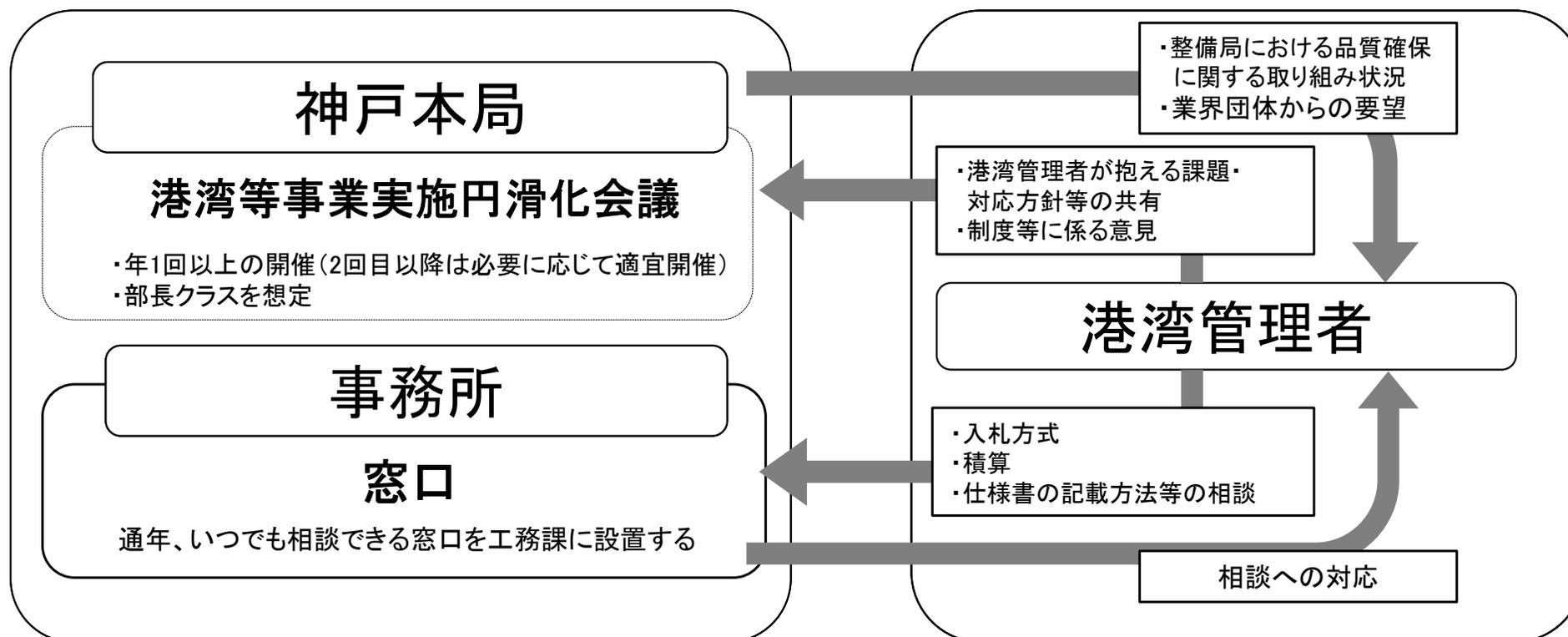
総合評価落札方式（簡易型1:2）  
実施方針、評価テーマに関する技術提案を評価



# 港湾関係における発注関係事務に関する相談窓口

- 港湾関連の発注関係事務に関する個別具体的な課題・疑問について、気軽に相談できる窓口を各事務所に設置する。

相談窓口 事務所・担当		港湾管理者
舞鶴港湾事務所	担当:工務課 課長 TEL 0773-75-0845	滋賀県・京都府
大阪港湾・空港整備事務所	担当:工務課 課長 TEL 06-6574-8561	大阪府・大阪市
神戸港湾事務所	担当:第一工務課 課長 TEL 078-333-2551	兵庫県・神戸市・洲本市
和歌山港湾事務所	担当:工務課 課長 TEL 073-422-8187	和歌山県





## 港湾関連事業の公共調達制度に係るホームページ

[https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan\\_tk5\\_000007.html](https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk5_000007.html)

### ■ 積算基準等

- ・ [積算基準等に係る情報](#)
- ・ [契約変更事務ガイドライン \(国土交通省港湾局\)](#)

### ■ 施工基準等

- ・ [施工基準等に係る情報](#)

### ■ 入札・契約制度等

- ・ [入札契約制度等のホームページへのリンク](#)
- ・ [発注者支援業務](#)
- ・ [総合評価落札方式](#)

改正品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)について  
<https://www.mlit.go.jp/tec/unyoushishin.html>



<https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/business/index.html>



国土交通省 近畿地方整備局

港湾空港部

[本文へ](#) [リンク](#) [プライバシーポリシー](#) [English](#)

文字サイズ 小 **中** 大

○港湾空港関連(工事・業務・役務)・その他(港湾空港関係以外) 入札契約情報

<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/servlet/ChPs1SearchServlet?FancID=Home>